

令和元年度

福島町議会

定例会 3 月会議会議録

令和 2 年 3 月 9 日 開会

令和 2 年 3 月 1 2 日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和2年3月9日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行 政 報 告	8 頁
1 新型コロナウイルス感染予防対策について 〔各課所管事項について〕 (1) 総務課の所管事項について	
教育行政報告	9 頁
1 幼児教育、学校教育について (1) 小中学校の臨時休業について	
2 社会教育、青少年の育成について (1) スポーツ・文化賞表彰式について	
○日程第4 令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明	9 頁
○日程第5 議案第49号 福島町地方創生推進会議条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	20 頁
○日程第6 議案第52号 福島町課設置条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	21 頁
○日程第7 議案第55号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	23 頁
○日程第8 議案第57号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正につ いて (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	24 頁
○日程第9 議案第60号 福島町地域防災計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	26 頁
○日程第10 議案第61号 福島町森林整備計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33 頁
○日程第11 議案第62号 第3期福島町地域福祉計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34 頁
○日程第12 議案第63号 第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36 頁
○日程第13 議案第64号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	42 頁
○日程第14 議案第65号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公 平委員会規約の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46 頁
○日程第15 議案第74号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	47 頁
○日程第16 議案第75号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	

	(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第 17	議案第 76 号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算(第 3 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	56頁
○日程第 18	議案第 77 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	58頁
○日程第 19	議案第 78 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	59頁
○日程第 20	議案第 79 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	60頁
○日程第 21	議案第 80 号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算(第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	62頁
○日程の順序変更		64頁
○諸 般 の 報 告		65頁
○日程第22	一 般 質 問	65頁
	7 番 藤 山 大	66頁
	(1) 令和 3 年度商業高校の生徒募集の在り方と存続について	
	8 番 小 鹿 昭 義	69頁
	(1) デマンドバスの料金と運行時間について	
	4 番 木 村 隆	72頁
	(1) 新型コロナウイルスへの対応、対策について	
	5 番 川 村 明 雄	78頁
	(1) 人口維持対策のための構想について	
	3 番 平 沼 昌 平	85頁
	(1) 町民との情報共有の在り方について	
○延 会 の 議 決		90頁
○休 会 の 議 決		90頁
○延 会 宣 告		91頁

目 次

令和2年3月12日（木曜日）第2号

○議 事 日 程	93頁
○会議に付した事件	93頁
○出 席 議 員	94頁
○欠 席 議 員	94頁
○出 席 説 明 員	94頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	94頁
○開会・開議宣告	95頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	95頁
○日程第2 議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について	
議案第51号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について	
議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
議案第54号 福島町手数料徴収条例の一部改正について	
議案第56号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について	
議案第58号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について	
議案第59号 第5次福島町総合計画の変更について	
議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について	
議案第66号 令和2年度福島町一般会計予算	
議案第67号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第68号 令和2年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第69号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第70号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算	
議案第71号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第72号 令和2年度福島町水道事業会計予算	95頁
(予算審査特別委員会報告)	
○日程第3 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	96頁
○日程第4 発委第7号 福島町議会基本条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	97頁
○日程第5 発委第8号 福島町議会会議条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	98頁
○日程第6 発委第9号 北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	99頁
○日程第7 発委第10号 「民族共生の未来を切り開く」決議について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	100頁
○日程第8 令和2年度定例会開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について	101頁
○休 会 の 議 決	101頁
○休 会 宣 告	102頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
4 9	福島町地方創生推進会議条例の制定について	3月9日	原案可決
5 2	福島町課設置条例の一部改正について	3月9日	原案可決
5 5	福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
5 7	福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	3月9日	原案可決
6 0	福島町地域防災計画の変更について	3月9日	原案可決
6 1	福島町森林整備計画の策定について	3月9日	原案可決
6 2	第3期福島町地域福祉計画の策定について	3月9日	原案可決
6 3	第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について	3月9日	原案可決
6 4	第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について	3月9日	原案可決
6 5	渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について	3月9日	原案可決
7 4	令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号）	3月9日	原案可決
7 5	令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	3月9日	原案可決
7 6	令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月9日	原案可決
7 7	令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3月9日	原案可決
7 8	令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）	3月9日	原案可決
7 9	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）	3月9日	原案可決
8 0	令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）	3月9日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
５０	福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
５１	福島町地元企業雇用等促進条例の制定について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
５３	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
５４	福島町手数料徴収条例の一部改正について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
５６	福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
５８	福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
５９	第５次福島町総合計画の変更について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
７３	福島町財政調整基金の積立金の処分について	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
６６	令和２年度福島町一般会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
６７	令和２年度福島町国民健康保険特別会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
６８	令和２年度福島町介護保険特別会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
６９	令和２年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
７０	令和２年度福島町浄化槽整備特別会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
７１	令和２年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
７２	令和２年度福島町水道事業会計予算	３月９日	予算審査特別委員会付託
		３月１２日	原案可決
同意 ５	固定資産評価審査委員会委員の選任について	３月１２日	原案同意
発委 ７	福島町議会基本条例の一部改正について	３月１２日	原案可決
発委 ８	福島町議会会議条例の一部改正について	３月１２日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発委 9	北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について	3月12日	原案可決
発委 10	「民族共生の未来を切り開く」決議について	3月12日	原案可決

令和元年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 2 年 3 月 9 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 令和 2 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明 |
| 日程第 5 | 議案第 49 号 福島町地方創生推進会議条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 52 号 福島町課設置条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 55 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 57 号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 60 号 福島町地域防災計画の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 61 号 福島町森林整備計画の策定について |
| 日程第 11 | 議案第 62 号 第 3 期福島町地域福祉計画の策定について |
| 日程第 12 | 議案第 63 号 第 2 期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 日程第 13 | 議案第 64 号 第 2 期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について |
| 日程第 14 | 議案第 65 号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 74 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 16 | 議案第 75 号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 17 | 議案第 76 号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 18 | 議案第 77 号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 19 | 議案第 78 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 20 | 議案第 79 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 21 | 議案第 80 号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 22 | 一般質問 |
| 日程第 23 | 議案第 50 号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について |
| 日程第 24 | 議案第 51 号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について |
| 日程第 25 | 議案第 53 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 26 | 議案第 54 号 福島町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 27 | 議案第 56 号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について |
| 日程第 28 | 議案第 58 号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について |
| 日程第 29 | 議案第 59 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 30 | 議案第 73 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| 日程第 31 | 議案第 66 号 令和 2 年度福島町一般会計予算 |
| 日程第 32 | 議案第 67 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 33 | 議案第 68 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 34 | 議案第 69 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 35 | 議案第 70 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計予算 |
| 日程第 36 | 議案第 71 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算 |

日程第37	議案第72号	令和2年度福島町水道事業会計予算
日程第38	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第39	発委第7号	福島町議会基本条例の一部改正について
日程第40	発委第8号	福島町議会会議条例の一部改正について
日程第41	発委第9号	北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について
日程第42	発委第10号	「民族共生の未来を切り開く」決議について
日程第43	令和2年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について	

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第5	議案第49号 福島町地方創生推進会議条例の制定について
日程第6	議案第52号 福島町課設置条例の一部改正について
日程第7	議案第55号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第57号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第60号 福島町地域防災計画の変更について
日程第10	議案第61号 福島町森林整備計画の策定について
日程第11	議案第62号 第3期福島町地域福祉計画の策定について
日程第12	議案第63号 第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第13	議案第64号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について
日程第14	議案第65号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について
日程第15	議案第74号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号）
日程第16	議案第75号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第76号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第77号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第78号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第79号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
日程第21	議案第80号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	一般質問

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
-----	---------	-------	-------

総務課長 小 鹿 一 彦
産業課長 川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長 鎌 田 一 志
建設課長 紙 谷 一
福祉センター次長 (石 岡 大 志)

企画課長 住 吉 英 之
税務課長兼会計管理者 西 田 啓 晃
福祉課長 鍋 谷 浩 行
認定こども園福島保育所園長 (鎌 田 一 志)

教 育 長 小野寺 則 之

事務局長兼給食センター所長 石 岡 大 志

監 査 委 員 本庄屋 誠

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿 部 憲 一
議会事務局主査 中 島 和 俊

議会事務局議事係長 福 井 理 央
議会事務局書記 平 野 文 子

(開会 9時58分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和元年度定例会3月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

中国から発症した新型コロナウイルス感染症の猛威は、世界中に拡散し、日本中を席卷、日常生活に大きな影響を与え続け、特に北海道の発症率は高く、未だ収束する気配が見られず、さらに細心の注意を払って冷静沈着に対処していかなければなりません。

今3月会議は、町政執行方針に示された重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されます事を願っております。

政策については、行政評価に繋がることを意識し、計画精度を高めることが重要であり、厳しい財政状況に配慮し、「最小の経費で、最大の効果」を念頭に算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つことも大切です、議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様を示していく努力も必要です。

国政の状況は、新型コロナウイルス感染症一色の感がしますが、「説明不足の唐突な要請」、「明確に説明されない桜を見る会問題」、「検察官の定年延長を巡る法解釈の変更」等々、誠実に答弁をせず、ヤジが飛びかう等々、残念ながら、依然として、地方行政・議会の模範にならない憂慮すべき状況が続いております。

町づくり、議会両基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す、行政・議会は、町民の模範となるよう規律を遵守し、情報を適確に発信し、共有することをあらためて心掛けなければなりません。

福島町議会としても、町民の信頼を得、負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実に活動を続けていかなければならないと思っております。

観測史上最低の降雪量となり、地球温暖化による生態系の異常な変化や農作物・漁獲量への影響等、不安な状況が続きますが、この3月5日の啓蟄も過ぎ、桜の便りが聞かれる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和元年度福島町議会定例会3月会議を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番佐藤孝男議員、3番平沼昌平議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和元年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月2日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日から3月17日までの7日間といたしました。

議案につきましては、条例の制定・改正等12件、計画の策定・変更6件、積立金の処分1件、令和元年度福島町一般会計ほか6会計の補正予算、令和2年度福島町一般会計ほか6会計の予算、人事案件など、計37件となりますが、令和2年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の5ページをお開きください。

2月18日、記載のとおり4件の所管事務調査を実施しました。

7ページをお願いいたします。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

それでは、調査事件10 第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

町より、現計画を検証した、第2期福島町子ども・子育て支援事業計画（案）が示されましたので、内容を調査しました。

1、「放課後子ども教室」実施に係る教育委員会との連携について。

第2期計画策定の段階では、教育分野の職員も参加したとのことですが、事業実施にあたっては、教育委員会と福祉担当の密なる連携により、現状を的確にとらえ「学童保育」と「放課後子ども教室」を包含した効率の良い事業展開の検討を強く望みます。

2、子ども基本条例の制定について。

当町は、国や他の市町村に先駆け、多くの福祉施策を実施しています。このような現状の中、まちづくりの基本となる、自助・共助・公助の意識を徹底し、地域の宝である子ども達を支える地域住民とのさらなる協働意識の醸成を図り、子ども基本条例の制定を目指し、調査・検討されることを強く望みます。

次に、8ページをお願いいたします。

調査事件11 第3期福島町地域福祉計画の策定について。

町より、現計画を検証した、第3期福島町地域福祉計画（案）が示されましたので、内容を調査いたしました。

1、福島町社会福祉協議会と町の綿密な連携について。

町は、第3期計画において、社会福祉協議会を「地域における地域福祉活動の先導役」と位置付けています。当協議会が担っている多くの分野、また、非営利組織としての法人設立の趣旨を認識し、町社会福祉協議会とも常に相談・支援しあう密接な関係にあることを再確認すべきと思慮する。

2、「自助・共助・公助」について。

計画全体にわたり「自助・共助・公助」それぞれの役割を行うべき行為が順に記載されていますが、計画書では「公助・自助・共助」、説明資料では「公助・共助・自助」の順で記載されています。説明資料の順では、公助が優先されるとの誤解を招きかねないことから、今後は資料作成にあたっては、基本どおり「自助・共助・公助」の順で作成されるよう注意してください。

次に、9ページをお願いいたします。

調査事件12 社会福祉協議会の支援について。

昨年12月27日、社会福祉協議会から町・議会に対し、法人財政の悪化を理由に財源支援を求める要望書が提出されましたが、この度、町から提出された関係資料に基づき、内容を調査しました。

1、社会福祉協議会の位置付けについて。

町は、社会福祉協議会を地域福祉活動の先導役と位置付けていることから、当協議会に対し、各種事業

推進に係る状況把握や協議・相談を深め、福祉事業の推進に当たるべきと思慮する。

3、法人としての自助努力について。

社会福祉協議会は、ここに至るまで町に対し法人運営等に関する具体的な相談などの経緯はなかった。経営悪化の要因は種々あると考えますが、当法人における、さらなる自助努力を強く望むとともに、法人の財政再建に向けた取り組みを支援するよう強く望みます。

10ページをお願いいたします。

総括意見として、財政逼迫の要因が、国の福祉政策の転換や政策的に継続すべき事業があることは十分理解し、当法人への財政支援については理解いたします。しかしながら、早い段階での協議会自らの対処が可能であったこと、また、町において決算状況の把握は可能であり、適切な指導・助言をすべきであったと思慮されることから、町・福祉協議会とも十分反省し、町助成の在り方、法人の自助努力の可能性について、管内の実態調査をし慎重に協議し、綿密な財政再建計画が作成されるよう強く望みます。

次に、11ページをお願いいたします。

調査事件13 ICポイントカードシステム導入事業の助成について。

今年1月24日に、商工振興組合と商工会が連名で町・議会に対し、ポイント型スタンプの発行機器更新に係る財政支援の要望が提出されました。この度、町から提出された関係資料に基づき、内容を調査いたしました。

1、消費者のメリットとしての行政ポイントの検討について。

新たな行政ポイントの検討により、カード利用者のメリット向上とともに、各種町事業への参加増加に繋がる手立てを検討されたい。

2、機器更新後の管理体制について。

機器整備後の永続的事業実施のため、商工振興会と商工会が連携し、遺漏のない事業展開がされることを強く望みます。

3、総括意見。

議会は、当組合への事業導入に係る助成について理解をいたします。

なお、事業実施に際しては、使用時の注意点や見守り利用等の使用方法などを周知徹底し、有効に活用されることを期待いたします。

以上、調査事件10から13までの報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、広報広聴常任委員会の報告を行います。

9番平野隆雄広報広聴常任委員長。

○9番（平野隆雄）

広報広聴常任委員会の事業実施報告をいたします。

諸般の報告の12ページをお開き願います。

本年2月3日から延べ6日間にわたり実施いたしました、令和元年度「町民と議員との懇談会」の報告をいたします。

14ページをお開き願います。

説明は、主な内容といたしますので、ご了承願います。

議員10名が3班に分かれ、1日3会場、延べ17会場で懇談会を実施いたしました。

15ページをお願いします。

参加状況につきましては、記載のとおり、17会場101名の出席、1日最大13人の出席、最小は2人でありました。1会場の平均出席数は5.9人となりました。

各会場では、人口減少に関すること、また、高校存続や新たな道の駅、岩部クルーズ、蝦夷アワビ陸上養殖など、町政全般、多岐にわたる意見が出されました。

意見の概要につきましては、15ページから16ページに記載しております。また、各会場で出された意見等については、17ページから24ページまでに詳しく記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

懇談会の実施報告書につきましては、3月4日に町長に手交し、内容を説明するとともに、今後のまちづくりの重要な意見として、情報共有を図ったところでございます。

また、教育長に対する手交につきましては、新型コロナウイルスの関係で急遽出張となったことから、同日、報告書を教育委員会に送付したところでございます。

以上で、町民と議員との懇談会の実施状況の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、諸般の報告の30ページをお願いいたします。

2月21日に開催されました、令和2年第1回渡島西部広域事務組合議会定例会の報告をいたします。

主な内容を説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

1、定例会の主な内容について。

第1回定例会では、渡島公平委員会規約の変更や補正予算、また、令和2年度予算関係2件、計4件の議案を審査いたしました。

2、行政報告の主な内容については、記載のとおり、救急車の自損事故など、3件の行政報告がありました。詳しい内容は、後ほどご覧ください。

3、審議した議案の内容について。

議案第1号は、渡島公平委員会規約の変更です。山越郡衛生処理組合が今年3月31日付で解散することから、規約の別表を変更いたしました。

議案第2号は、今年度の一般会計補正予算です。年度末に向けた予算精査により、3,977万6千円を減額し、予算総額を15億2,453万8千円としました。

議案第3号は、積立金の処分です。令和2年度実施のペットボトル容器圧縮成型設備改良工事の財源とするため、衛生センター基金の積立金2,840万7千円を一般会計に繰り入れることにしました。議案第3号は、令和2年度の一般会計予算です。令和2年度の当初予算を歳入歳出それぞれ15億3,602万2千円としました。令和元年度当初予算と比較すると2,314万2千円の減となりました。

詳しい内容については、議会事務局に議案関係資料を保管しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日は、午後6時から夜間議事を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和元年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目の新型コロナウイルス感染予防対策について。

国内において2月以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がりを見せる中、当町におきましても国や道からの要請に応じ、町民への周知をはじめ様々な対策をいち早く講じるとともに、2月28日には「福島町新型コロナウイルス対策本部」を設置し、迅速な対応に努めてきたところであります。

町内での具体的な対策としては、春休みまでの間、小中学校を休業することや公共施設の休館を3月19日までと決定し、また、保育所及び学童保育については、3月5日より通常どおり開設しているところがあります。

私といたしましては、町民の生命安全性を最優先に考え、町民が発症することのないよう感染予防対策に万全を期してまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1) 総務課の所管事項について。

2月20日、恵庭市に本社がある「合同容器株式会社」との間で、「災害時における応急生活物資の供給に関する協定書」を締結しております。

この度の協定の締結により万が一町内で災害が発生した場合、避難所等における段ボール製簡易ベッド等を優先的に調達することが可能となり、避難された方々の生活環境の向上が図られることとなります。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上で、町長部局の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和元年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

まず、小中学校の臨時休業についてです。

2月26日及び28日に、北海道教育委員会教育長から、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請」に関する通知があり、福島町校長会及び福島町教育委員会会議を開催し、要請どおり2月27日から3月24日まで小中学校を臨時休業としたところであります。

なお、児童生徒の健康観察や家庭学習の状況などを把握することを目的に、週1回1時間程度の「分散登校」を実施することとしており、この中で、卒業式等についても実施する予定であります。

次に、スポーツ・文化賞表彰式についてです。

2月19日、福祉センターにおいて、令和元年度スポーツ・文化賞の表彰式が開催されました。今年度は、個人17名と3団体の受賞者となっており、今後の更なるご活躍に期待しているところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明

○議長（溝部幸基）

日程第4 令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

まず最初に、町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民の皆様、町議会の皆様、令和元年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、町政執行に対する基本姿勢・施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度町政執行方針。

はじめに。

今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが約半世紀ぶりに、東京都を中心に開催される運びとなっており、マラソン競技等が札幌で実施されます。

昨年5月に年号が変わり、令和の時代が2年目を迎え、町においては、「第5次福島町総合計画後期実施計画」のスタートの年となる重要な一年となっております。

昨年8月の町長選挙において、無投票当選という形で2期目の当選をさせていただき、10月から再び町政を担わせていただいております。新たに与えられた4年の任期を全力で取り組む所存であります。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念の「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援に対して予算を重点的に配分し、町民一人ひとりの元気が地域を元気にする。それにより地域経済が循環する仕組みづくりに力を注いできたところであります。

政府は、消費税増税分を活用した社会保障の充実、東京オリンピック後を見据えた経済対策の着実な実行を掲げ、令和2年度の一般会計予算の総額を、対前年比1.2パーセント増の102兆円規模とし、8年連続過去最高を更新し、2年連続100兆円の大台を突破してございます。また、「国土強靱化計画」の推進並びに「第2期総合戦略」を策定し、引き続き地方創生事業を推進することとしております。

町では、まちづくりの柱である「第5次福島町総合計画後期実施計画」及び「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、次の新たな時代へ“まち”を繋ぐ重要な年と位置付け、様々な産業支援対策を講じることとしております。

町の人口が4千人を割り込む厳しい状況ではありますが、そこに住む人々が課題の克服にあたって、自律の精神をしっかりと持ち、地域が持っている資源である歴史、文化、豊かな自然、人材を最大限に生かし、地域の魅力を高め、前浜から揚がる資源により地域経済を循環させることで、初めて“まち”の発展や持続に繋がるものと考えております。

昨年6月にスタートいたしました「福島町まちづくり工房」による岩部海岸及び青の洞窟クルーズが、各方面から大変な好評をいただき、当初の予想をはるかに超える乗船があり、今年度は開始時期を少し早めて、5月からのスタートを予定しております。

若い人たちが力を合わせて、交流人口や関係人口の拡大を図ることで、町の活性化に繋がるものと確信をしており、引き続き、こうした取り組みを全力で支援してまいります。

今年は、1955年（昭和30年）に福島町と吉岡村が合併して、65周年の節目の年を迎えます。

私たち町民には、これまで先人たちが力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合うことで、昭和、平成、令和のそれぞれの時代で様々な課題や困難を乗り越え、脈々と歴史を繋いできた、“ふるさと「福島町」”を新たに生まれくる未来の子供たちへ伝え引き継ぐ責務と役割があります。

私は、今の時代を生きる者の責任において、勇気と夢と希望を持って、この厳しい困難から逃げることなく、常に挑戦する姿勢を貫き、この節目となる大きな変革期に臆することなく果敢に立ち向かい、町民の幸せと豊かさを求めるという、ゆるぎない信念のもと、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

町政の基本方針。

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

令和2年度は、「第5次福島町総合計画後期実施計画」のスタートの年となります。

当計画で掲げたテーマの「力を合わせ 新たな時代を築き次代につなぐ福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、「第5次福島町総合計画の基本計画及び後期実施計画」を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、基幹産業に繋がる事業や子育て支援等に関する予算を積極的に措置しております。

平成29年度から3カ年実施しておりました「がんばる地元企業等応援条例」については、制度を見直し、新たに「チャレンジスピリット応援条例」並びに「地元企業雇用等促進条例」を制定し、新制度の下、新たな視点を持って支援してまいります。

なお、今年は5年に一度の国勢調査が実施されます。

当町では人口減少の幅が緩やかになりつつありますが、毎年、人口減少傾向に変わりはなく、特に生産年齢人口の減少が大きく、町の財政基盤となる町税及び地方交付税が年々減少している傾向にあります。

町では、このような状況を踏まえ、「行政改革大綱」による行政のスリム化や公共施設のコンパクト化を図るとともに、建設事業の優先度による選択や事業量の見直し、さらに実施年度の変更等を行い、全体事業費並びに経常経費の縮減に努めております。

また、人口減少が続く中で、働き方改革など公務員を取り巻く環境も大きく変化してきており、限られ

た財源の中で行政の効率化が求められるとともに、行政サービスの維持、水準の確保が課題となっており、

このようなことから、一部機構を再編し、組織の合理的運営に努め、職員の能力向上に向けた研修の充実を図るとともに、次の時代を担う人材の育成に取り組んでまいります。

また、職員相互の連携により組織力を高め、笑顔を心掛けた行政サービスを提供してまいります。

主な施策の推進。

次に、令和2年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の基本構想である「7つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1点目として、次世代を担うリーダー等の育成であります。

私のまちづくりに対する考え方については、就任以来「まちづくりは人づくりから」を基本理念とし、当町の産業・福祉・教育・行政などのあらゆる分野において、これからの時代をけん引していくリーダー等の育成が急務であるとの理念のもと、人財育成基金の活用を図りながら大人から子どもまで、仕事、文化及びスポーツの技術向上に必要な資格や研修、児童生徒のスキルアップに必要な検定等、幅広い支援を行ってまいりました。

人財を育てるうえで大切なことは、現状の課題を認識し、それを解決する方策を考え、自らが行動し、最後までやり抜く人財を育てることが重要であり、引き続き町の将来を担うあらゆる分野での人財の育成を図ってまいります。

また、町職員については、人口減少が続く中で職員数の削減を余儀なくされており、個々の職員の政策形成や事務処理能力のスキルアップが求められており、職員研修計画に基づき、自ら行動、実践できるような職員の育成に努めてまいります。

また、地域があって行政があるとの信念のもと、地域、現場に寄り添うような職員の育成を目指してまいります。

包括連携協定を締結している各大学との連携事業については、これまでそれぞれの大学の強みを活かした事業に取り組んでまいりましたが、一部において、締結当時に比べて活動が停滞している状況にあり、事業の再構築を図りながら地域振興に繋がるような連携に努めてまいります。なお、令和元年度に先行実施した「プログラミング教室」については、はこだて未来大学の学生などの協力をいただきながら、引き続き実施してまいります。

北海道福島商業高等学校の存続が大変厳しい状況下において、町では新たな対策として、「福島町高校の在り方に関する協議会」を設立し、新たな視点での存続を模索しているところであり、今年の危機的状況を踏まえ、検討を加速させてまいります。

2点目の産業の再生による雇用の創出。

産業を再生するうえで、若者等の生産年齢人口の維持が大きな課題となっており、町では基幹産業の水産業を中心に積極的な振興策により支援してきているところであります。

その振興策の一環である「福島町がんばる地元企業等応援条例」については、制度施行後3年間、集中的に予算配分し、漁業者を中心に幅広く多くの事業者の活用をいただき、各産業における施設等の拡充や事業の継続効果に繋がり、養殖事業において過去最高の水揚げを記録するなど、地域経済の循環に寄与するなどの成果があったものと事業評価しております。

しかし、制度を維持するためには年間相当な予算出動が伴うことから、現行制度による支援は令和元年度をもって終了し、新たな制度として「チャレンジスピリット応援条例」を制定し、新たに起業する若者や事業を継承する後継者など、次の時代を担う若者等を積極的に支援してまいります。

また、福島商業高等学校の新卒者を雇用する事業者及び外国人技能実習生を受け入れられる事業者への支援については、一部制度内容を見直し継続して実施いたします。

水産業振興については、生産基盤の拠点となる漁業整備として、国の第3種福島漁港の船揚場における屋根施設整備や護岸改良などが行われることとなっており、また、北海道が事業主体となる第2種吉岡漁港では、漁港機能保全事業として老朽化した護岸の整備が進められることとなっております。

なお、新たな漁場整備として、北海道が事業主体となり白符地区において囲い礁の整備が計画されており、キタムラサキウニの増産が期待されるところであります。

また、地球温暖化の影響により水産生物の自然環境が大きく変化しており、前浜の安定的な生産を維持

するため種苗施設が不可欠なものとなっており、町では、現施設の老朽化及び施設が分散していることなどを踏まえ、総合的な種苗センターが必要と考えており、新たな総合種苗センター建設に向けた構想をまとめ上げることとしております。

間引き昆布を活用した「食べる昆布」プロジェクトについては、令和2年度から新たにマグロ・イカ漁業者による専用出荷が可能となり、生昆布500トンの生産を目標に、株式会社ヤマザキ、漁協及び町がそれぞれの役割を分担し、事業の確立に向けた取り組みを推進してまいります。

「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」は、生産体制も確立され概ね順調に生育しているところであります。なお、今年中に出荷体制が整う計画となっており、今後は販売体制の確立を目指してまいります。また、利用促進を図るため、ふるさと納税の返礼品などの活用を図ってまいります。

水産加工業においては、長引く全国的なイカ漁の不漁により、原料の不足や高騰が続いており、ここ数年大変厳しい経営状況にあります。

こうした状況の緩和に向けて、関係団体と連携を図りながら、原料確保のための輸入枠拡大などについて、引き続き、国や道などへ働きかけるとともに、町としては「産業振興資金預託融資枠」の大幅な増資を図るとともに、新たに利子補給を実施してまいります。

農業については、これまで「農林水産業担い手養成事業」を活用し、3名の方が新たに着業しております。しかし、生産の安定には様々な課題を抱えており、引き続き生産の安定及び定着に向けて支援をしてまいります。

シイタケ栽培については、「横綱椎茸」のブランド化が進んでおり、道内のきのこ品評会で「林野庁長官賞」を受賞するなど、市場において大変高い評価を受けております。しかし、生産者が原木の調達に苦慮している状況にあることから、町では、今年度、森林組合と連携を図り原木採取可能箇所までの作業道を開設し、特産品の増産に向けて生産者を支援してまいります。

林業については、平成31年4月施行の森林関連法令の改正並びに税制改正により、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところであります。

町では、これらに対応するため基金を創設して運用することとし、有効的かつ効率的な活用を検討してきたところであり、今年度から私有の人工林所有者のうち森林経営計画を策定していない方に対して、今後の森林管理の意向調査を実施してまいります。

北海道が事業主体の「広域基幹林道島前線改良事業」については、令和元年度から本格的な工事が実施され、令和2年度も引き続き法面改良工事等が実施されることとなっており、早期完成に向けて継続して要請してまいります。

森林組合の再建計画については、平成28年末に2,522万8千円あった損失金が令和元年度決算において435万9千円に圧縮され、5年計画が1年前倒される見通しとなっております。町では、債務の早期解消に向けて引き続き支援してまいります。

町内の商工業者を取り巻く状況は、人口減少と相まって購買力の低下が著しく、町内経済は引き続き厳しい状況となっておりますが、町内経済の活性化を目指し、商工会と連携を図りながら、「福島町小規模企業振興基本条例」に基づき、小規模事業者の持続的発展、経営の向上及び改善が図られるよう支援してまいります。

なお、町内の消費を拡大する取り組みとして、商工会によるプレミアム付商品券発行事業及び商店街にぎわい創出事業等を継続して支援してまいります。また、国の制度を活用し、新たに行政サービスと連携して行う「ICポイントカードシステム」の導入事業を支援し、官民一体となった地域経済の活性化に取り組んでまいります。

3点目の若者等の定住対策・子育て環境の充実について。

町では、子供は地域の宝であるとの理念の下、地域全体で子供を産み育てやすい環境の充実に努めてきたところであります。

令和元年度策定の「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、若者・子育て世代が当町での生活に希望を持ちながら暮らしていけるよう、国に先駆けて実施した保育料や給食費等の無償化、定住促進住宅等奨励事業、出産祝金及び高校生までの医療費無料化等、こまやかな取り組みを進め、出産や子育てしやすい環境の整備に、引き続き取り組んでまいります。

認定こども園については、幼児期の保育・教育の一体的な提供を図り、保育機能と教育機能の充実に努め、質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者のニーズへ柔軟に対応してまいります。

なお、子育て支援センターについては、その機能の充実に努め、子育ての拠点施設として、安心して子育てができる環境の構築に努めてまいります。

また、学童保育については、保護者の保育ニーズにあった学童保育を運営し、子供の健全な育成を図ってまいります。

なお、近年、時代の変化とともに全国的な人材不足が続いており、当町の認定こども園においても、保育士の確保が厳しい状況となっておりますが、安定的な保育体制を維持するため、引き続き保育士の確保に努めてまいります。

年次計画をもって段階的に推進している子育て世代や若者等の定住促進住宅の整備については、令和2年度においては、宅地造成に係る基本設計業務を予定しており、引き続き事業推進に努めてまいります。

また、新栄町の改良住宅整備については、若者等の多様なニーズに対応できる住宅確保を図るため、新たな視点での町有住宅建設を目指すとともに、定住向け町有住宅整備総合プランを策定してまいります。

4点目のがん予防対策の充実であります。

高齢の方や障がいを持つ方などすべての方が、生活するうえでの様々な課題に対し、「自助・共助・公助」の「補完性の原則」の下、町民やコミュニティが中心となりそれぞれの役割を分担するとともに、相互の連携を図り、その機能を円滑に機能させ解決していくことが大切であります。

すべての町民が住み慣れた地域において、心身ともに健康でいつまでもいきいきと暮らすためには、町民一人ひとりが健康に強く関心を持つことが大切であり、町民自らが積極的に健康づくりに取り組んでいただくことが重要となります。

町では、平成31年3月に策定した～健康横綱への挑戦プラン～「福島町健康づくり推進計画」及び「がんなんかには負けない基本条例」を基本に、町民一人ひとりの健康増進に努めてまいります。

糖尿病や高血圧症、肥満などの生活習慣病の早期発見に努め重症化に陥らぬよう、各種検診による予防医療をはじめ栄養、食生活や運動などの生活習慣全般の改善に向け、健康相談、健康料理教室などを引き続き実施してまいります。

また、地域の医療拠点である「やまゆりクリニック」と連携を深め、地域に密着した診療所として、生活習慣病予防医療をはじめ、がん検診率の向上や町民の健康維持、増進を図るとともに、診療所経営の安定的な運営に努めてまいります。

当町では、受動喫煙防止の一層の強化を図るため、公共施設及び敷地内の全面禁煙を実施してきましたが、福島町三師会などと連携し健康フェスティバルなどにおける普及啓発をさらに進め、今後も町全体でがん撲滅に向けた予防普及活動の強化を図ってまいります。

5点目の高齢者等の安心安全な生活環境の充実についてであります。

加速度的に高齢化が進む当町において、「第3期地域福祉計画」の理念である「一人ひとりの笑顔でつくる健康福祉」、「地域の支え合いでつくる協働福祉」、「思いやりの心でつくる安心福祉」の三つをベースに、住民一人ひとりの幸せと町の元気づくりが実現する福祉のまちづくりに挑戦してまいります。

当町の高齢化率は、令和2年1月末現在48.04パーセントと約2人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎えております。今後、高齢者の方々に担っていただく役割は一層大きくなっていくものと思っており、高齢者の方が生きがいをもって元気で意欲的に活躍していただける環境の整備が必要と考えてございます。

町としては、長年町の発展のために寄与された高齢者の方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくりや見守り活動等を引き続き実施するとともに、「高齢者等冬の生活支援事業」を継続実施することにより、自立した生活が確保されるよう支援してまいります。

社会福祉法人福島町社会福祉協議会は、社会福祉活動を目的とした公益性の高い非営利組織として、昭和62年7月に設立されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援等、地域の社会福祉活動の推進を担ってきており、また、介護保険制度施行後は、貴重な介護指定事業所として、当町の社会福祉・介護サービスを提供しながら自主運営してきたところであります。

しかしながら、介護保険制度の改正により給付が抑えられたことや人口減少による利用者の減などの要

因により、大変厳しい経営状況が続いております。

なお、社会福祉協議会は、法人の性質上から自主財源の確保も乏しく、近隣の市町村の状況を見ても町からの支援に頼っている現状にあります。

町ではこのような状況を鑑み、地域福祉の担い手である本協議会に対して、本来的な基礎分である協議会事務部分に対して当面の間、財政的な支援を行ってまいります。

町民の憩いの場となっている温泉健康保養センターについては、指定管理者制度に基づき、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、利用者サービスの向上に向けた取り組みを進め、お客様の満足度の向上を目指してまいります。

なお、建物や施設の老朽化が顕著になってきており、令和2年度から施設整備計画の見直し作業を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第7期介護保険事業計画」に基づき、利用者ニーズに即した介護サービスを提供するとともに、健全な保険運営に努めてまいります。

また、高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や認知症の方も増加傾向にありますが、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実と、「医療・介護・福祉」の連携を強めてまいります。

なお、令和3年度からの「第8期介護保険事業計画」の策定に向けて、準備を進めてまいります。

国民健康保険事業については、北海道による広域化が実施されて2年目を迎えており、町単独の運営に比べ、比較的安定的に推移しておりますが、加入者の医療費の上昇が続いており、各種保険事業の実施により医療費の抑制に努めるとともに、安定的な事業運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、また、高齢者の健康管理に重要な検診等を多くの方が受診されるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健診の有効性を周知するとともに、円滑な制度の運営に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「福島町第5期障がい福祉計画」に基づき、地域生活支援事業や自立支援給付のサービス提供を円滑に行うとともに、障がいのある方が自立して日常生活や社会生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

また、「第6期障がい福祉計画」の策定に向け、準備を進めてまいります。

水道事業については、事業実施における財源の確保など上水道から簡易水道への移行効果が顕著に表れており、引き続き、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

なお、美山浄水場の水質向上を図るため、美山浄水場前処理施設整備事業を実施し、吉岡地区の安心な水の確保に努めてまいります。

合併浄化槽の設置については、「福島町生活排水処理基本計画」に基づき設置を進めており、水洗化の普及促進を図ってまいります。

国道及び道道については、各町内会から草刈りや除雪、側溝清掃などの維持や改修等の要望もあることから、関係機関に対し適切な維持管理や道路改修の早期実施に向けて、引き続き要請に努めてまいります。

町道の改良及び橋梁の長寿命化等については、各町内会の要望等も踏まえ、緊急性や優先度を判断するとともに、財政状況も考慮しながら「第5次福島町総合計画後期実施計画」に基づき事業を推進し、交通事故防止と安全な交通の確保に努めてまいります。

町営住宅建替事業については、令和元年度に引き続き、丸山地区に1棟4戸を建設する計画としております。

また、入居者が安心して暮らせるよう、適正な維持管理に努めるとともに、近年は空き部屋が増加していることから、引き続き諸課題の解決に向けた検討を進めてまいります。

町内の空き家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」施行後、これまで74件が制度を利用し自主的に解体を行っている状況にあります。しかし、依然として国道沿いなどにおいて放置されている危険な空き家が多くあります。また、これらの危険空き家に対して、町内会などから解体を強く要望されております。

このようなことから、町では令和2年度から町内会や空き家審議会の意見をいただきながら、条例に基づき行政代執行を進め、町民の不安の解消に努めてまいります。

近年各町内会から、管理不全な空き家と同様に、適正に管理されていないため倒木の恐れがある危険木

に関して、危険除去の要望が多く出されている現状にあります。

町は、これらに対応するため、新たな条例を4月から施行し、個人が除去する費用に対して支援することで、住民の安全・安心を確保してまいります。

近年、東日本大震災以来、毎年のように大きな災害が発生し、道内においても胆振東部地震などの大きな地震が発生しております。また、昨年は、台風15号・19号及びその後の長雨などにより広域的な災害が発生し、当町においても台風などの大雨により福島川の水位が急激に上昇するなど、周辺住民に不安が広がっております。

このような地球環境の変化による事象や国の国土強靱化対策を受け、「福島町地域強靱化計画」の策定や「福島町地域防災計画」の見直しを行い、自然災害から町民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、防災訓練の内容・方法等について、具体的な災害を想定した中で実施の上、町民のさらなる防災意識の向上を図ってまいります。

地域コミュニティの活動拠点である、各町内会館については、再編計画に基づき、順次、統廃合を進めており、令和2年度においても、各町内会と協議を重ねながら、再編計画に基づき整理統合に取り組んでまいります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時01分）

（再開 11時14分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

続きをお話しする前に、訂正をお願いします。

まず、14ページの林道の関係で、「のりめん」というところをそのまま素直に読んでしまいましたので、訂正をお願いしたいと思います。

あと、17ページに「やまゆりクリニック」となっておりますけれども、これは「三師会」の誤りですので、「三師会」に直していただきたいと思います。

それと、23ページの5行目の「道内」というところを「町内」と発したみたいなので、修正をお願いしたいと思います。

それでは、引き続きまして、6点目の地域資源を活用した交流人口の促進。

当町が持っている地域資源である歴史、文化、自然を有効的に活用することで、交流人口や関係人口の促進を図ってまいります。

従来から展開している千軒地区に加え岩部地区を中心に、春と秋に開催される殿様街道探訪ウォーク、千軒そばの花観賞会及び新そば祭りなどのイベントを積極的に展開するとともに、昨年6月から本格運航した「岩部海岸クルーズ事業」については、利用者から高い評価をいただいたことから、今年の開始時期を少し早めて5月から実施することとし、利用者の促進を図ってまいります。

また、昨年7月から本格的に参入したふるさと納税については、ふるさと納税ポータルサイトの活用などにより、寄付額も徐々にではありますが増加しております。今年は、さらに地元業者やまちづくり工房などと連携を図り、新商品の開発などお客様に喜んでもらえるような返礼品の充実に努めてまいります。

なお、都市部のふるさと納税者は、関係人口や交流人口に繋がることが多く、町の魅力を積極的に発信し、福島町の応援団となるような取り組みに努めてまいります。

昨年復活した九重部屋の夏合宿については、夏の風物詩として「やるべ福島イカ祭り」や「横綱の里ふくしま」に欠かすことのできないイベントであり、令和2年度の実施に向けて九重親方と調整してまいります。

するめ大使の小橋亜樹さん及びとんび応援団長の中野智樹さんには、日頃からラジオ・テレビを通じて

するめの良さをPRしていただいておりますが、令和2年度においては、ご当地ソングを作成し、町外に向けたプロモーション活動により、特産品の消費拡大を目指してまいります。

7点目の第2青函トンネル構想の実現についてです。

青函トンネル構想として現在、民間の3団体が「第2青函トンネル構想」を発表しており、民間を中心に必要性などの情報が発信されております。

町では、昨年2月に「第2青函トンネル構想を実現する会」を設立し活動を開始しておりますが、今年度は目に見える活動を展開するため、実現する会への支援を継続し、看板等の設置や要請活動を実現する会及び議会並びに行政が連携した活動を進めてまいります。

令和2年度予算概要について。

国における地方財政対策として、地方の一般財源総額については、前年度を7千億円上回る6兆3千4億円を確保し、地方交付税総額については、対前年2.5パーセント、4,073億円増の1兆6千582億円を確保するとともに、臨時財政対策債は3.6パーセントの減額となっております。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

歳入では、町税全体において、個人課税所得の減や固定資産税償却資産分の減等により、2千万円の減となっております。

また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では1.0パーセント増としております。

歳出においては、がんばる地元企業等応援事業に代わるチャレンジスピリット応援事業を活用し、事業継続や地域産業の振興を図るとともに、少子高齢化に伴う定住対策と、町営住宅建設や生活道路の環境整備、更には老朽化した町内会館等の再編整備を重点的に取り組んでいくこととしてございます。

また、特別会計においては、一昨年に開設した町立診療所特別会計の経営安定化を図るとともに、広域化された国民健康保険特別会計などを含め、国や道など関係機関と連携しながら各種施策を積極的に推進するとともに、町民の皆さまが将来にわたって安心して暮らせる町を目指し、今後とも健全な財政運営に努めてまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計37億3,478千円、国民健康保険特別会計7億7,423万4千円、介護保険特別会計5億3,096万3千円、うち保険事業勘定5億2,887万円、サービス事業勘定2,093千円、後期高齢者医療特別会計6,950万円、浄化槽整備特別会計4,577万円、町立診療所特別会計8,483万1千円、水道事業会計3億1,313万6千円、計として55億2,191万2千円となります。

むすびに、以上、令和2年度の町政執行に臨むにあたり私の所信を申し上げます。

人口が4千人を下回り、“まち”を取り巻く環境は、かつてないほど厳しい状況下にあります。故深山町長が青函トンネルの開通を夢見たように、我々も大きな大義と夢を持って「第2青函トンネルの実現」に向けた取り組みを進めてまいります。

1期目に引き続き、2期目においても町政に向き合う姿勢として、真摯で思いやりのある行政を目指し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政が一体となって連携することで「協働によるまちづくり」を実現してまいります。

地球温暖化の影響が顕著に表れている環境下にあつて、町の経済の主力である水産業を基軸に、前浜の生産力を優先的に高め、地域経済を循環させることで、ここに住むすべての町民が笑顔になるような政策の実行に努めてまいります。

二宮尊徳は、「一つのことを実現したいと懸命に勤め、勤め続けていると、天はまたその人を助けてくれる」と言っております。

令和の時代がスタートし、人生百年時代と言われる今、大きく時代の流れが変化する中であつて、自律自助の精神をこの一年間貫き、時代や環境に振り回されず自分たちの力で“まち”の向上発展を創り上げてまいります。

新たな時代を町民と共に一步一步着実に歩みを進め、福島町の次の時代を切り開いていくため、町のリーダーとしてその責任を果たしてまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様の思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

むすびに、町民の皆様の深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和元年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育は人を育てることを通して、未来を創造する営みです。一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、より豊かな人生を過ごすことができるよう、「生きる力」を身に付けさせることが教育の役割であります。

また、子どもたちが将来に向けて夢や希望を描き続け、困難にもあきらめることなく立ち向かい、他者と力を合わせ社会に貢献する資質や能力を育んでいくことが教育に求められております。

今般、福島町教育大綱が改訂され、新たな4年間の取り組み方針が示されました。本大綱の「知性を磨き、自主的で創造性に優れた人を育む」「郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む」「互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人を育む」の3つの基本理念に基づき、町民の信頼に応える、心のこもった教育行政を推進してまいります。

以下、教育委員会として令和2年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

まず、学校教育について。

（1）として、新しい時代に対応できる子どもの育成。

令和2年度から小学校で新学習指導要領に基づいた教育が始まります。小学校5年・6年での英語教育が年間70時間、同じく3・4年生では35時間程度学習することになります。

また、いろいろな教科でプログラミング教育を導入するよう求められております。これらの新しい教育を円滑に行っていくために、教職員の研修の充実、外国語指導助手の効果的な活用など、学校現場に対して支援してまいります。

中学校については、令和3年度からの新学習指導要領実施に向けた準備を支援してまいります。

（2）基本的生活習慣の定着、学力の向上。

子どもたちが健やかに成長するためには、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」ことが必要不可欠です。こうした基本的生活習慣の乱れが、学習意欲や体力の低下の要因の一つとして指摘されております。

当町においては、家庭における食事や睡眠の乱れを個々の問題として捉えるのではなく、地域全体の問題として捉え、養護教諭と協力して「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進してまいります。

次に、児童生徒の学力向上についてですが、学校教育は社会に羽ばたくための土台作りの場です。福島町の子どもたちが社会に出て、必要な人材となるよう確かな学力の定着に取り組むことが重要となります。

「わかる授業」構築のための学力向上研修会の開催や、渡島教育局主催の研修に積極的な教職員の参加を促し、授業改善の取り組みを強化いたします。

また、学力向上に親の力は必要不可欠な要素であり、家庭と連携を図り、家庭学習の定着化に取り組んでまいります。

平成30年度において全児童生徒に配置しましたタブレット型端末については、学校生活のいろいろな場面で活用されてきています。特に中学校では、北海道教育大学附属中学校との遠隔授業などを実施しており、更なる有効活用に取り組んでまいります。

また、授業等での利用はもちろんのこと、児童生徒がタブレット型端末を家庭に持ち帰り、学習に取り組むことができるよう調査研究してまいります。

（3）学校環境の整備。

教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒に接する時間を十分確保し、教師自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を持続的に行う状況を作るため、令和元年度に「学校における働き方改革アクションプラン」を見直したところでございます。

計画的なプランの推進にあたって、学校及び教育委員会の役割を明確にし、本プランの趣旨を達成できるよう、教職員の時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

次に学校施設の整備についてですが、令和２年度に「福島町教育施設等長寿命化計画」を策定し、良好な教育環境を長期間にわたって維持していくよう取り組んでまいります。

吉岡小学校については、令和元年度において児童数は１０名でしたが、５年後の令和７年度には２１名と推計しております。今後とも良好な学校環境について、学校、保護者及び地域のみなさまと引き続き協議いたします。

教員住宅については、住環境向上のため三岳地区の１棟４戸のユニットバス化及び浄化槽設置工事を実施いたします。

（４）全国中学校体育大会相撲選手権大会への準備。

令和４年度に当町において開催予定の「全国中学校体育大会相撲選手権大会」に向けて、令和元年１１月に準備委員会を設置し、準備作業を進めているところですが、令和２年度は愛知県あま市で開催される全国大会に、準備委員会の委員を派遣し、大会の運営方法などを視察してまいります。

（５）学校給食。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、正しい食への知識を習得し、生涯にわたって健康の維持増進に努める能力を養う学校教育の柱であります。

地元食材の使用割合を高め、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けるなどの食育の充実を図ってまいります。

また、平成２８年度から実施している学校給食費の無償化を継続いたします。

３、生涯学習について。

（１）青少年教育。

豊かな心とたくましく生きる力を推進していくためには、様々な学習機会の提供や体験を通じて、道徳心や責任感、他者への思いやりなどを育てていくことが重要であります。

地域の歴史や風土などを学び体験する「福島学ジュニア」をはじめ、共同生活を行い協調性や学習習慣を身に着ける「通学合宿」、リーダーシップや表現力を育成する「青少年の主張大会」の実施に取り組めます。また、情操教育の一環としては、児童・生徒向けの芸術鑑賞会を近隣町等と連携を図りながら開催いたします。

平成３０年４月に各学校やＰＴＡ関係者で「福島町メディア・ルール宣言」をしております。家庭でのスマホやゲーム利用のルールを継続的に取り組んでいくとともに、子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう啓発を進めます。

（２）成年教育。

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動支援を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要であります。

ニーズの高い生活講座はもとより、文化団体協議会や近隣町等と連携を図りながら魅力的な町民文化祭や芸術鑑賞会の開催に取り組んでまいります。

成人式については、これまで８月１４日に開催してきましたが、帰省日程を考慮して８月１３日に変更する方向で予定しております。

（３）高齢者。

生涯にわたって生きがいのある人生を送るため、「生きるとは学ぶこと」の視点から開催している高齢者学級については、参加者の意向を把握しながら、交流と学習プログラムの充実に努めてまいります。

（４）読書活動の推進。

読書は、知識や読解力が高まるだけでなく、視野が広がり想像力が磨かれるなどの効果が期待されます。第２次福島町子ども読書活動推進計画に基づき、家庭で行う「家読（うちどく）」の取り組みを周知するとともに、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの充実など、読書活動を推進いたします。

４、スポーツについて。

（１）青少年教育。

「横綱の里」づくりとして、関係機関と連携を図りながら「わんぱく相撲大会」や「千代の富士杯争奪

相撲大会」の開催などにより、相撲に親しむ環境づくりに努めます。また、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施し、子どもたちの体力向上の取り組みを進めます。

(2) 成年教育。

町民が各年代に応じた体力づくりを進めるため、各種大会やスポーツなどに親しめる環境づくりが大切であります。

吉岡地区合同運動会やふれあいスポーツ大会、水泳教室の開催をはじめ、パークゴルフやミニバレーボール大会などへの支援を行います。また、こうした大会などを通じて、町民の健康づくりはもとより世代間交流を深めることで、地域社会の連帯感や活性化に繋がっていく効果も期待されるところであります。

(3) 南北海道駅伝競走大会。

北海道の駅伝シーズン最後を飾る「南北海道駅伝競走大会」は、昨年は多くの選手が参加し、たくさんの感動と笑顔が広がる中、競技役員、町内会、ライオンズクラブなど、大勢のスタッフのご協力を賜り運営しております。

令和2年度も交通安全に配慮したコース設定を行い、関係者のご協力を頂きながら、10月下旬に開催してまいります。

(4) 体育施設。

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

5、文化財等について。

(1) 文化財。

文化財は、郷土福島を知る上で欠かすことのできないものであり、その保存・伝承は私たちに課せられた重要な責務であります。

「松前神楽」については、平成30年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、令和2年10月3日に札幌市の道新ホールにおいて、広く北海道民に知っていただくことを目的に記念公演会が開催されます。当町が現在、松前神楽北海道連合保存会の事務局を担っておりますので、本公演の成功に向け関係機関と連携の上準備を進めてまいります。

(2) 文化財施設の整備。

先人が遺した貴重な文化財については、学芸員が中心となり、町内関係団体と保存・伝承・公開に取り組んでまいります。

また、文化財を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、将来的な保存・公開方法について検討してまいります。

(3) 歴史図書。

次に、「歴史図書」についてですが、現在、鋭意編集作業を進めております。令和元年度は、調査・資料収集及び原案の執筆を、編集委員会を中心に進めてきたところであります。

令和2年度は歴史図書を発刊し、福島町に縁のある著名な人物を紹介しながら、郷土に愛着を持つよう「ふるさと教育」に活用してまいります。

6、その他の施策について。

(1) 福島商業高校の在り方について。

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針」では、地域連携特例校において2年連続10人未満となった場合には再編整備の対象とされています。令和2年度の第一次出願状況は9人となっており、今後の中学生数からは大変厳しい状況が見込まれます。

こうしたことから町では、昨年12月に「福島町高校の在り方に関する協議会」を、町長を会長に設立し、令和2年度において、町立高校への移管も検討課題の一つとして、早急に協議を進めてまいります。

また、令和2年度から海外研修旅行の助成も新たに設け、生徒・保護者への支援を手厚くしていくとともに、進学・就職実績なども併せて、福島中学校はもとより、近隣の中学校に対し周知してまいります。

(2) 幼児教育との連携。

幼児期は人間関係を創り上げ、社会性を確保する重要な時期です。家庭と認定こども園・福島幼稚園、学校、行政が連携し、子どもたちの発達に応じた、教育環境の充実が重要となってきます。

町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」とも連携を図りながら、ブックスタート事業や、小学校

への一日体験入学・各種行事への参加を促すなど、スムーズな移行を図ってまいります。

また、引き続き、私立幼稚園に対する運営費の助成や学校給食の無償提供等の支援を行ってまいります。

(3) 友好市町との交流。

友好市町である長崎県松浦市と長野県木曽町との相互交流事業を令和2年度も行ってまいります。

また、令和元年度に引き続き福島町相撲スポーツ少年団を木曽町に派遣し、令和4年度の全国中学校大会に向けた強化合宿を行います。

なお、令和元年度まで3年間実施していた東京都墨田区への児童派遣事業は休止し、令和3年度に向けて、新たな事業の在り方について検討してまいります。

むすびに。

以上、令和2年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町の教育振興のために、人づくりは学びから、学びは人づくりの礎との理念の下、PDCAサイクルの着実な実施など、たゆまぬ努力と見直しを行い、町民の皆さまが生きがいを持ち、楽しく学び続けることができる福島町となるよう、教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和2年度教育行政執行方針といたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

◎議案第49号 福島町地方創生推進会議条例の制定について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第49号 福島町地方創生推進会議条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第49号 福島町地方創生推進会議条例の制定について。

福島町地方創生推進会議条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

条例の説明につきましては、議案説明資料で説明をいたしますので、別冊10説明資料の1ページをお開きください。

議案第49号関係、福島町地方創生推進会議条例の制定についてでございます。

1、条例制定の経過及び目的についてでございます。

町では、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略の創設に伴いまして、地方版の総合戦略を策定する目的で、平成27年度に「福島町地方創生推進会議要綱」を制定し、平成28年2月に「福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定したところでございます。

当初の計画策定段階では、国における地方創生に取り組む長期的視点が示されていなかったため、要綱設置の組織として対応しておりましたが、国が新たに「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、切れ目ない取り組みを進めることとしたことから、町ではこれらを踏まえて、長期的な視点から、新たに「福島町地方創生推進会議条例」を制定しまして、地方創生の推進並びに組織の適正な運営に努めてまいります。

また、令和2年4月1日施行の会計年度任用職員制度により、当該委員を「特別職の職員で非常勤の者」として位置付ける必要が生じたことから、関係条例についても併せて整備をするものでございます。こちらについては、議案第53号で整理したいという風に考えてございます。

2、制定する条例の内容についてでございます。

第1条については、条例制定の趣旨を規定しています。

第2条は、所掌事項について規定をしてございます。

第3条は、委員の定数及びその内訳について規定しているところでございます。

第4条は、会長及び副会長について規定しているところでございます。

第5条は、委員の任期について規定しております。

第6条は、会議の運営について規定しております。

第7条は、所管課について規定しております。

第8条は、条例の定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しているものでございます。

3、施行期日について。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第49号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第49号は可決いたしました。

◎議案第52号 福島町課設置条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第52号 福島町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に1の議案と別冊10をご用意願います。

まず、議案の11ページをお開き願います。

議案第52号 福島町課設置条例の一部改正について。

福島町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊10議案説明資料でご説明いたしますので、別冊10の14ページをお開き願います。

1、提案の理由について。

町は、これまでも社会情勢や住民ニーズに柔軟に対応する組織を目指し、行政改革大綱や機構再編において、町民に分かりやすく機能的な機構改革を行ってきたところであります。

現在の組織体系は、平成28年度に7課、2事務局、1室とし、管理職については14名から9名に5名削減し、人口減少に対しスリム化を図ってきております。

今般、人口が4千人を割り込む状況等を踏まえ、町民課と税務課を統廃合することとし、事務の効率化を図るとともに、簡素で効率的な組織体制とするため、機構の一部を見直すものであります。

2、改正の内容について。

現在、7課となっている課の体制を6課体制に再編するものであります。

管理職の数は、新たに再任用職員を管理職に配置することで、急激な業務水準の低下を防ぐため、現在の9名を維持することとしております。

統廃合による事務分掌については、横断的な窓口業務の事務処理を迅速に対応するため、これまでの係体制を維持することとし、住民の福祉の増進に寄与してまいります。

3、施行期日について。

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

なお、議案の11ページから14ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、提案内容について、ご説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第52号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第52号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時48分）

（再開 12時57分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第 5 5 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第 7 議案第 5 5 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案及び別冊 1 0 をご用意願います。

議案第 5 5 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 9 日提出、福島町長。

内容については、別冊 1 0 で説明いたします。

1 7 ページをお開きください。

議案第 5 5 号関係。

改正の理由について。

国は、債務者保護と保証人保護の観点から「全ての個人根保証契約において極度額の定めが必要」として、平成 2 9 年に民法の一部を改正しております。

なお、国土交通省は、これら民法の改正を受け、また、全国的に公営住宅入居時の保証人確保が困難となっている状況を踏まえ、地方自治体向けの「公営住宅管理の標準条例」を改正し、「保証人に関する規定」を削除しております。

当町でもこれらの通知を受け、公営住宅の入居希望者の円滑な入居の促進を図る観点から、「町営住宅の入居に際する保証人に関する規定」を削除するものであります。

また、公営住宅の入居資格要件のうち「特に居住の安定を図る必要がある者」の一つに、小学校就学前の子供がいる世帯がありますが、それを高校生以下の子供がいる世帯に改正し、子育て世代の居住の安定化を図ってまいります。

加えて、準拠する法律名称改正等により、法律名称の文言を整理するものであります。

改正の内容について。

（１）連帯保証人に関する規定の削除。

条例中の連帯保証人に関する記載のある部分すべてを削除するものです。

（２）入居者の資格要件の改正。

現在、公営住宅に入居できる者の収入限度額は 1 5 万 8 千円であるが、「特に居住の安定を図る必要がある者」の一つ、「同居者に小学校就学前の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に満 1 8 歳に達する日以降の最初の 3 月 3 1 日までの者がある場合」に改正することにより、これら世帯の収入限度額を 2 1 万 4 千円とするものであります。

（３）準拠する国の法律名称の訂正。

平成 2 5 年の法律名改正等により、準拠する法律名等文言を整理するものであります。

施行期日について。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

なお、議案の 3 9 ページから 4 3 ページに条例改正の全文を掲載しております。

以上で、議案第 5 5 号 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 13時01分)

(再開 13時01分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

今、説明から漏れておりましたが、現在も入居しております保証人等を出しておられる方については、そこは連帯保証人としてではなく、緊急時の連絡人として名前を残しますが、連帯保証人というものでは今後取り扱わないことといたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第55号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第55号は可決いたしました。

◎議案第57号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第57号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の47ページをお開きください。

議案第57号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について。

福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

内容については、別冊10で説明いたします。

19ページをお開きください。

議案第57号関係。

改正の理由について。

国では、自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減を図るため、道路構造令を平成31年に改正し、自転車を安全かつ円滑に通行させるため「自転車通行帯」を新たに規定しました。

町の条例も、道路構造令に準拠していることから、福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正し、自転車通行帯の技術基準等について追加するものであります。

改正の内容について。

「自転車通行帯」の技術基準の追加。

自転車通行帯に関する技術的基準を第8条の2に追加いたします。

下記四角内に自転車通行帯を車道の左寄りに設置するなどの構造的な基準や、幅員を1.5メートル以上にするなどの寸法についての記載をしております。

施行期日について。

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

なお、議案の47ページから51ページに条例改正の全文を掲載しております。

以上で、議案第57号 福島町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

自転車に関しては、小学校等々では毎年のように警察の方から色々自転車のルールとか、そういうものをやっていると思いますが、今のこの条例の中で福島に合っている自転車のルールというか、道路の形式はどのようになっているのか。左側を歩くのはいいとしても、自転車専用道とか、そういう諸々の規制があると思いますが、福島の道路に関しては、そういう規制がないのかどうかお知らせください。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

今回の条例改正は、自転車通行帯ということで、自転車専用道路とはまた違まして、言ってしまうと、福島町では今ありません。ほとんど大都市で、札幌とか東京とか、そういう所であるのかなということですけれども、国の方で色々な今回の道路の構造令を改正するにあたって、どこの自治体もそれを準拠してやるわけですが、これをやっておかないと、補助とか色々な時にそういう条例改正でもってきちんとやっていますかということがございます。それで、当然、こういう法改正のときには、そういうのにも準備する意味合いも含めまして、事前に改正するものです。ですから、現在、福島町では自転車通行帯というものは予定はございません。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

今、質問したのは、免許返納者のお年寄りが多くなっています。その中で、結構自転車を利用するお年寄りが出てきていると思いますので一つ、学校では警察を招いて色々生徒さんにやっているんだけど、お年寄りにもやっぱり高齢者学級とか、その時などに警察を呼んで、自転車の乗り方とか色々交通ルールを教えてもらえれば事故防止に繋がるのではないかなと思っておりますので、是非、町長にもお願いしま

すが、高齢者学級等でも警察を呼んで、自転車の乗り方とかルール、マナーを教えてもらえればと思います
すが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

自転車のルールにつきましては、個別の町内会に交番の方から来て、町内会総会に併せて自転車の乗り
方等をやっている所も一部ございますけれども、今後、令和２年度の高齢者学級の中でも取り込みが可能
なのか相談していきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５７号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第５７号は可決いたしました。

◎議案第６０号 福島町地域防災計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第９ 議案第６０号 福島町地域防災計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に１の議案と別冊２と別冊１０をご用意願います。

まず、議案の７５ページをお開き願います。

議案第６０号 福島町地域防災計画の変更について。

福島町地域防災計画を変更したいので、福島町議会基本条例第１１条の規定に基づき議会の議決を求め
る。

令和２年３月９日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊１０説明資料の３６ページをお開きください。

議案第６０号関係、福島町地域防災計画の変更について。

１、福島町地域防災計画の策定経過について。

町では、昭和５６年に福島町地域防災計画を策定後、平成３年、平成１２年に状況に即応しながら逐次
改訂を行ってきたところであります。

平成２３年３月に発生した東日本大震災や全国各地での大規模な土砂災害発生等を受けて、平成２７年
に防災組織、災害予防計画及び地震・津波災害対策計画などを重点的に、防災計画の見直しを行っており

ます。

近年、東日本大震災以来、地球温暖化による気象変化の影響と思われる大規模災害が毎年のように発生し、特に昨年は台風１５号・１９号並びにその後の大雨による豪雨災害など広域的な被害が発生しております。

町では、このような状況から、この度、防災計画に新たに津波浸水水位等のデータを反映させるとともに、国の防災基本計画や北海道地域防災計画の改訂との整合性を図り、既存計画の文言整理と併せ、令和２年度において地域防災計画を改訂するものであります。

なお、福島町地域防災計画の改訂と併せて、防災マップの改訂版を作成し、令和２年２月末に全世帯へ既に配布しております。

２、改訂項目について。

本体計画の方は、ページ数が相当数ありますので、本体計画から追加及び修正があったもののうち、主なものを下記３６ページから４７ページまで抜き出しておりますので、こちらでご説明いたします。

（１）新たに追加・修正した項目等について。

まず、第５章で北海道地域防災計画に準拠し、北海道における過去の地震及び津波の発生状況を加えるなど、これまで１から４節構成を、１から８節構成とする。また、日本海側を震源とする地震による津波の影響に関する部分の追加をしております。

第７章では、新たに第９節、大規模停電対策計画の追加を行っております。

（２）現行制度・体制に即した項目の修正等でございます。

まず、表の見方としては、修正があった章と節が左側にあり、右側に修正・追加した項目と、その下に括弧書きで主な修正内容等を記載しております。

まず、第１章第５節では、構成機関等の防災上処理すべき事務または業務を追加しております。主な修正内容としては、海上災害時における自衛隊災害派遣の項目を追加しております。

以下、第１章第６節から、次のページの一番下、第４章第２１節まで、前回改訂からの名称変更などによる文言修正や新たな項目追加などの時点修正を行っております。

次に、３８ページをお開き願います。

３として、改訂項目の主なものについて、ご説明いたします。

ただいま３６ページから３７ページまでの改訂項目について、新規追加及び項目修正等の中から主なものについて、ご説明いたします。

まず、３６ページの３の（１）新たに追加・修正した項目として、第５章、地震・津波災害対策計画関連でございます。

第１節、目的につきましては、災害対策基本法及び北海道地域防災計画に基づいた文言整理による修正となっております。ページにつきましては、計画本体の５の１ページとなっております。

第２節、計画推進にあたっての基本となる事項につきましては、北海道防災対策基本条例を踏まえた基本となる事項の追加で、節の新設となっております。

第３節、計画の基本方針は、北海道地域防災計画に準拠した基本方針の追加で、こちらも節の新設となっております。

第４節、北海道における地震・津波の発生状況は、こちらも節の新設で、北海道における過去の大規模な地震や津波の発生状況を新たに追加しております。１６１１年の慶長三陸地震から、次のページの平成３０年の北海道胆振東部地震及びそれに伴うブラックアウトまでが追加・掲載されております。

次に、第５節、被害想定につきましては、北海道地域防災計画に準拠した文言整理と、日本海側を震源とする地震による津波の影響に関する部分の追加となっております。北海道では、平成２８年に日本海沿岸の津波浸水想定を見直しておりますが、当町は太平洋側との位置付けであり公表された津波浸水予測図には入っておりませんが、見直し時に行われた調査では函館市までの浸水予想も含まれており、そのデータを参考に当町でも津波浸水想定図の見直しを行っております。下記の④を追加しております。

次のページをお開きください。

第６節、災害予防計画は、北海道地域防災計画に準拠し、これまで地震に強いまちづくりのほか家庭や職場における措置等の項目を追加しております。

第７節、災害応急対策計画は、北海道地域防災計画に準拠した文言整理として、特別警報などを別項目

で新設したことによる項目の一部削除となっております。

次のページをご覧ください。

第8節、地震・津波情報の伝達計画につきましては、節の新設で、北海道地域防災計画と気象庁ホームページに準拠した情報伝達計画の新設となっており、41ページから43ページまでの内容を新たに追加しております。

次に、44ページをお開きください。

第7章、事故災害対策計画関連で、新たに第9節、大規模停電対策計画を新設しております。本体計画のページ番号は7-31ページとなっております。これは、一昨年発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウトを教訓に、新たな対策項目を新設したものであります。

1の情報連絡体制の整備では、大規模停電が発生したときの連絡体制の整備として、別表1「情報通信連絡系統図」を基に対処することとしております。

45ページの下段をご覧ください。

別表1の情報連絡系統図でございます。

北海道電力株式会社を中心に大規模停電発生時には、ご覧のような系統で情報連絡体制を取ることとしております。

次のページをお開きください。

(2) 現行制度・体制に即した項目の修正等で、第2章、防災組織関連で、第4節、気象警報等の伝達計画に、ケとして、防災気象情報と警報レベルという項目を新規追加しております。これまで発令されていた警戒情報が、平成30年7月豪雨による水害と土砂災害からの教訓を下に、大幅に見直しされたことに伴い、防災気象情報と警戒レベルを新たに追加しております。

最後に、47ページをご覧ください。

今回の改訂による福島町地域防災計画の構成となっております。第5章と第7章の中の太字の項目は新たに新設された節となっております。

以上で、議案第60号の提案内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

46ページのところでお聞きしたいんですが、大雨による被害とか大変多くなっているんですが、防災気象情報と警戒レベルの部分で、1から5段階に分かれていると思うんですが、この部分で避難するところというのは警戒レベルのどのレベルで避難という判断になるんですか。その辺をお願いします。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

ここの警戒レベルとは別に避難情報のレベルもありまして、確か4だったような気はしますが、後ほど今の件についてはお答えいたします。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

37ページの第3章の第6節で、路線緊急順位及び雪捨場の項目を追加ということで、括弧書きで大雪による道路交通確保の除雪順位の追加ということで書かれておりますけれども、現時点で除雪されるとき業者とどの程度の話し合いがなされているのかお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

災害費の件ですよ。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時22分）

（再開 13時22分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

現在、通常時ではそれぞれ割り当てた路線を除雪していただいております。それで、優先としましては、公営住宅線と通学路等なるべく早くやっってくださいとか、あと吉岡でいけば道道ですね。道道は町ではありませんけれども、そういう部分が優先されるということでございます。あと、本当の大雪のときには、それぞれ建設課の方で道路の方を確認しまして、本来の路線ではない所等も入っていただいておりますけれども、そこについて業者間でも今うちには余裕があるとか、ちょっと今うちは外に行けないんだよねということでやり取りしていただいて、建設課の方に連絡してもらって、そこで本来の業者じゃない方に回ってもらう等もございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

そういう風に建設課が言っているということは、やはり業者を集めて除雪が本格的に始まる前に、通常時の除雪が始まる前に業者との打ち合わせというのがなされている状況の中で、今、言われたような話になっているのかなと。そういう情報体系になっているのかなと思っておりますけれども、この災害計画の中にある、例えばこの第6節の場合、災害ですから、予期せぬ状況の中でこの大雪という状況が発生するわけですよ。通常時とはまた別な除雪体制を新たに構築していかなきゃならない。様々な面が予想されると思います。例えば、その気象条件によって、また地域によって、それぞれの降雪量も違ってくると思います。これは災害と言われるくらいですから、災害に対応した積雪になってくるわけですから、当然、道路の通常の除雪体制では駄目だと。状況も、その季節によっては濡れ雪になってるかもしれないし、乾燥したような雪になっているかもしれない。その中で、やはりこの計画の中で、町民の方々の協力体制というのは必要になってくると思うんですけれども、まず一番先に路上駐車の状態。これは災害ですから、その前に分かっているのであれば路上駐車は避けてもらわなきゃならないということですよ。でも、災害ですから、道路は車が置きっぱなしと考えなきゃならないと思います。また、国道と町道との境目の中。それぞれ連絡体系を付けていかなければならない。様々な面で、この文章だけでは私はちょっとこの災害計画に対しての考えが甘いような気がするんですね。ですから、地震・津波だけでなく、一番我々が直結で考えなきゃならないのは、やっぱりこの雪という問題を一番身近に感じると思うんですね。そのような状況の中で、この災害計画の中にやはり町民との在り方というものを、その協力体制というものを盛り込んで、それから業者間との話し合い、それから建設課なりの話し合い。そういう組織づくりをもっと詳細に煮詰めておいた方が災害時には有効に働くんではないのかなと思いますけれども、この文章だけではちょっとそれが伝わらないので、その辺をお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

別冊2の3-11、6節でございますけれども、道路に駐車されている等については、建設課ではシーズンのはじめに道路に駐車等はしないでくださいというような連絡を出すということになると思いますけれども、基本的には道路法のことでも、警察とかの駐車の対応になる部分も多いのかなと思うので、町としてはきちんとそこは広報等で周知して、除雪等、また災害の時のそういうのに対して支障になるので無断の駐車は止めてくださいというようなお願いになると思います。

あと、大雪により災害のような状況になった時ということで、業者間でとか住民の中で情報のやり取りも当然出てくると思いますけれども、最初にやっぱり基本となるのは、災害本部の担当である総務課なり、建設課の方で現状の中で優先度を、例えば先に幹線とかをやってくださいとか、どの部分が一番酷くて今そういう状況なのでやってくださいというのを現状把握して連絡していくということになると思います。そこは災害なので、それぞれケースバイケースで雪による道路の状況が悪い所は変わってくると思いますので、まず現状把握で災害対策本部、若しくは建設課の方で指示するという根っここのところは変わっていないと思いますので、その中で町民や業者の方から実情について回った中での報告等があって、それに基づいて修正していく、反映させていくということになると思います。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通常で言えば、災害対策本部を立ち上げて、そのトップがやはり指揮を執って、町内の状況を把握しながら優先順位を決めてやっていくと。それは文章で書けば、そのとおりになってくるんですけども、昨日でしたか、NHKスペシャルで津波災害で役場職員40名が亡くなられた大槌町のことをスペシャルでやっていました。そこの大槌町も災害対策本部的なものがあっても関わらず、現にそれは機能していなかったということもあり得るわけですね。だから、先ほど冒頭に聞いたように、毎年、毎年、除雪をする町内の業者で、建設課が入って、その町内の状況なり、それから除雪体制なり、連絡体制なり、業者間との話し合いが当然なされていると思います。けども、それがなされていても、これは災害という名の付いた除雪の場合は、それなりに緊急時の対応。そういう通常の連絡体系の上に、さらにハイレベルの非常事態的なものが私は必要になってくると思うんですよね。これが建設課が主導で立ち上げてやりました、じゃあ情報は各地区で違ってきます。それぞれ業者間に除雪の順位を決めますと言っても、やはり協力体制というものをはっきり決めておくべきだと。そのためには、やはり業者の情報もそうでしょうし、町職員が対策本部を立ち上げて現場を確認して、それから業者に連絡をするという状況は理想的かもしれませんが、現実的にはそれはちょっと無理かなと思うんです。それよりも、特定の例えば町内会長さんなり町民の方に現況どうですかと。そういうような町民の方々の協力体制もこの災害計画の中には入れて、対策本部を立ち上げたときの情報収集の一つのパーツとして考えていった方がいいんでないのかなと。私はそういう風に考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

常日頃、災害はいつ起きるか分からないという状況の中で、私よく回答させていただくのは、やはり平沼議員おっしゃるとおり、職員自体も災害に遭う可能性もありますし、道路が寸断して役場に来れないという状況が多分あるんだと思います。最近の雨の状況を見ても、消防なりそういった現場を中心にパトロールしている方々、道路も中心でありますけれども、業者さん含めて、そういった方々がいち早く現場に駆けつけていただいて、まず一時対処をしていただく。その中で統轄として災害本部が機能していくんだという風に思っておりますので、そここのところについては、決して業者さんが多いわけではありませんので、そここのところを含め、また地元の町内会含めて色んな形を想定できるような連絡体制はこれから取っていかねばならないのかなという気がしております。これまでの各災害の状況等も含めながら、色んな形の中で、まずはどういち早く現場に対応できるのかということが大事ではないのかなと思っておりますので、そここのところをしっかりと常日頃、除雪については先ほど言いましたとおり、建設課の方で冬のシーズン前には一応ちゃんと連絡調整しているとは思いますが、本当にそれ以外でも色んな形で原課、建設課中心、農林、水産も含めてですけれども、そういった方々の方が現場の業者と連携をしてやっていただけるという風に思っておりますので、そここのところをもう少し、本当に今はいつ起こるか分か

らない状況でありますので、そういったものに常に備えられる、そしてまた、それが迅速に機能するような、なんて言いますか、机上でばかりやってもなかなか災害時は机上は機能しませんので、やはり現場での命令系統、そういったものがまた大事になるんだと思っていますので、そういった業者と行政の太いパイプ、連絡体制を取れるような形をこれからも備えていけるように準備をしていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長おっしゃるとおりなんでしょうけれども、せっかく町長も執行方針で言われておりますので、やはり自助・共助・公助。この精神の下、もう職員の方々は一生懸命やっていますよ。けど、その職員の数も今だんだん経常経費を削減するという一つの目的で削減せざるを得ない。その中で職員の人達にかかる負担もあるわけで、ましてやその災害時に尋常じゃない動きをするわけですから、町民の方々も避難しなきゃならないでしょうけれども、この大雪の場合は避難のしようがない。津波・地震と違ってですね。であれば、ちょっと特殊なことでやっぱり町民の方々の協力というのは、はっきりこの積雪の災害の場合は打ち出した方がいい。こういう風に思うんですね。ですから、しつこいようであれなんですけれども、これに関しては本当に、例えば救急車が走れなくなってしまう。助かる命も助からなくなる。そういうような状況を考えると、本当に自助・共助・公助という状況の中にあっては、町民の方々の力を最大限に発揮してもらうような計画づくりを是非進めてもらいたいなと。このように思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

本当にこの度はどちらかと言うと今年は雪が少なくて、そういったことがなかったんですけども、つい先日ですか。やはりオホーツクの方で70センチも1日で降るという状況になりますと、本当に車自体がもう走れない状態になりますので、そういった事もないわけではないし、私も過去に若い頃、峠でそういう目に遭ったことが一度あります。そういった関係もありますから、しっかりとやはり色んな災害があったときにも、一度、吉野ですかね、水が溢れたときも、本当にその地域の人達が一生懸命消防団とともに尽力していたのを私も現場に行ってみさせていただきましたけれども、まずはそういった地域の人達も被害者と言いますか、災害を受けますけれども、やはりそれを助ける、お互いに助け合うということが私は大事ではないのかなと思っていますので、まずはそういったものをしっかり町民の方々にもお願いするところはきちんとお願いしながら、行政、また、業者さんにもお願いするところはしっかりしていくという形の中で、今、言ったような意見も組み入れるようなことを、これからまた次の計画になろうかと思えますけれども、包含できるようなことを検討していきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

45ページの自衛隊派遣の要請ということで、お聞きいたします。この福島町地域防災計画の厚い方の12-3。この中で、大規模災害時における連携、自衛隊との協定を結ぶということであります。その中で、松前・福島・知内・木古内、四町の首長と自衛隊との覚書というのか、それを結ぶということになっております。この中で、これは平成26年7月のことを書いているんだけど、その時の首長、まだ佐藤卓也になっているんだけど、それと大野町長も代わりました。そういう中で、協定書をまた結ぶと思いますので、一つ首長が代わったらすぐにまたその協定書の首長の名前を変えるようなことで、ただ載せればいいというものではないと思うんだよね。だから、どうなんだろうね。これは昨夜ちょっと見たんだけど、まだ古い首長の名前になっているなど。これを読むと協定書を結ぶということになっていますので、一つそこをお願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

その協定書を具体的には見ていませんけれども、首長が代わっても行政の継続性という観点からいくと、協定そのものはなんら変更にはならないと思いますので、現物を見ていませんけれども、多分、町長が代替わりしようが何しようが結ばれた協定というのは生きることになっていると思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時39分）

（再開 13時40分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

一般的に協定は、首長が代わっても継続していますので、私もその資料をここに持ち合わせていませんが、当然、町長が代わってもその協定は引き続き有効と思っておりますので、後で確認して正式にお答えします。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

町長が代わっても、そのまま引き継ぐということなんだけど、やはり書面上、代わったら代わったように、現町長の名前を載せておいた方がいいと思いますので、そういうことで町長一つお願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時40分）

（再開 13時41分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第60号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第60号は可決いたしました。

◎議案第61号 福島町森林整備計画の策定について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第61号 福島町森林整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

議案1と別冊3、別冊10をお願いします。

議案1の77ページをお願いします。

議案第61号 福島町森林整備計画の策定について。

福島町森林整備計画を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

説明については、説明資料で行いますので、別冊10の48ページをお願いいたします。

議案第61号関係、福島町森林整備計画の策定について。

1、計画策定の理由について。

北海道の渡島檜山地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）が、令和元年12月26日付で樹立されたことに伴い、森林法第10条の5により、市町村は地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに地域森林計画の計画期間を始期とした、10年を一期とする市町村森林整備計画を策定しなければなりません。

現計画である平成27年に策定した福島町森林整備計画の期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までであり、今回策定が必要となる新計画の期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日となります。

令和2年4月1日を計画始期とする新計画については、現行計画の中間点にあたるため、現計画の後期5カ年分を勘案し作成するものです。

2、概要について。

基本的には地域森林計画策定に伴う計画の修正となりますが、地域森林計画において前計画との大きな変更はなく、福島町森林整備計画にあっても、現行計画に林道橋梁補修事業に係る箇所及び特用林産物（しいたけ）に関する内容の追加及び一部文言を地域森林計画に合わせ整理します。

3、計画の始期について。

令和2年4月1日とします。

4、計画策定に係る事務スケジュール等について。

道から示された「市町村森林整備計画の策定に向けた事務スケジュール」に基づき、3月末日の計画決定に併せて次のとおり作業を進めてまいります。

令和2年1月31日に計画原案の作成を行い、2月4日、渡島西部市町村森林整備検討作業チーム会議及び学識経験者からの意見聴取を行っております。以降、本日、議会定例会3月議会へ計画議案を提出し、3月下旬、計画の決定・計画書の提出となります。

議案1の49ページから58ページに、現計画と新計画の対照表を掲載しております。

また、別冊3は、新しい福島町森林整備計画となっております。

以上で、議案第61号 福島町森林整備計画の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第61号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第61号は可決いたしました。

◎議案第62号 第3期福島町地域福祉計画の決定について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第62号 第3期福島町地域福祉計画の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1、別冊4、別冊10をご用意願います。

まず、議案1の79ページをお願いいたします。

議案第62号 第3期福島町地域福祉計画の決定について。

第3期福島町地域福祉計画を決定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

提案理由につきましては、別冊10議案説明資料、別冊4計画書で説明いたしますので、別冊10の59ページをお願いいたします。

議案第62号関係、第3期福島町地域福祉計画の決定についてでございます。

1、提案理由について。

社会福祉法第107条において、市町村は地域福祉の推進に関する一体的な計画として、「市町村福祉計画」を策定することが努力義務となっており、当町では平成22年度から26年度までの5年間を第1期として、平成27年度から令和元年度までの5年間を第2期として計画を策定しております。現計画が令和元年度までのものであることから、令和2年度からの次期計画を策定するものでございます。

2、計画期間について。

令和2年度から令和6年度までの5年間といたします。

3、計画の概要について。

基本理念である「一人ひとりのしあわせを大事にするまち みんなの福しま」実現のため“健康福祉・協働福祉・安心福祉”を基本方針と定め、基本目標・各種施策を定めております。

基本目標1として、みんなの元気が支えるまちづくり。基本目標2として、みんなで手をつなぐまちづくり。基本目標3として、みんなが笑顔になるまちづくりでございます。

計画書につきましては、別冊4をご用意願います。

計画の内容を若干説明いたします。

計画書の1ページをお願いいたします。

第1章として、計画の策定と目的等について記載しております。

1の計画策定の背景及び目的については、計画策定の目的として、文章中段になりますが、一人ひとりの笑顔でつくる（健康福祉）、地域の支え合いでつくる（協働福祉）、思いやりの心でつくる（安心福祉）の実現を目指し、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きずな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標としているものです。

2の計画の位置づけについては、先ほど説明いたしましたので、省略します。

3の計画期間についても先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

2ページをお願いします。

4として、関連する各計画との関連図を掲載しております。

4ページをお願いいたします。

4ページから6ページには、町の現状について記載しております。平成31年3月末で人口が4,053人、年少人口が258人、生産年齢人口が1,878人、65歳上の高齢者人口が1,917人という形で、高齢化率が47.3パーセントとなっております。

7ページをお願いします。

第2章では、地域福祉推進の理念や考え方について記載しております。

1の福祉のまちづくりへの挑戦として、中段ほどになりますが、本計画は、一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で“きずな”を深め、助けられる人のしあわせと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を“元気”にするという、福祉のまちづくりに挑戦するもので、それを図にしたものが下の表となっております。

8ページをお願いします。

2の地域福祉の基本的考え方として、これも中ほどになりますが、本計画では、住民みんながしあわせになるまちをつくるため、一人ひとりの笑顔でつくる（健康福祉）、地域の支え合いでつくる（協働福祉）、思いやりの心でつくる（安心福祉）を基本方針と定め、それを図にしたものが下の表となっております。

9ページをお願いします。

施策の体系として、基本理念・基本目標・町の施策方針等を図で記載しております。

10ページをお願いします。

第3章として、地域福祉の進め方について記載しております。

10ページから24ページまで、町の基本目標、施策方針別に現状を踏まえて取り組んでいくことを、自助・共助・公助に分けて掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

25ページをお願いします。

第4章として、計画の推進について記載しております。

1の地域福祉推進のための圏域設定として、住民の誰もが住み慣れた地域の中で、如何に安心して暮らし続けられるかを第一義に、当町の実情に即して圏域を設定したもので、それを図にしたものが下の表となっております。

26ページをお願いします。

2の地域福祉への参加として、この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を認識し、一体的に協働で取り組むもので、わたしたち一人ひとりが地域のことに関心をもち、計画の中に盛り込まれた「今後の取組」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的に関わることが大切になることから、計画を推進するため、住民をはじめ町社協、民生委員・児童委員、町内会、社会福祉法人、各種団体、町が担うそれぞれの役割について記載しております。

27ページをお願いします。

27ページ以降は、この計画の推進・調整、あるいは取組の周知、進み具合の評価等について記載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 6 2 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 6 2 号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 1 3 時 5 5 分）

（再開 1 4 時 0 7 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

先ほど地域防災計画の中で、藤山議員から警戒レベルでの避難行動の範囲ですけれども、通常、警戒レベル 3 で避難の準備と高齢者等は避難ということで、警戒レベル 4 で避難勧告又は避難指示で避難を開始することになります。

以上です。

◎議案第 6 3 号 第 2 期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定について

○議長（溝部幸基）

日程第 1 2 議案第 6 3 号 第 2 期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

3 月会議議案 1 と別冊 5 並びに別冊 1 0 をご用意願います。

議案 1 の 8 1 ページをお開き願います。

議案第63号 第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定について。

第2期福島町子ども・子育て支援事業計画を決定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

別冊10の3月会議議案説明資料をご用意願います。

60ページをお開きください。

議案第63号関係、第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定について。

1の策定の経過についてでございますが、国においては、平成24年に「子育て関連3法」を制定し、さらに平成27年度から「子ども・子育て新制度」を創設し、子どもの最善の利益が地域全体に実現される社会を目指しております。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金、保育料、医療費及び給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

当町においては、人口が4千人を割り込む厳しい現状の中で、新たな時代へ「まち」を繋いでいくことが大きな課題となっており、時代の変化とともに多様化するニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

このため、当町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」とし、子育てに対する負担や不安、孤独感を和らげることを通じて、地域や社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを目指して「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

2の計画書については、別冊5のとおりとなっております。

第1章の計画の概要についてでございますが、先ほど別冊10で説明したとおりであります。

4ページをお開きください。

2、計画の位置付けについては、当計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、前計画から次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」を包含した計画となっております。

また、平成30年4月、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置付けられ、障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び健康づくり推進計画などと連携を図りつつ、子ども・子育てに関する施策を推進していきます。

5ページをお開きください。

3、計画期間について。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

9ページをお開きください。

第2章、本町の現状について。

福島町の人口などの現状についてでございますが、当町の総人口は平成27年度の人口は4,615人となっております。平成31年は4,053人で、人口が562人減少しております。また、小学生以下の児童人口で比較すると、平成27年は242人、平成31年では191人となり、総体で51人減少しております。

なお、出生数につきましても、平成27年度に18人となっており、ここ数年、町の政策等により横ばいで推移しておりましたが、令和元年は11人と大変厳しい状況となっております。

10ページから16ページにかけて、人口の推移や子育て支援の状況、将来人口の推計など掲載しておりますので、ご参考としてください。

19ページをお開きください。

第3章のニーズ調査についてであります。

ニーズ調査については、ゼロ歳から11歳までの子どもの保護者に対し、令和元年9月9日から令和元年12月23日まで実施しております。

未就学児童の保護者59名、回答数40名で、67.8パーセントの回収率となり、小学生の児童の保護者58名、回答数28名で、48.3パーセントの回収率となっております。

29ページをお開きください。

第4章の計画の基本的な考え方についてでございます。

1、基本理念。

町は、第5次福島町総合計画の中で7つのまちづくりの目標を掲げており、子ども・子育ての目標として、若者などの定住促進と子育て環境の充実を掲げております。

このことから、町では、地域の宝である子ども達を地域全体で支える施策を積極的に展開し、子育て中の人達が「安心」と「ゆとり」をもって、子ども達を産み育てられる環境をつくり、家庭や関係機関のみならず、町民が子育てを共通の課題として捉え、協働で取り組んでいくことを目指し、「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしまを基本理念としております。

33ページをお開きください。

第5章の具体的な施策の展開についてでございます。

1、施策の体系について。

本計画では、基本理念の実現のため、3つの視点を基本目標として、児童福祉施策を推進します。

基本目標については、第5章、具体的な施策の展開で順に説明をいたしますので、34ページをお開きください。

基本目標1、安心して子育てができる環境づくり。

すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、親が子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができる環境の整備をします。

(1) 保育所サービスの充実。

町では、福島保育所並びに福島幼稚園の保育料などを平成28年度より、町独自に無償化政策を進め、保護者の負担軽減を図るなど、保育環境の充実を図ってきており、今後もさらなる保育体制の充実を図りながら、保育所サービスなどの向上に努めます。

(2) 子育て支援サービスの充実。

平成5年度から町の保健師を中心に、育児教室や地域子育て支援センターを展開しており、子育て家庭の交流の場や育児の不安などに対する相談支援など、積極的に提供してまいります。

35ページをお開き願います。

(3) 子育て支援のネットワークづくり。

子育て支援に関する団体・機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止に取り組むとともに、子育て家庭を支える環境づくりを推進します。

37ページをお開きください。

基本目標2 健やかな成長を支える環境づくり。

健やかな子どもの育成には、親と子の健康が確保されて初めて実現が可能となることから、保健、医療、福祉及び教育の各分野と連携し、子どもの主体性や自主性を尊重しながら、健康づくりを推進します。

(1) 母子の健康確保。

妊婦及び出産における安全確保が健康な子を育てる出発点となることから、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期から育児における健康診査、総合的な育児相談を継続的に進め、親となるための知識を習得する学習機会を与えながら、育児力を身に付けさせるとともに、児童生徒の生活習慣病予防に向けた啓発事業を展開していきます。

39ページをお開き願います。

(2) 子どもの生きる力と豊かな心身の育成。

自然環境の中で、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備を図りながら、子ども同士や世代間の交流を促進し、心身ともに調和のとれた人間として正義観や倫理観、他人を思いやる豊かな人間性を育んでいきます。

40ページをお開き願います。

(3) 子どもの居場所づくりの推進。

放課後児童対策として、平成19年度より福島小学校の空き教室を利用して、保護者が就労等により帰

宅後の保育に欠ける児童を対象に学童保育を実施しており、今後すべての子どもを対象とした放課後子ども教室の事業実施に向けて、家庭、地域、学校が一体となってスポーツや文化活動など多彩な活動に取り組みながら、子どもの居場所づくりの事業展開を進めます。

(4) 子育てに配慮した就労環境の整備。

女性活躍社会の中で、保護者が子育てと仕事を両立させることができるよう、育児・介護休暇制度などの情報提供や啓発活動を進めるとともに、子育てに配慮した就労環境整備を推進します。

4 1 ページをお開きください。

(5) 子どもの権利に関する住民意識の醸成。

子どもに関することはあくまでも子ども主体と考え、子どもにとって最も良いものを決めるのが大人の義務とされております。当町では、すべての子どもが生きることへの権利を有することを確認するとともに、関係機関と連携のうえ「子どもの権利」を擁護する体制づくりを進めております。

4 2 ページをお開き願います。

基本目標 3、地域全体で子育てを支える環境づくり。

子どもを町の宝として、すべての町民が子どもを大切に、家庭と地域及び行政が一体となり、協働で子育てを支援できるような取り組みを推進します。

(1) 子どもの安全・安心の確保。

子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、地域全体で意識の醸成が大変重要となっており、警察、学校、町内会など関係団体と協力しながら、迅速な犯罪等の情報提供や交通安全運動など、総合的な事故防止対策に努めてまいります。

(2) 児童虐待防止策の充実。

全国的に児童虐待が深刻化している中で、地域としてこうした兆候を見逃さないよう、児童生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校と一層の連携協力を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見の対応を図ります。

4 3 ページです。

(3) 安心・安全な生活環境の整備。

町では、妊産婦、乳幼児連れの親子などで、あらゆる人たちが安心して外出できるように、町道の街路灯のLED化を進めており、今後は、道路、公園、公共交通機関等の段差解消のためのバリアフリー化などの対応を進めるとともに、子どもが犯罪などの被害に遭わないよう防犯思想の普及運動の展開など、今後も継続的な運動支援を進めてまいります。

4 7 ページをお開き願います。

第6章、子ども・子育てサービスについてでございます。

子ども・子育て支援サービスの新制度では、行政が保護者に提供するサービスとして、未来の子どものための教育・保育給付と、右の地域子ども・子育て支援事業の2つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村のサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うことにあります。

4 8 ページをお開きください。

2、教育・保育提供区域の設定について。

当町の教育・保育提供区域については、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3、保育の必要性の認定については、省略いたします。

5 0 ページをお開きください。

4、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保について。

(1) 保育施設並びに(2) 特定教育施設については、入所の可能性のある児童すべてをニーズ量と捉えており、児童すべてが入所しておりませんが、確保提供数を上回った場合においては、施設や保育士などを調整した上で対応可能と考えております。

5 2 ページをお開きください。

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容については、章の冒頭の4 7 ページに掲載しており

ます事業については、利用実績並びに量の見込み、確保の方策等については、52ページから57ページにかけて掲載しておりますので、参照としてください。

58ページをお開きください。

6、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制についてですが、幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものでありますので、教育・保育の一体的提供を推進いたします。

60ページをお開きください。

7の関連施策の展開については、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保や、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携など、各種施策について連携を図り推進いたします。

63ページです。

第7章の計画の推進体制についてでございますが、子ども・子育て支援法は、「市町村の責務」を明確に定めており、その責務として「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があります。同時に、事業主の責務や国民の責務についても定めております。

本計画を着実に推進するにあたり、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性について取り組む必要があります。行政、家庭、地域社会、企業、職場、各種団体などで相互に連携をしていくことが必要です。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働。

(2) 近隣市町村との連携と協働。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働。

上記を定め、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進をするため、円滑な事務の実施体制を図り、近隣市町村間、さらには国・道との連携など、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで円滑な事業展開を図ります。

以上で、第2期福島町子ども・子育て支援事業計画についての説明を終わります。

ご審議くださるようお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

別冊5の54ページになりますけれども、(6)のファミリー・サポート・センター事業。この中で、確保の方策、利用を希望する声が少数ありましたが、本町では実現できないのが現状ですという風に認めておりますけれども、この理由は如何なるものか。状況等もお知らせくださればと思います。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

54ページのファミリー・サポート・センターの関係ですが、基本的に子育て三法の関係で、ファミリー・サポート・センターをつくって業務を行っても良いということになっておりますが、管内では多数の保育所と保育所幼稚園を有している函館、北斗、七飯町の方ではファミリー・サポート・センターを福祉協議会などで対応しておりますが、当町においては、認定こども園福島保育所、私立の幼稚園、それと学童保育ということで、ファミリー・サポート・センターの方でやる事業というのは、子どもを預かるというか、学校が終わった後の学童保育とか、あとお母さんたちが病気になった場合に一時保育をするとか、そういう事業をサポートするための総合センターということで解釈しておりますので、当町の方では今のところ町民課の窓口の方で対応しているということで、現在のところはサポートセンターをつくる予定はないというか、必要はないという風に考えて事務を進めております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

このニーズ調査の結果、希望者が若干あったと。しかしながら、その希望者については、学童保育等の制度を使って十分その目的を達せられるという風な解釈をされたのかどうか。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

ニーズ調査については、59件中3件ほどありましたけど、幼稚園型の方で午前中だけやっている方が特に一時預かりしたいとか、そういう形のものについては、私どもの方でサポートしていけるということで一時預かりも受けておりますので、そこのところは解釈しております。あと、学校の終わった後の学童保育についても私どもの方でサポートできるということで、一応、意見に対してはサポートできるということでは解釈をしております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

今、全国で話題になっているのは働き方改革ということで、やはり日本の社会は現在、共稼ぎ世帯が単身世帯を上回っているということになっているわけですね。共稼ぎ世帯が上回っている。そういう中において、その年、年によって、これから将来にわたって、どうしても必要だというような場面が来たら、やはり柔軟な姿勢で対応できるような形で進めてほしいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

先ほど私の方でお答えしたとおり、現状のところサポートセンターでなく町の方で対応しているということで、今、川村議員がおっしゃったとおり、今後の時代の変化とともに必要になってくれば、こういう形でサポートセンターも設置して業務を扱うこともあると思いますけれども、今のところは行政の方で対応しているということで、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第63号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第63号は可決いたしました。

◎議案第64号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第64号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案と議案説明資料別冊10、それから別冊6をご用意いただければと思います。

議案の83ページをお開きください。

議案第64号 第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定についてでございます。

第2期福島町人口ビジョン・総合戦略を策定したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出、福島町長。

なお、内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊10議案説明資料の61ページをお開きください。

議案第64号関係、第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定について。

1、策定の経過についてでございます。

現行の人口ビジョン・総合戦略の計画期間は、平成27年度から令和元年度までとなっております、今年度が計画の最終年にあたります。

国は、令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、国の第1期「総合戦略」の総仕上げと併せ、現在と将来の社会的変化を見据えながら、第2期総合戦略を策定することとし、令和元年12月にこちら閣議決定されてございます。

町においても国や北海道の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取り組みを進めることが求められており、現行の「総合戦略」を検証し、次期「総合戦略」の策定を進める必要があることから、令和2年度を初年度とする「第2期福島町人口ビジョン・総合戦略」を策定するものでございます。

2、計画書についてでございます。

（1）計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間といたします。

（2）人口ビジョンの見直しについてでございますけれども、人口ビジョンは、平成22年国勢調査をベースに策定されていることから、平成27年国勢調査を含め直近の統計調査などを反映した内容で時点修正を行うものでございます。

（3）総合戦略の概要ですが、総合戦略については、現行の総合戦略の取り組みを引き続き維持するとともに、「交流人口や関係人口の拡大により新しい人の流れをつくる」等の新たな施策について追加するなどし、地域の特色や地域資源を活かし、住民に身近な施策を展開するものでございます。

次のページをお願いいたします。

①の基本目標でございますけれども、原則、現行の総合戦略に掲げている4つの基本目標を引き継ぎ、施策の推進を図ってまいります。

基本目標1、産業の再生による雇用を創出し、次世代を担うリーダー等を育成する。

基本目標2、若者等の定住を促進し、子育て環境を充実する。

基本目標3、町民の安心安全な暮らしを守り、がん予防対策を充実する。

基本目標4、まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進する。

②取り組む施策等についてでございますが、現行の総合戦略に基づく施策・KPIの達成状況については、「令和元年度第1回福島町地方創生推進会議」において検証を行っており、そこでの意見を踏まえるとともに、国・道の総合戦略を勘案して、4つの基本目標の目標数値の達成に向けた施策の推進に努めるものでございます。

現状、転出超過に歯止めがかからない状況でございますけれども、短期間で人口増に転じることは困難でございますので、引き続き子育て支援策・若者の定住対策に取り組むとともに、交流人口及び関係人口

の拡大等につながる施策に取り組み地域経済の底上げを図り、人口減少率の鈍化を目指してまいりたいと考えてございます。

3、パブリックコメントの実施結果についてでございます。

計画策定に伴いパブリックコメントを実施いたしてございます。意見提出期間につきましては、令和2年1月21日から2月14日。閲覧場所は記載のとおりでございまして、期間中に1件の提出がありまして、意見の内容及び町の考え方については、次のとおりとなっております。

計画（案）の変更とはなってございませんけれども、今後の施策の進め方等の参考にしてまいりたいと考えてございます。

64ページをお願いいたします。

4、計画（案）の変更についてでございます。

総務教育常任委員会に提案した計画（案）の一部について、内容の精査及び地方創生推進会議の意見を踏まえ、次のとおり変更を加えているものでございます。

内容については、下記に記載のとおりでございまして、65ページの項目についてでございますけれども、推進会議の意見を踏まえて変更したものでございます。目標値の設定につきましては、総務教育常任委員会にご説明のときには、アンケート調査結果がまとまっておりましたので、令和6年度の目標値について未設定でございましたけれども、町民アンケート結果の集計により調査結果を設定したものでございます。

変更前、項目ですけれども、これからも福島町に住み続けたいと考える人の割合を「増加させる」を「維持する」に変更してございます。こちらの目標設定値でございますけれども、42パーセントに設定をさせていただきました。

5、地方創生推進会議の答申についてでございます。

令和2年1月14日、第2回福島町地方創生推進会議に諮問をし、2月20日、第3回同会議で承認され、答申をいただいているものでございますので、報告をいたします。

それでは、第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の概要について、ご説明いたしますので、別冊6をお願いいたします。

計画書は全体で46ページになります。

まず、人口ビジョンにつきましては、冒頭に説明したとおり、平成27年国勢調査等を踏まえた時点修正が中心となっております。計画書の構成につきましては、現行の計画書と変更はございません。

まず、開いていただいて1ページでございますけれども、第1章として人口ビジョンで、人口の推移、現状分析、将来の推計といった内容になってございます。

30ページから第2章総合戦略でございまして、4つの基本目標と目標達成に向けた具体的に取る施策等を整理したものでございます。

まず、人口ビジョンの概要について、ご説明いたします。

計画書の2ページをお開きください。

人口の現状とこれまでの推移でございますけれども、当町の人口は1955年の1万3,428人をピークに減少に転じてございます。青函トンネル工事改組後は一時増加に転じましたけれども、青函トンネル完成後は一気に転出が進み、大幅な減少となっております。

その後も減少傾向は続いて、2015年には4,422人、国勢調査の数値でございますけれども、こちらピーク時の6割以下となっているという状況になってございます。

11ページをお開きください。

2の人口増減に関する分析でございます。

当町の人口動態の推移でございますけれども、自然増減は「死亡超過」、社会増減は「転出超過」の状況が続いてございます。また、自然増減よりも社会増減の方が多く、人口減少に影響を与えております。

次の12ページをお開きください。

上段でございますけれども、自然増減の分析でございます。

当町の合計特殊出生率は、全国や北海道、近隣市町の平均と比較すると低い数値、1.19となっております。

下段の表でございますけれども、性別・年齢階層別の社会増減の状況でございます。2015年から2

018年の4年間の合計で見ますと、15歳から19歳の転出が特に多くなっている状況となっております。こうした状況は、現行の人口ビジョンの分析とまったく変わらない状況となっております。

次に、18ページをお開きください。

将来人口の推計と分析。

将来人口の推計でございます。

総人口の将来推計でございますけれども、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後なにも対策を講じない場合には、2040年の人口は1,682人となると推計されてございます。

続いて、20ページをお開きください。

人口の変化が地域の将来に与える影響の分析でございます。

人口が減少する中において、少子化、高齢化がさらに進むことにおいて、2025年までには老年人口が50パーセントを超えると推計されてございます。

次の21ページでございますけれども、就業人口の減少ということで、2040年には現在の就業者数から67.2パーセント減少するものと推計されているものでございます。

次の22ページをお願いします。

税収の減少ということで、2040年には現在の税収額から64.5パーセント減収すると推計がなされてございます。

次に、26ページをお開きください。

人口の将来展望でございますけれども、将来人口推計の考え方でございます。

2015年国勢調査をベースに、次のような考え方により「合計特殊出生率」と「変化率」を設定し、推計を行ってございます。

合計特殊出生率につきましては、現状値を踏まえるとともに、国の長期ビジョンを勘案して設定してございます。1.19となっている現状値を、2020年に国と同率の1.6パーセントとし、それ以降は同率として推計をしてございます。

変化率につきましては、社人研の移動率に準拠してございまして、準拠した内容で推計をしてございます。

次の27ページでございますけれども、総人口の将来展望についてでございますけれども、当町が目指す推計では、2040年の時点で総人口は1,741人と推計され、社人研推計に比べ約60人でございますけれども、減少を抑制することができるという内容となっております。

以上が人口ビジョンの概要でございます。

次に、30ページをお開きください。

第2章の総合戦略となります。

30ページには、基本的な考え方として、1.策定の趣旨、2.「総合計画」との関係や期間、目標人口等を記載してございます。

30ページの下段でございますけれども、(3)の目標人口ということで、戦略が終了する令和6年度に3,200人を維持するということを掲げているものでございます。

次の31ページをお願いいたします。

3の計画の推進にあたってでございますけれども、これまでと同様、福島町地方創生推進会議において、施策の進捗状況等を検証しながら進めてまいっているものでございます。

4の人口減少対策を考える上での本町の課題として、人口ビジョンの分析を踏まえ、(1)転出超過について、次のページの(2)中学生・高校生の定住意向について、(3)少子化対策・子育て支援について、(4)高齢者の転出超過についての4つの課題を整理してございます。

次の33ページをお願いいたします。

5の基本目標ですが、これまで説明したとおり、4つの目標とさせていただきます。

次に、35ページをお願いいたします。

取り組む内容でございます。

35ページから最後の46ページまで、4つの基本目標ごとに施策の背景、必要性を整理し、それらの課題に対する施策について記載させていただいてございます。また、施策の達成状況を定量的に検証することができるよう、基本目標ごとの数字目標、施策ごとのKPIを設定しているところであります。これ

が計画が終了となる令和6年度の当町の目指す姿となっております。

なお、施策ごとのK P Iについては、基本的に第5次総合計画の指標に基づいているものでございます。

また、施策の取り組みをイメージしやすいよう、関連する事業について計画に加えたところでございます。

それでは、基本目標のうち、産業の再生による雇用を創出し次世代を担うリーダー等を育成するについては、産業全体における取り組み、それと産業の後継者や将来を担う人材の育成について記載しているものでございます。

36ページをお願いいたします。

(1) 地域を支える農林水産業・水産加工業の振興、そして、36ページには水産業、次の37ページに水産加工業、農業、それと38ページに林業、商工業等まで、各項目において取り組む内容について記載をしてございます。

続いて、39ページの中段でございます。

(2) 次世代等を担うリーダー等の育成について、取り組む内容につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、40ページをお願いいたします。

基本目標2、若者等の定住を促進し、子育て環境を充実するでは、若者の定住が人口減少対策に有効であると考えていることから、子育て世代を中心とした施策について記載してございます。

また、福島商業高校の存続は、若者定住にも大きな影響があることから、これらの対策について記載しているものでございます。

40ページの中段でございますけれども、(1) 若者等の定住促進と子育て世代への支援の充実、それから次の41ページの(2) 教育環境の充実で、取り組む内容はそれぞれ記載のとおりでございます。

42ページをお願いいたします。

基本目標3、時代に合ったまちをつくり、町民の安心安全な暮らしを守るとともに、がん予防対策を充実するについては、保健予防、健康づくりの推進、高齢者等の福祉、環境保全、生活環境の向上及び安心安全な暮らしに係る施策等を充実することによる、町民が住み続けたいと思える施策について記載しているものでございます。

42ページの下段でございますけれども、(1) 保健予防、健康づくりの推進から、43ページの中段、(2) 高齢者等の福祉、次の44ページの(3) 環境保全、生活環境の向上及び安心安全な暮らしで取り組む内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、45ページの基本目標4、まちを訪れる人を増やし、交流や移住を促進するについては、地域資源を最大限に活用し、滞在型観光に取り組むとともに、友好市町や都市間交流を進め、ふるさと納税の充実等により交流人口や関係人口の拡大に取り組む施策について記載しているものでございます。また、これらを推進することにより、移住・定住の促進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

45ページの下段でございますけれども、(1) 観光交流の促進で、取り組む内容につきましては、次のページにわたり記載のとおりとなっております。

地方創生につきましては、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としてございます。

こうした考え方を推進するため、第2期福島町人口ビジョン・総合戦略により人口減少対策に取り組む人口減少率の鈍化を目指してまいりたいと考えてございます。

以上、第2期福島町人口ビジョン・総合戦略について、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第64号は可決いたしました。

◎議案第65号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第65号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に1の議案と別冊10をご用意願います。

議案の85ページをお開きください。

議案第65号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合が渡島公平委員会から脱退することから、渡島公平委員会規約を次のとおり変更しようとする。

令和2年3月9日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊10説明資料の66ページをお開きください。

1、提案の理由について。

渡島公平委員会を組織する団体のうち、山越郡衛生処理組合が令和2年3月31日をもって渡島公平委員会から脱退することに伴い、渡島公平委員会規約を変更するものであります。

2の変更内容について、新旧対照表でご説明いたします。

改正前に山越郡衛生処理組合となっているものを、改正後に削除するものであります。

3、施行期日について。

この規約は、令和2年4月1日から施行します。

なお、議案の85ページに渡島公平委員会規約の一部を変更する規約を掲載しております。

以上で、議案第65号の提案内容の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第65号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第65号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時57分）

（再開 15時11分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第74号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第74号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に1番の議案のほか別冊9と別冊10をご用意願います。

まず、議案の125ページをお開き願います。

議案第74号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,518万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,432万3千円とする。

第2条で、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条で、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出、福島町長。

まず、第2表債務負担行為補正について、ご説明いたしますので、別冊9の6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の追加については、1件となっております。

事項が、漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為で、期間は令和元年度から令和15年度まで、限度額が10万4千円となっております。

次のページをご覧ください。

第3表地方債変更は、7ページの出産祝金交付事業債から8ページの公有林整備事業債まで、全部で28件となっております。今回の変更は、事業費確定による増減等が主なものとなっております。

内容について、別冊10でご説明いたしますので、別冊10の67ページをお開き願います。

67ページにつきましては、すべて過疎対策事業債で、いずれも充当率100パーセント、交付税参入率70パーセント、参入方法は元利償還金となっております。それぞれ事業費確定及び国庫補助金の減額並びに過疎債ソフト事業限度額確定による増減となっております。

3段目の人財育成事業基金債800万円の増は、1つ下の雇用奨励等事業債が実績見込みがないと思われることから、830万円減額したことに伴い、過疎債ソフト事業限度額内での財源調整となっております。また、中段の町内会館整備事業債1,730万円の増は、日向生活館改修事業が過疎対策事業債となったことによるものでございます。

次のページをお開きください。

一番上の公営住宅建設事業債750万円の増は、起債区分が公営住宅建設事業債で、事業費確定による増額となっております。

次の小型動力ポンプ整備事業債から教員住宅設備改修事業債までの6件は、起債区分は過疎対策事業債で、事業費確定による増減となっております。

最後に、公有林整備事業債270万円の減は、実績見込みによる減額でございます。

引き続き歳出のご説明をいたしますので、次のページをご覧ください。

一般会計補正予算（第6号）の事務事業別説明資料でございます。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の精査に伴う不用額等の整理でございますので、内容の説明につきましては、主なものについて、ご説明いたしますので、予めご了承願います。

まず、1款議会費、1項1目議会費の議会運営費で94万4千円の減額は、主に議員期末手当等や視察研修旅費の減額が主なものとなっております。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費277万円の減額でございます。主なものは、臨時職員賃金や共済費の減額となっております。

次のページをお開きください。

上から4段目の庁舎管理費で28万8千円の減額の主なものは、工事請負費で浄化槽ブロワー取替工事の入札減となっております。

次のページの1段目の5目財産管理費の町有財産管理費で42万円の追加は、浦和生活館横倉庫解体撤去に係る委託料の追加となっております。

次のページをお開きください。

6目企画費の2段目の総合計画審議会運営費と4段目の道の駅整備調査検討事業費は、いずれも年度内の会議等が終了したことによる委員の報酬や費用弁償の減額となっております。

次に、76ページをお開きください。

3段目の人財育成支援事業費380万円の減額は、実績見込みによる減額で、企画課所管による資格等取得が23名で、研修会等開催が1件の実績となっております。

次のページをご覧ください。

19目ががんばる地元企業等応援事業費は、施設投資助成金で1,500万円及び特別雇用奨励助成金で100万円の増、外国人技能実習生受入助成金300万円の減で、合計1,300万円の増となっております。施設投資助成金につきましては、今回の追加補正で予算額が1億4千万円となっており、2月10日現在の申請状況等は下記のとおりとなっております。

次に、79ページをお開きください。

一番上の4項選挙費の知事及び道議選挙273万5千円、次の町長及び町議会議員選挙費304万2千円、そして、一番下の参議院議員選挙費415万3千円の減は、いずれも事業費確定による減額となっております。

次のページをお開きください。

3段目の7項6目過疎地域自立促進特別事業基金費で800万円の追加は、先ほど第3表地方債補正で説明いたしました、過疎債ソフト事業債の限度額内での財源調整により雇用奨励等事業債を減額したことに伴い、人財育成事業基金債を増額するものであります。

次のページをご覧ください。

9目がんばる地元企業等応援基金費で2,130万円の追加は、先ほどご説明いたしました、がんばる地元企業等応援事業費の補正に伴う積立金の増額となっております。

次に、3段目の3款民生費、1項1目社会福祉総務費の障害者福祉事業費1,272万6千円増の主なものは、障害者介護給付費の実績見込み等による増額となっております。

次に、84ページをお開きください。

3段目の老人福祉措置費284万4千円の減額につきましては、町外の養護老人福祉施設入所者が不在となったため減額するものでございます。

次の85ページの4段目、7目後期高齢者医療費で230万4千円の増は、後期高齢者の療養給付費負担金の確定による増額となっております。

次のページをお開きください。

3段目、2項1目児童発達支援費で156万5千円の減は、児童デイサービス介護給付費の減に伴う負担金と通園補助金の減などが主なものとなっております。

次のページをご覧ください。

1段目の2項2目児童措置費で407万7千円の減額は、児童手当の実績による減が主なものでございます。

1つ飛んで、保育所費で311万8千円の減額は、臨時保育士等の賃金及び共済費の減が主なものとなっております。

次のページをお開きください。

一番上の4目学童保育費58万円の減につきましても、同様に臨時指導員賃金や共済費の減となっております。

次のページをご覧ください。

1段目の4款衛生費の予防費で288万6千円の減の主なものは、需用費の医薬材料費で119万3千円、委託料で112万9千円、それぞれ減となっております。

次のページをお開きください。

90ページになります。

2段目の子ども医療費助成事業費から、次のページの一番上、心身障害者医療対策費までは、それぞれ医療費の実績見込みによる減額となっております。

次の9目温泉健康保養センター管理費で356万7千円の追加は、温泉管理委託業務の協定に基づく燃料費の生産に係る追加補正となっております。

次のページをお開きください。

1段目の広域事務組合費で316万3千円の減額は、広域衛生部門負担金の減額で、去る2月21日開催の渡島西部広域事務組合議会において議決されているところでございます。

次に、2段目の渡島廃棄物処理広域連合費で204万8千円の減は、市町村負担金確定による減額でございます。

次に、95ページをお開き願います。

2段目になります。6款農林水産業費、2項6目林道工事費の林内作業道整備事業費で154万1千円の減額は、林業専用道吉岡線開設事業費確定に係る減となっております。

次に、97ページをお開き願います。

1段目の新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費で780万円の減額の主なものは、当初6人の臨時作業員を見込んでおりましたが、実績では4人となったことにより賃金や共済費が減となったことによるものでございます。

99ページをお開きください。

上から4段目の7款商工費の地域おこし協力隊事業費で447万5千円の減額は、令和元年度に観光部

門の地域おこし協力隊の募集を行ってきたところでありますが、結果的に応募がなかったことにより賃金及び共済費等を減額するものであります。

次のページをお開きください。

2段目の横綱の里づくり事業費で112万9千円の減額は、昨年8月に九重部屋夏合宿が2年ぶりに実施されたところではありますが、巡業日程等の関係で参加力士が減少したことに伴う力士招聘謝金等の減額となっております。

102ページをお開きください。

8款土木費につきましては、中段の町道月崎1号線整備事業費から、106ページの上段、町営住宅建替事業まで、主に事業完了に伴う不用額の整理となっております。

107ページをご覧ください。

下から2段目の10款教育費の福島商業高校存続対策費で240万円の減額は、各種大会助成金70万円、入学者奨励金80万円、通学定期補助金90万円、それぞれ実績により減額するものでございます。

109ページをお開きください。

1段目の5目私立学校振興費で216万円の減は、福島幼稚園入所児童に係る保育料無償化に伴う減額となっております。

次に、111ページをお開きください。

一番下の学校給食センター費は、臨時調理員賃金や光熱水費及び給食食材費の不用額整理となっております。

113ページをお開きください。

12款諸支出金、1目の繰出金で696万3千円の減額は、このあとご審議いただきます、各特別会計補正予算に関連した繰出金の補正となっております。

次に、13款職員給与費で127万円の減は、令和元年度中に中途退職や育休及び中途採用などにより、給料及び職員手当等を調整した補正となっております。

次に、14款予備費で190万1千円の増額は、昨年7月に吉岡温泉ボイラー修繕48万7千円と、今年1月に北朝鮮船籍漂流船処分にかかった費用141万4千円とともに予備費充用したため、今年度も残り1カ月ではございますが、不測の事態に備え予備費を補正するものであります。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与等の増減につきましては、別冊9の69ページの給与費明細書をご参照願います。

次に、歳入をご説明いたしますので、別冊9の15ページをお開き願います。

歳入につきましても、歳出と同様に、主なものと新規に追加になったものなどについて、ご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、11款使用料及び手数料の4目商工使用料で217万1千円の増額は、1節の横綱記念館使用料で55万1千円の増、4節青函トンネル記念館使用料で14万8千円の減、6節岩部海岸クルーズ船使用料で176万8千円の増、それぞれ実績に基づき補正しております。

次のページをお開きください。

5目土木使用料で88万6千円の増額は、主に3節の町営住宅使用料で入退去に伴う実績により増額したものでございます。

次のページの12款国庫支出金、1目民生費国庫負担金698万6千円の追加は、主に2節障害者介護給付費等国庫負担金の増によるものでございます。

次のページをお開きください。

2項国庫補助金で、4目農林水産業費国庫補助金241万3千円の減は、アワビブランド化事業の実績に係る地方創生交付金の減額となっております。

6目土木費国庫補助金1、806万円の減額は、館崎2号橋の橋梁寿命化及び丸山団地の住宅建設分の実績に係る社会資本整備事業総合交付金の減となっております。

次に、21ページをお開きください。

13款道支出金で、一番下の4目農林水産業費補助金、2節の北海道合板・製材生産性強化対策事業費補助金195万7千円の増は、林業専用道吉岡線開設工事費分が補助率10分の10になったことに伴う追加となっております。

次のページをご覧ください。

1 段目の3 節水産業費補助金の海岸漂着物地域対策推進事業費補助金1 2 7 万2 千円の追加は、予備費でご説明いたしました北朝鮮籍漂着船処分に対する9 割の道補助金となっております。残りの1 割は特別交付税措置となっております。

2 4 ページをお開き願います。

1 6 款繰入金、2 項1 目財政調整基金繰入金で2, 8 4 0 万1 千円の減額でございます。今回の補正による財源調整として減額するもので、これにより今年度の財政調整基金からの繰入予算額は2 億8 0 万7 千円となるものであります。

次のページの一番上をご覧ください。

1 8 款諸収入、3 項2 目奨学資金貸付金収入で5 1 9 万5 千円の追加は、1 節の奨学資金貸付金収入で4 8 1 万1 千円増となったもので、3 名の方の一括返済があったことによる増額となっております。

次に、5 項1 目雑入3 9 8 万8 千円の減額の主なものは、重度心身障害者医療高額療養費収入や臨時事務員等の社会保険料収入が減となったものでございます。

次のページをお開きください。

最後に、1 9 款町債につきましては、先ほど第3 表の地方債補正で内容について説明申し上げましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第7 4 号一般会計補正予算（第6 号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3 番平沼昌平議員。

○3 番（平沼昌平）

7 2 ページの企画費で道の駅整備調査検討事業費が終わったみたいなんですけれども、この検討会の検討委員の皆様には大変ご苦労なことだったと思いますが、これの調査報告というのは、いつ頃発表になるのかお聞きしたいなと思います。

それから、8 2 ページの高齢者等冬の生活支援事業費で、事業内容等が対象見込世帯の減少に伴う減額とありますけれども、何世帯ぐらい減少になったのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、9 1 ページに温泉健康保養センターで、事業内容のところに臨時職員（温泉送迎バス運転手・添乗員）と。これの社会保険料の増とありますけれども、これは間違いないか確認という意味でお聞きいたします。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

道の駅の検討でございますけれども、2 月2 5 日に今年度最後の会議を開かせていただきまして、その際に報告書の内容を最終的に調整したところでございます。最後に委員さんの皆様から内容についてご意見をいただいて、それを取りまとめして、今、最後の調整をしているということになります。この事業自体は、コンサルの方も少し参画して資料の調整等してございます。事業の最終が3 月2 5 日までということになっていきますけれども、その前に最終的なものを調整した中で報告書をいただきたいと思っていますので、遅くとも2 5 日には町の方に提出になると。それで、会長さんの方から町長の方に提言書というか、報告書を手渡ししていただくということになっています。それ以降に、それを町の方で受けて、今後のスケジュール等検討を進めていくということになりますので、3 月2 5 日以降には議会の皆様の方にもお示しできるのかなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

8 2 ページの冬の生活支援の関係ですが、予算としては5 0 0 人分で5 0 0 万円の予算を計上しておりますが、見込みで4 5 0 件ということで5 0 万円の減額をしております。この補正を出す段階で、2 月1

3日現在の申請件数が354件で、申請率は78.6パーセントです。それで、2月末で締めておりますので、ちょっと今、手元に資料ありませんけど、90何パーセントの申請率だと思っております。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

温泉の共済費、社会保険料なんですけど、バスの運転手と添乗員の方の社会保険料。この募集の範囲に通勤手当が含まれるんですけども、その分を計上していなかったのかな。それで、1月から3月分で足りなくなりますので、その分を補正するということです。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

意見交換というよりも、82ページの説明と今の91ページの説明と、すみません、もう1回お聞きしたいんですけども、ちょっと聞き取れなかったものですから。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

すみません。補正を出した段階で、予算としては500世帯分予算を見ておりましたが、50世帯分減額しまして、見込みが450世帯ということで50万円減額しております。それで、2月13日現在の申請件数として354件、申請率は78.6パーセントということで、このあと2月末で締めておりますので、補正した後の状況については、今、手元の方に資料がありませんけど、パーセンテージは100パーセントに近い90何パーセントということで上がっていると思います。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

すみません、説明がちょっと悪かったみたいで。社会保険料を算出するための標準報酬月額の算定の中に通勤手当が入るんですけども、その分が抜けていたんですね。それで、払っていた時点で最終的に不足分が出てくるということで、それを補正するものです。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

82ページなんですけれども、この事業内容等の文章によりますと、対象見込世帯数の減少と。今の説明だと、利用する世帯の数が減ったという感じに取られるんですね。ということになると、根本的に予算の組み方が、この対象となる世帯が最初から何件あって、それを利用するという世帯が将来的に最終的に何件になるのかという風にこっちは読み取ってしまうんですけども、あくまでもこの高齢者等の冬の生活支援事業費については、利用した世帯の話になってくるんでしょうか。そういう考えで、これからもその予算組みというのはしていいのかどうなのかということをお聞きしたいんです。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

利用世帯というか該当世帯、概ね前年度で開発計画でもそうですけど、500世帯ということで予算を計上しております。それから、うちの住基情報を出して民生委員さんとかにも調査していただいて、その中で申請していただくという形を取りますので、500よりもオーバーするということはないと思うんですけど、一応、全体的に前年度、開発計画にも載せていますけど、500世帯分ということで予算を計

上して、それで住基情報と民生委員さんに調査していただいて、その中から申請していただくということで事務を進めております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時40分）

（再開 15時41分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

説明が悪くて申し訳ありません。利用世帯でなくて対象世帯ということで、前年度対象というか、うちの方で調べて対象世帯を予算要求していて、それからもう1回、民生委員さんとかに調査していただいて、申請していただく。対象と申請というか、利用世帯ではないです。すみません。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時42分）

（再開 15時42分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

すみません。高齢者の冬の生活支援につきましては、町民課の方で対象となる世帯をまず500世帯、老人世帯でなっています。それで、該当を民生委員の方に確認しまして、該当するだろうと思う世帯について申請を送って、今度その申請について非課税世帯に対して支給しますので、申請しない方もいるし、課税状況が変わって去年は出たけど出ない方もいらっしゃるという形の中で、大体概ね全世帯になると500世帯で予算措置していますが、実際、申請の通知を出して民生委員から来たもの、そして、町の方で課税状況を調べて対象外の世帯もあります。また、申請していない方もいますので、そういう形で今回50世帯は減額したという内容でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほかありませんか。

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

別冊9の15ページ。歳入、一番下の商工使用料のところですかけれども、岩部海岸クルーズ船使用料とあります。これはどういう査定で、こういう風な金額が出るのか。例えば去年は6月から始まっていたね。それで、月で取るのか。それとも、お客さんを乗せて出航した回数で計算されるのか。その辺を教えてください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

岩部クルーズの歳入につきましては、お客様1名当たりの単価が決まっておりますので、お客様が船に乗船した数の分となっております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 15時44分)

(再開 15時44分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

60分コースが何名、90分コースが何名という内訳は、今、持ち合わせていませんけれども、昨年の乗船人数が966名の乗船になっていまして、その乗船した方の乗船料ということになっております。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

乗船料ということは、3千円そのまますべてを取るということですか。使用料として。あの運営はまちづくり工房の一会計でしょう。違うんですか。工房は工房でやっているんでしょう。そうしたら、乗った船の分は、あの人たちが働いた分は何もないということなのか。1人当たり3千円のを全部取ってしまったら、あの人たちはどうするんですか。その辺を教えてください。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

令和元年度は運航業務自体を委託業務としております。なので、まちづくり工房には委託料を支払っておりますので、委託の中で運航して乗船した分の乗船料は町の方の歳入になることになります。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第74号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第74号は可決いたしました。

◎議案第75号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第75号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案１と別冊９をご用意願います。

まず、議案１の１２７ページをお願いいたします。

議案第７５号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

令和元年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５３１万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億９，２６３万３千円とする。

令和２年３月９日提出、福島町長。

それでは、提案内容について、ご説明いたしますので、別冊９の８６ページをお願いいたします。

今回の補正の主な内容は、実績見込みによる保険給付費の増額及び事務費等の減額と保険給付費の増に対する道支出金の追加でございます。

なお、歳入歳出を含め、科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承願います。

まず、歳出からご説明いたします。

２款保険給付費、１項療養諸費で７６０万円の追加でございます。主な増減として、１目一般被保険者療養給付費で１，５３３万円の追加、２目退職被保険者療養給付費で７２０万円の減額、３目一般被保険者療養費で５０万円の減額となっており、それぞれ給付実績見込みによるものです。

８７ページをお願いします。

２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費１１０万円の追加、その下、２目退職被保険者等高額療養費１１０万円の減額は、いずれも実績見込みによるものです。

８８ページをお願いします。

３款国民健康保険事業費納付金、１項１目も同様で３６万２千円の減額でございます。主な増減として、一般被保険者医療費給付費分６２万４千円の減額、一般被保険者後期高齢者支援金等分２６万円の減額、介護給付金分６８万３千円の追加等となっております。当初予算では仮係数による試算結果に基づき計上しておりましたが、本算定の結果に合わせて減額するものです。

５款保険事業費、１項１目特定健康診査等事業費で９０万円の減額は、実績見込みによるものです。

８９ページをお願いします。

５款保険事業費、２項１目疾病予防費で６５万円の減額は、実績見込みによるものです。

６款諸支出金、１項５目特定健康診査等負担金償還金で５７万４千円の追加は、平成３０年度特定健康診査等負担金の精算に係る返還金確定による追加でございます。

８款基金積立金、１項１目事業基金積立金５７万４千円の減額は、繰越金から過年度国庫負担金等を返還した残額を事業基金へ積み立てるため、償還金と同額を減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、８１ページをお願いします。

３款道支出金、１項１目保険給付費等負担金７７１万１千円の追加でございます。主な内容としては、歳出の保険給付費が増加したことに伴い道負担金を追加するものです。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金２２３万５千円の減額でございます。主な内訳として、国保財政安定化支援繰入金２５１万２千円の減額等で、実績見込みによるものです。

以上で、議案第７５号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第75号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第75号は可決いたしました。

◎議案第76号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第76号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1と別冊9をご用意願います。

まず、議案1の129ページをお願いいたします。

議案第76号 令和元年度福島町介護保険特別補正予算（第3号）。

令和元年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万4千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,935万2千円とする。

令和2年3月9日提出、福島町長。

それでは、提案内容について、ご説明いたしますので、別冊9の107ページをお願いいたします。

今回の補正の主な内容は、実績見込みによる介護サービス費等の増減と財源の整理を行うものです。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたします。

なお、歳入歳出を含め、科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承願います。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費52万8千円の追加は、委託料で番号制度改正に伴う事務処理システム改修委託料の追加でございます。

108ページをお願いいたします。

2款保険給付費、2項1目高額介護サービス等費150万円の減額は、高額介護サービス等給付費の実績見込みによるものです。

109ページをお願いします。

3項1目高額医療合算介護サービス等費で80万円の減額は、高額医療合算介護サービス等費の実績見込みによるものです。

110ページをお願いします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費で100万円の追加でございます。介護予防生活支援サービス事業の実績見込みにより追加するものです。

111ページをお願いします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金で249万6千円の追加は、決算見込みにより増額するものです。

次に、歳入を説明いたしますので、101ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料で421万1千円の減額でございます。主なものは、現年分保険料426万2千円の減額、滞納繰越分保険料5万1千円の追加で、それぞれ実績見込みによるものです。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金48万円の減額は、歳出の保険給付費の実績見込みに伴い減額するものです。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金21万7千円の追加は、給付実績により追加するものです。

3目事業費補助金35万2千円の追加は、歳出の事務処理システム改修に対する補助金を追加するものです。

4目保険者機能強化推進交付金68万8千円の追加は、重度化防止や認知症の支援など介護予防の総合的な事業に対しての交付金で、国の内示があったため追加するものです。

102ページをお願いします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金64万9千円の減は、保険給付費の実績見込みにより減額するものです。

以下、2目地域支援事業支援交付金23万4千円の減、5款道支出金、2項1目介護給付費負担金30万円の減、2項1目地域支援事業交付金10万8千円の増、7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金30万円の減、2目地域支援事業繰入金10万8千円の増についても、同様の理由でございます。

103ページをお願いします。

3目その他繰入金47万6千円の減は、決算見込みによるものです。

4目低所得者保険料軽減繰入金629万3千円の追加は、平成31年度から段階ごとの軽減率が引き上げられたことに伴い追加するものです。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第76号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第76号は可決いたしました。

◎議案第77号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第77号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、引き続き議案1と別冊9をご用意願います。

まず、議案1の131ページをお願いいたします。

議案第77号 令和元年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,901万8千円とする。

令和2年3月9日提出、福島町長。

それでは、提案理由について、ご説明いたしますので、別冊9の127ページをお開き願います。

今回の補正の主な内容は、平成31年度保険基盤安定負担金の確定及び事務費負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の減額、事務費の精査による関係予算の調整でございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたします。

なお、歳入歳出を含め、科目ごとに主な増減を生じた内容を中心に、ご説明いたしますので、ご了承願います。

まず、下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に135万9千円の減額でございます。平成31年度保険基盤安定負担金の確定、事務費負担金の精算により減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、123ページをお願いします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金53万9千円の減額、2目保険基盤安定化繰入金96万2千円の減額は、いずれも決算見込みによる減額でございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。
お諮りいたします。
議案第 7 7 号を決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 7 7 号は可決いたしました。

◎議案第 7 8 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 1 9 議案第 7 8 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

議案 1 と別冊 9 をご用意願います。

資料ナンバー 1 の議案の 1 3 3 ページをお願いいたします。

議案第 7 8 号 令和元年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）。

令和元年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 6 8 万 1 千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 4, 2 9 2 万 9 千円とするものでございます。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日提出、福島町長。

それでは、議案内容の説明をいたしますので、別冊 9 の 1 2 9 ページをお開きください。

1 2 9 ページから 1 3 1 ページまでは、説明を省略させていただきます。

1 3 2 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為補正の追加であります。令和元年度の浄化槽整備資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為の追加であります。期間については令和元年度から令和 6 年度まで、限度額は 6 万 3 千円となります。

1 3 3 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正の変更ですが、事業費の確定による変更で、補正前が下水道事業債 7 4 0 万円を補正後は 7 7 0 万円に、過疎対策事業債 7 4 0 万円を 7 7 0 万円に増額するものでございます。

それでは、補正の内容については、歳出からご説明いたしますので、1 4 5 ページをお開き願います。

なお、歳入歳出を含め、科目ごとに主な増減を生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承願います。

1 款浄化槽整備事業費、1 項浄化槽管理費、1 目浄化槽施設管理費 8 万 2 千円の減で、1 2 節法定検査手数料 4 万 2 千円、1 3 節浄化槽保守点検清掃委託料 4 万円の減については、額の確定によるものでございます。

なお、現在、町で管理している浄化槽は、設置した浄化槽 1 3 8 基、譲渡を受けた浄化槽 2 0 基の 1 5 8 基となっております。

次に、2 項浄化槽整備費、1 目浄化槽整備推進事業費 1 5 6 万 7 千円の減で、1 5 節浄化槽設備工事費 9 6 万 4 千円の減は、1 2 基分の工事費確定による減、1 9 節単独浄化槽撤去費補助金 9 万円の減は、実績がなく減額したものであります。水洗化改造工事費補助金 4 0 万円の減は、当初 1 0 基分で予定しておりましたが、新築住宅 1 基分となったことにより減額となるものであります。浄化槽整備資金利子補給金 1 1 万 3 千円の減額は、利子補給金確定による減額であります。

それでは、次に、歳入の説明をいたしますので、1 4 1 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 目浄化槽整備事業費負担金、1 節浄化槽設置工事費分担金 3 万 1 千円の減は、

新規設置分 12 基分の使用者分担金が確定したことによる減でございます。内訳は、5 人槽 11 基分、7 人槽 1 基分の合計 12 基でございます。

次に、2 款使用料及び手数料、1 目浄化槽使用料 1 万 2 千円の減は、設置 138 基、譲渡 20 基による使用者の使用料が確定したことによる減でございます。

次に、3 款国庫支出金、1 目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金、1 節循環型社会形成推進交付金 1 万 6 千円の減は、事業精査による減額でございます。

次に、4 款繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 22 万 2 千円の減は、事業費精査による減でございます。

次に、142 ページです。

5 款町債、1 目下水道債、1 節下水道事業債 30 万円の増、2 節過疎対策事業債 30 万円の増は、事業費確定による増額でございます。

以上で、議案第 78 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 78 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 78 号は可決いたしました。

◎議案第 79 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 20 議案第 79 号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案 1 と別冊 9 をご用意願います。

まず、議案 1 の 135 ページをお願いいたします。

議案第79号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,570万円とする。

令和2年3月9日提出、福島町長。

それでは、提案内容について、ご説明いたしますので、別冊9の161ページをお願いいたします。

今回の補正の主な内容としたしましては、実績見込みによる診療事業収入及び診療費の総額、支出の精査に伴う不用額等でございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明いたします。

なお、歳入歳出を含め、科目ごとに主な増減が生じた内容を中心にご説明いたしますので、ご了承願います。

1款総務費、1項1目一般管理費で34万2千円の減額でございます。実績見込みによる光熱水費の追加と、歳出の精査による不用額となっております。

下段、2款診療事業費、1項1目診療費で342万8千円の追加でございます。主な内訳としては、医薬材料費の実績見込みによる追加、臨床検査業務の実績見込みによる減額となっております。

次に、歳入を説明いたしますので、157ページをお願いします。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入で36万円の減額は、実績見込みによるものです。

以下、3目後期高齢者医療診療報酬収入644万4千円の増、4目一部負担金84万7千円の増、5目その他の診療報酬収入150万円の増、2項1目使用料及び手数料131万円の増までは、同様の理由による増でございます。

なお、令和元年度の通院者数は、2月末時点で4,309人、2月までの診療日数は259日でしたので、1日当たりの通院者数は平均で約17名となっており、平成30年度の1日当たりの通院者数14名から3名ほど増えております。

158ページをお願いします。

2款繰入金、1目一般会計繰入金663万円の減額は、決算見込みによる減額でございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第79号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第79号は可決いたしました。

◎議案第80号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第21 議案第80号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案1と別冊9をご用意ください。

議案1の137ページでございます。

議案第80号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和元年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

主な建設改良事業の配水管整備事業2、150万円を1、859万円とする。

メーター改良事業514万4千円を431万9千円とする。

施設整備事業2、081万円を1、870万円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
収入。

第1款水道事業収益、既決予定額1億1,317万8千円、補正予定額112万6千円の減、計1億1,205万2千円でございます。補正予定額の内訳として、第1項営業収益が139万6千円の減、2項営業外収益が27万円の増でございます。

次に、支出。

第1款水道事業費用、既決予定額9,594万7千円、補正予定額892万7千円の減、計8,702万円でございます。補正予定額の内訳として、第1項営業費用が1,005万7千円の減、第2項営業外費用が113万円の増でございます。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,907万1千円を1,689万7千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1,445万7千円を1,288万2千円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額461万4千円を401万5千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお開きください。

第1款資本的収入、既決予定額3,754万6千円、補正予定額389万7千円の減、計3,364万9千円でございます。補正予定額の内訳として、第1項企業債が360万円の減、第2項国庫補助金が29万7千円の減でございます。

次に、第1款資本的支出、既決予定額5,661万7千円、補正予定額607万1千円の減、計5,054万6千円でございます。第1項建設改良費の補正予定額も同様に607万1千円の減でございます。

第5条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額1,469万6千円、補正予定額30万6千円の増で、計1,500万2千円でございます。

令和2年3月9日提出、福島町長。

補正内容について説明いたしますので、別冊9の171ページをお開きください。

令和元年度福島町水道事業会計補正予算実施計画書でございます。

今回の補正内容は、収入及び支出額の確定に伴うものでございます。

主な増減のみ説明いたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、補正前の額 1 億 1, 3 1 7 万 8 千円、補正額 1 1 2 万 6 千円の減、計 1 億 1, 2 0 5 万 2 千円でございます。1 項営業収益が補正額 1 3 9 万 6 千円の減で、内訳としては、1 目給水収益が 1 0 0 万円の減、2 目受託工事収益が 3 9 万 6 千円の減でございます。2 項営業外収益は、1 目受取利息及び配当金の預金利息で 2 7 万円の増でございます。

次のページをお開きください。1 7 2 ページです。

支出でございます。

1 款水道事業費用の補正前の額 9, 5 9 4 万 7 千円、補正額 8 9 2 万 7 千円の減、計 8, 7 0 2 万円でございます。1 項営業費用が補正額 1, 0 0 5 万 7 千円の減で、内訳としては、1 目原水及び浄水費が 2 0 0 万 3 千円の減で、修繕費の浄水場等修繕費が 1 0 0 万円の減外でございます。

2 目配水及び給水費が 2 1 0 万 4 千円の減で、修繕費の給・配水管等修繕費が 2 0 0 万円の減外でございます。

3 目受託工事費が 3 8 万円の減で、自己有メーター器改良工事の確定に伴うものでございます。

4 目総係費が 8 7 万円の減で、委託料のメーター検針及び料金徴収委託料の確定に伴う 9 0 万円の減外でございます。

5 目減価償却費が有形固定資産減価償却費の減額で 4 7 0 万円の減でございます。2 項営業外費用が 1 1 3 万円の増額で、消費税の確定に伴うものでございます。

次ページをお開きください。1 7 4 ページです。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入の補正前の額 3, 7 5 4 万 6 千円、補正額 3 8 9 万 7 千円の減、計 3, 3 6 4 万 9 千円でございます。1 項企業債、1 目企業債の工事及び委託の実績に伴う起債額の確定で 3 6 0 万円の減でございます。2 項国庫補助金、2 目国庫補助金が美山浄水場前処理施設設計委託業務の実績に伴う補助金の確定で、2 9 万 7 千円の減でございます。

1 7 5 ページをお願いします。

支出でございます。

1 款資本的支出の補正前の額 5, 6 6 1 万 7 千円、補正額 6 0 7 万 1 千円の減、計 5, 0 5 4 万 6 千円でございます。内訳としては、1 項建設改良費の 1 目配水管整備費が館崎松浦地区配水管取替工事の確定で 2 9 1 万円の減、2 目メーター改良費が 8 2 万 5 千円の減で、貸付メーター器改良工事の確定に伴うものでございます。

3 目メーター購入費は、新設分メーター数の確定に伴う 2 2 万 6 千円の減でございます。

4 目施設整備費は、美山浄水場前処理施設設計委託業務の額の確定に伴う 2 1 1 万円の減でございます。

以上で、議案第 8 0 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第80号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第80号は可決いたしました。

◎日 程 の 順 序 変 更

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第22 一般質問については、午後6時からの夜間議会において行いますので、日程の順序を変更し、日程第23 議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第23 議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について以降を先に審議して進めることに決定いたしました。

◎議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について

◎議案第51号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について

◎議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎議案第54号 福島町手数料徴収条例の一部改正について

◎議案第56号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について

◎議案第58号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について

◎議案第59号 第5次福島町総合計画の変更について

◎議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について

◎議案第66号 令和2年度福島町一般会計予算

◎議案第67号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算

◎議案第68号 令和2年度福島町介護保険特別会計予算

◎議案第69号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

◎議案第70号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算

◎議案第71号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

◎議案第72号 令和2年度福島町水道事業会計予算

○議長（溝部幸基）

日程第23 議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について。

日程第24 議案第51号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について。

日程第25 議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

日程第26 議案第54号 福島町手数料徴収条例の一部改正について。

日程第27 議案第56号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について。

日程第28 議案第58号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について。

日程第29 議案第59号 第5次福島町総合計画の変更について。

日程第30 議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について。

日程第31 議案第66号 令和2年度福島町一般会計予算。

日程第 3 2 議案第 6 7 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計予算。
日程第 3 3 議案第 6 8 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計予算。
日程第 3 4 議案第 6 9 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算。
日程第 3 5 議案第 7 0 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計予算。
日程第 3 6 議案第 7 1 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算。
日程第 3 7 議案第 7 2 号 令和 2 年度福島町水道事業会計予算。

以上、15 件の案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました 15 件の案件につきましては、提案理由の説明及び質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております 15 件の案件については、提案理由の説明及び質疑を省略し、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16 時 29 分)

(再開 16 時 32 分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に 9 番平野隆雄副議長、副委員長に 5 番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16 時 32 分)

(再開 17 時 58 分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

参画者の皆様には、議会へお出でいただき心から歓迎をいたします。

日程第２２ 一般質問を行います。

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

質問時間、回数の制限を撤廃しておりますが、限られた時間の中で質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく簡潔明瞭に発言していただくよう、お願い申し上げます。

一般質問は、５名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

それでは、最初に、７番藤山大議員。

○**７番（藤山大）**

通告に従い、一般質問させていただきます。

令和３年度商業高校の生徒募集の在り方と存続について。

令和２年度において、福島商業高等学校入学生徒数９名の内、町外３名を予定している。

生徒募集には大変苦勞されていると思いますが、令和３年度において定数１０名を割ると、存続する事が困難な状況になります。

生徒数確保に向けて、どの様なアピールをされてきたのかあらためて伺う。

在学中学生に伺うと、高校が近いからという選択理由が大半である。他の高校では、スポーツ等に力を入れ、学生寮など施設を完備し、自高校を全面的にアピールしている。

２０１９年度将来なりたい職業（中学生）ランキング１位（ユーチューバー）などで上位を占めている職業はＩＴ関連が多い。ＩＴ関連授業をさらに強化する、部活動の見直しなど、アピールポイントを再検討するべきと思うが、どうか伺う。

令和３年度定数確保できない場合、存続か否か伺う。

道立存続が不可能な場合の対策を伺う。

○**議長（溝部幸基）**

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

藤山議員のご質問にお答えいたします。

町においては、これまでも入学奨励金や運転免許取得助成など様々な高校存続支援対策を行ってきております。

しかしながら、入学者は年々減少傾向にあることから、これまでの存続対策を方向転換し、町立や学科再編なども視野に入れた、抜本的な高校の在り方に関して協議を続けているところであります。

これまでの積極的な存続対策により、福島商業高校の特色が生かされ、珠算や簿記及びワープロ検定など様々な免許の取得が積極的に行われております。また、令和２年度には２年生の見学旅行がこれまでの国内研修から、オーストラリアへの海外研修になることなど、新たな魅力づくりが追加されることとなっております。

なお、令和３年度に入学者１０名の定数確保ができないときは、再編整備の対象となりますので、まずは、来年度の入学者数が１０名を下回ることのないよう、生徒の確保に向けて、教育委員会並びに学校現場と連携を取りながら生徒の確保に努めてまいります。

このような厳しい現状を踏まえ、町としては町立も含めた高校存続に向けた新たな対策を早急に検討する必要がありますが、町立での存続には近隣町の状況を見ても相当の財源の拠出が想定されることから、町民や議会の皆様の理解を図る必要があると考えているところでございます。

○**議長（溝部幸基）**

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

藤山議員のご質問にお答えいたします。

高校の生徒数確保に関しましては、平成１６年度に入学奨励金の補助を開始して以来、公務員試験等の講習、更には、ふるさと留学支援事業、自動車運転免許取得支援事業など、様々な対策を講じてきております。

また、令和２年度には、海外研修への支援を新たに創設することで本議会に提案しているところでございます。

この間、高校と連携を図りながら、学校案内パンフレットの作成をはじめ、札幌市や道南地域の各中学

校への訪問や送付などを行うとともに、今年度は、新たに福島商業高校のポスターを制作・配布し、PRに努めてきたところであります。

しかし、令和2年度の当校の出願状況は、「9人」となっており、地域連携特例校で令和3年度に2年連続10人未満となった場合は、即再編整備の対象となります。高校存続の対策組織に関しましては、昨年12月に存続検討委員会を再編し、「高校の在り方に関する協議会」を設置したところであります。現状では町立高校と異なり、道立高校のため町の管理下ではなく、授業内容や部活動に関して、町から要望をしてもすぐには見直しできる状況にないことをご理解ください。

今後は、町立化も視野に入れながら道内の事例等を調査するとともに、福島町らしい特色ある学科や部活動の展開なども含め、高校の魅力向上に向けた具体的な協議・検討を進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

教育長の方に再質問させていただきます。生徒数確保に関しては、色々な面でプレゼン提供されていると思います。しかし、在校生には伝わっていないと思います。本年、24名中6名の結果でした。来年度において、25名の生徒が夢に向かって高校を選択されます。その生徒数確保に向けて、商業高校を魅力ある学校にしていくことを考えていく必要があると考える。何か1つ抜けているとするならば、現場サイドだけのプレゼンであって、現生徒の意見を取り入れていないと思われる。全国中学生の将来になりたい職業で、1位ユーチューバー、2位プロeスポーツプレーヤー、3位ゲームクリエイター、4位ITエンジニア・プログラマー、5位歌手・俳優・声優など芸能人となっている。プロスポーツ選手に関しては8位となっています。このような夢のある職業を高校で学び、ドリーム、パッション、今の現代風の若者で言うならば、バイブスといったものをしていただけないかお願いいたします。まだ他の高校がやっていない新たな取り組みをもって、魅力ある高校をいち早くやっていただきたい。他の高校で言うと、名前までは言いませんが、離島ではスキューバダイビング、あと動画投稿などで生徒を確保するのに町民が一丸となって高校存続を乗り切る対策を講じたり、隣の町ではスポーツに力を入れ寮を完備したり、他県では甲子園常連校だった生徒数を確保されています。スポーツに関しては生徒も必要ですが、指導者を確保するのに時間と年数がかかると自分では思っています。その点、eスポーツプレーヤーは頭の使うスポーツです。環境さえ整えば、今すぐにでも出来るものです。検討されてはいかがですか。商業高校のキャッチフレーズは「あなたの未来をプロデュース」。キャッチフレーズと提案が私はマッチしていると思いますが、その辺もお伺いします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

貴重なご意見ありがとうございます。まず、先ほどの答弁でもお答えさせていただいたんですけども、今、現状では道立学校のため町から色んな提案をしても、設置者が北海道なものですから、なかなか受けてくれないというのは、まずご理解いただけていると思います。そういった中で、今年10人を切ったということで、是非ともその存続ということを考えれば、今、町立化ということも町長も申し上げましたけれども、視野に入れて、今、藤山議員から提案のあったような事も検討して、魅力ある高校にして生徒数を確保していかなければ、当然、存続できないと思います。そういったことで、昨年12月に高校の在り方協議会を設置したところでございまして、その中で早急に、今、藤山議員から提案あった事も含め、あるいは例えば福島町は漁業が盛んなので、漁業とか色んなことがまだまだ考えられると思うんですね。ですから、そういう中で子どもたちへのアンケートなんかも通しながら、子どもたちの声も聞きながら、本当に福島町の魅力ある高校づくりのためにはどうしたら良いかということを議会の皆様、町民の皆様、そして、高校生、中学生も含めて、みんなで議論していった方向性を探ってまいりたいと。そのように考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

確かに教育長言うように、内容はある程度理解しているんです。ちょっとユーチューブのことに対して

言っていきたいと思います。ユーチューブ投稿者は約8千名と言われ、ユーチューバーという人間は1千名と言われています。eスポーツプレーヤーに関しては6,570名、プロと言われている方が約500名。2018年度11月3日に行われた世界大会決勝では、ユニークビューア数、フォロワー数、色々合わせて9,960万人、最大同時視聴者数4,400万人、プラネットフォールで中継されています。優勝賞金は約7億2千万円。個人スポーツでは、もっとも格式高いスポーツでテニスの全米オープンの優勝賞金は約4億円と言われています。夢のあるスポーツと私は思っています。ユーチューブに関しても、町の魅力を伝えるのに、例えばですがマグロ漁船の漁を撮影、するめ業者の撮影など、企画さえあれば福島魅力を伝えられると思います。現状を簡単に主張が見えるものとするならば、スクランブル交差点の風景、道後温泉の風景、湘南の海の風景、こういったものも考えられます。福島で言うならば、今、一番魅力あるものと言ったら岩部ですね。例えば岩部の中継をすることによって、漁業者の監視体制、もう1つ、今やっている岩部のクルーズ。これの海の状況も見れます。それに、来なくてもライブ中継から見れて、連絡しなくても今日は波が大丈夫だなという状況で来られる可能性もあります。そういう事も考えられて、例えばユーチューブで中継して、それをオンデマンドで見れる。漁組に置いてみる。見れる部分としたら、両記念館で見せれる部分。あと、町民の方がやっぱり、漁師の方もそうですけれども、それで海の状況を見て漁が出れるとか、本当にユーチューブで中継をすることで、色んな面で皆さんがwin-winの関係だと私は思っているんですよね。それで、授業内容の部活に関しては、すぐ見直しできない状況と答弁されていますが、内容は理解します。しかし、高校存続に今そのようなことを言っている場合ではないと私は思っています。生徒数を確保するためには、新しいものを取り入れるか、なんらかの形で例えばですけど中学生にちゃんとしたプレゼンをするのも大事ですが、商業高校生を同伴させて福島魅力を伝える。若しくは、それが出来ないのであれば、商業の高校生に動画撮影でプレゼンを検討されてはいかがですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

先ほども申し上げたんですけれども、その在り方検討協議会の中で、今、藤山議員おっしゃったようなIT関連の部分も1つ重要な高校の魅力にはなろうかと思います。ですけれども、多方面から、ITありきではなくて、本当にスポーツだったり部活だったり産業教育だったり、今、おっしゃったようなキャリア教育というんですかね。その産業的な教育も必要でしょうし、今、福島商業高校がやっている資格を取って商業の世界に多く有能な人材を輩出しているということもまた、一つ私は素晴らしいことなんじゃないかなという風に思っている次第なんです。ですから、そういう多方面から検討してって、福島に合った教育の在り方というんですかね、高校の在り方を模索してまいりたいなという風に思っています。それで、付け加えて申し上げるならば、今、藤山議員から本当に大切なご意見をいただきましたので、今のご意見は岩部クルーズとかに関しても、まちづくり工房の方ですぐにでも出来ることなのかもしれませんので、産業課、あるいはまちづくり工房の方にも今日のご意見をお伝えしながら、検討してもらうような形を取っていきたいなという風に思います。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

私が今、提案した岩部クルーズの方は、視聴率的なものとかに関しては、本当は高校生がやってくれるのが私はベストだと思います。それが1つの高校の魅力にもなると思うんですよね。確かに現状、岩部クルーズの方でやっているのは、個人で法人としてやっているの、それはそれで分かるんですよね。でも、これは高校生にやらせるのが1つの魅力であって、例えばさっきも言いましたが、マグロ漁船と一緒に乗ってみて撮影して、その福島魅力を伝えながら動画配信。こういうのを高校生にやらせるのが私は良いと思っています。確かに工房さんでやれたら、それはそれで良いんですけれども、すぐには出来ると思いますよ。出来ると思うんですけど、できれば私は高校生にやらせてあげたいなと。

それで、町長に対して、答弁だけで見てたら、生徒数確保では町立が一番ベストですが、最悪、生徒数が確保できない場合、答弁書、執行方針にも書いてありましたが、町立も視野に入れた検討をされるということなので、理解したいと思います。商業高校の魅力を伝えて、生徒数確保に全力を注いで、お願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

貴重な提言をいただきましたけれども、まず藤山議員にはしっかりと整理していただきたいのは、やはり我々は道立の存続をまず第一義にしてございますので、その中で今、厳しいという状況。それがやはり子どもの生まれる数が少ない中で、多分、来年の中学3年生は22人くらいでありますので、これまでは福島商業につきましては、ほとんど地元の子どもたちである程度人数を確保してきた状況の中で、今、厳しい状況に至っているということは、まず理解をしていただきたい。ただ、道立の存続も厳しい中で、じゃあ選択肢として何があるかとなると、あと町立で独自運営をするという形になります。そうしますと、藤山議員は色々おっしゃっていますけれども、相当道のりは厳しい状況であります。町立に移管しますと、当然、町の持ち出しは相当な金額になります。奥尻でやられているような事もありますし、寄宿舎を建てる。そうすると、4億、5億の拠出が出ます。そういったものを将来的に町としてやり切れるのかということをしつかりと整理しなきゃならないし、当然、今、言われているようなユーチューバーを育てる、色んな形を育てる。そういった先生をどうするかという問題もあるでしょうし、それが果たして高校教育の中できちんと文科省なり、そういった所の認可が得られるかどうかという問題も色んな事があるんだと思ってございますので、まずそのところを貴重なご意見としてはいただきますけれども、我々としては、今、来年まず10人を確保するという事に全精力をつぎ込みたいなと思っています。当然、10人を下回った場合、募集停止という現実が突き付けられますので、その中で、あと残る選択肢としては町立に移行する形になるんだという風に思っておりますので、そういった中で、また色んな新しい魅力あるもの。先ほど言いましたとおり、町内だけの子どもたちでは足りませんので、当然、町外の子どもたちに来ていただく。特に都市部から来ていただく形になるんだと思いますので、そういった子どもさんたちが興味を持てるような町立をつくれるかどうかは、これまた町民の皆さんと相談しながら決めていくことだと私は思っておりますので、なるべく今年中にそういった検討も進めながら、第一義としては来年の生徒確保を目指していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

最後に、私はとりあえず10名確保するためにはどうしたらいいかというのが大事なんですよね。今までどおりの形であれば、10名ってどうなのかなと。結果は今年9名でしたが、やっぱり魅力を伝えて10名確保するためには、なんらかのもので生徒に来てもらう。例えばですけど、町長おっしゃった寮完備どうこうというのは、それは人数が集まってから寮完備。私は先に完備するんじゃなくて、先に来てもらったら、例えばですけど、今、色んな所でやっている民宿屋さんとかそういうのにとりあえず入れてみる。それか、人数が集まってから施設完備。そこからでも遅くはないと思うんですよね。先に来てもらうことが私は先決だと思っています。とりあえず来年度に向けて生徒数をどのように募集していくのか。もう一度だけ伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

何度も説明していますが、今の高校は道立でありますので、我々が管轄権というのは限られるわけですね。だから、魅力を作る、作らないも、我々のできる範囲では支援してきましたけれども、今、藤山議員おっしゃるようなものは道立の中で北海道さんがそれを取り入れるかどうかという問題はまったく別ですので、そこを整理していただかないと、確かに意見としては伺いますが、今、現実的にそれが可能かどうかという話とはまったく別ものだと思いますので、そこはちゃんと整理していただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、デマンドバスの料金と運行時間について、町長に質問します。

福島町の町民の方々からデマンドバスの料金が低いのではないのか（片道300円、往復600円）という声がある一方で、運行時間（8時頃から15時30分頃まで）を17時ごろまで延長してほしいという声も聞きます。

理由としては、お通夜の参列、買い物、町主催等のイベントに参加したくても時間帯が合わないことからであると思います。また、65歳以上の高齢者年齢の方は、町民の約50パーセントを占めております。自分で自由にタクシーを利用することは十分検討しても家計の負担もかかることから、デマンドバスの有効利用をしたいと考えている方も多いと思います。

町長は、これら町民の声をどの様に考えているのか伺いたい。

その中で、生活保護受給者の利用運賃はいくらになるのか。また、厚生年金、国民年金、生活保護受給者の方々、また、年金をもらっていない方の割合はどのようになっているのか。その方々のデマンドバス利用者状況は把握されているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問にお答えいたします。

デマンドバスの運行については、公共交通事業者、利用者及び行政などで構成する「福島町地域公共交通確保維持改善協議会」において、前年度の運行状況の検証及び当該年の運行計画等について協議・承認を得たうえで、国の補助制度を活用しながら運行してございます。また、利用料金についても「付加価値」や「既存事業者を圧迫しない水準」等を総合的に判断し、民間事業者との共存を基本に協議会において決定しているものであります。

運行にあたっては、利用者アンケートを毎年実施し、改善を加えながら運行しているところであり、利用料金のアンケートでは、「運賃は適正である」との回答が約4割以上あり一番多くなってございます。しかし、一部の利用者や町議会等から見直しに関する意見もあることから、現在、協議会において割引制度の導入を検討しており、利用者の負担軽減が図れるよう協議を進めている状況にあります。

また、運行時間帯は、実証運行の実施状況により17時台以降の利用が極端に少なかったため、本格運行時には同時帯の導入を見送ったところであり、アンケート調査においても改善の要望が少ないことから、現時点で見直す予定はありません。

生活保護受給者の利用料金についてですが、医療機関を受診する場合は「生活保護法による医療扶助（通院）費」の支給対象となりますが、通常の利用は他の公共交通機関と同様本人負担となります。

デマンドバス利用者のうち、全体の8割以上が高齢者となっておりますが、ご質問の年金種別毎等の個人情報的な利用把握は困難でありますので、ご理解ください。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

令和元年の1月から12月までの月別の利用者は何人くらいいるのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

町長の答弁でも、国からの補助金を活用して運行してございます。そのバスの運行の事業年度が10月から9月までという形のものになっていきますので、令和元年度の運行状況ということで、平成30年10月から令和元年9月までの利用者数でございますけれども、トータルで2,999人、約3千人でございます。前年度と比べて240名ほど多くなっているという状況になってございます。1便当たりの平均の利用者数が2.2人、1日当たりの平均利用者数が12.3人という状況になってございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

土曜日、日曜日、祝日は運行していないけど、これはもう運行しないんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

このデマンドバスの本格運行を導入する際には、土曜日の実証運行時には休日の運行もしてございましたけれども、他の日と比べて利用も少ないという状況でもあったということでありますので、そういったことを勘案して、今のところ平日の運行ということでやらせていただいております。それで、毎年のようにアンケート調査という形のもので取ってございますけれども、特段、今のところ土日の運行を望む声というのが無い、少ないというような、今そういった状況になってございますので、利用者人数からして、今の平日運行の形態がいいのかなという風には考えてございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

今、さっき聞いたように1日12、3人ということを言っていますけれども、土日・祝日運行することによって、利用者を増やすためにも運行した方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

課長の方からも報告させていただきましたけれども、実証実験を色々やった中では、土曜・日曜も運行した方が良いという話もありました。ただ、やった結果として、あまり利用者がなかった。ただ、一部聞こえる声としては、イベントの時にデマンドバスがあると助かるんだよという声は聞いているところであります。ただ、実際、デマンドバスを利用されている方は、病院に行かれる方とか、そういう形の目的で利用してございますので、土曜・日曜は病院も休みだったりしますので、そういった形で少ないんだろうという感じがしてございます。あと、やっぱり町の方では色々なイベントをやる時にもバスを仕立ててやっていますけれども、実際じゃあ利用されている方が多いかというと、意外と少ないんでありまして、そういった中で、多分そういった声が多くなれば、また協議会の中で色々と1年の運行計画なり色々なことを協議してございますので、検討する余地はあるのかなと思ってございますけれども、まだそれほどそういった声が多くない。アンケートの中でもそれほど多くないという数字が出ていますので、今のところは現状の運行形態を踏襲する形になるのかなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

同じ福島町で千軒に運行しないことは、何か理由があるんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回、国からいただいている補助金につきましては、地方路線バスの補完をする制度の上でやらせていただいているところでございます。千軒地区につきましては、地域間幹線系統ということで函バスさんが走っていますので、そこはそこを利用してくださいということになります。ただ、岩部から町内までは交通空白地帯で、まさにデマンドバスということになるんですけれども、じゃあなぜ町内から吉岡まで行っているんだというようなことになるかと思っておりますけれども、白符であったり、宮歌であったり、吉岡であったりする所については、幹線から沢の中に入っていくという所がありますよね。そういった所をデマンドバスで認めていただいているというような状況で、今、千軒地区の所については幹線のバスを使ってくださいという整理になっているということで、千軒はデマンドバスの対象にはなっていないということです。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

福島町は、高齢者も多く年金生活者も多いです。75歳以上の方は自動車免許の更新も難しくなるので、デマンドバスの利用をする方が多くなると思います。デマンドバスの利用者を増やすためにも、100円

でも安くしてもらいたいと思います。

それと再度、町長に、17時ぐらいまでの時間延長を考慮してもらい、私の質問を終わらせてもらいたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

料金につきましては、協議会の性格もありますし、町内にはタクシーを生業としている既存業者がごいますので、我々としては、やはりそういった業者を潰すようなことまでは公共としては出来ないんだと思っています。ただ、利用する方は本当に安ければ安いほど良いんでしょうけれども、そうすると、ほとんどタクシーを利用しない方が出てきますので、そういったことも我々としてはバランスを考えながらやっていかなければ、公が民間を潰すようなことがあっては駄目なんだと思ってございますので、そのところは協議会の中で函バスさんを含め、タクシー業者さん含めて、我々としてはバランスを保ちながら料金設定を決めていただいているという風に考えてございますので、そういった中で少しでも安い方法がないかということで、今回は割引料金という形の中で少し軽減をさせていただきたいということで、今、協議会の方にお諮りしているところであります。時間帯については、また色んなアンケートの中でそういった需要が多いのかどうかも模索して、その中でそういったアンケート結果が出たのであれば、協議会の方にお諮りして、承認をいただくという形をこれから取っていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

次に、4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

それでは、一般質問を朗読させていただきます。

新型コロナウイルスへの対応、対策について。

新型コロナウイルスは、今や日本中の誰がいつ感染しても不思議ではない状況で、罹患した人や関わる人をあえて傷つける意味はありません。2月26日に知事、道教委が3月4日まで小学校中学校の休校を要請、27日には首相が全国の小中高校の休校要請、28日は首相答弁で「各学校、地域で柔軟に判断してほしい。」、3月1日には知事が分散登校の検討をしているということで、一般質問提出の3月2日までの間に日に日に状況が変化しています。公立高校の卒業式も簡略化されて実施されました。

もはや各自治体の判断で、臨機応変に対応対策すればよいと考えます。

- 1、町内で感染者が認められた場合の対応。
- 2、当町の小学校、中学校はいつまで休校とするのか。卒業式は実施するのか。
- 3、福祉センターなど4日まで休館している施設については休館を延長するのか。
- 4、こども園（保育所）と学童保育については、原則開所ということですが5日以降どう対応するか。
- 5、横綱記念館等（観光施設）、女相撲大会などのこれから予定されているイベントへのウイルス対策はどのように考えていますか。
- 6、確定申告受付延期に伴う、町の申告相談日を17日以降延長する必要があるか。
- 7、景気の冷え込みも懸念される。プレミアム商品券の増額など町独自の景気対策が必要になると考えるが見解をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問について、私の方からは、教育局部局以外についてお答えさせていただきます。

まず、これまでの経過について、ご報告させていただきます。

町では、国や北海道からの通知を受け、速やかに小中学校と総合体育館などの公共施設を2月27日から3月4日まで臨時休校及び休館といたしました。

また、2月28日には「福島町新型コロナウイルス対策本部」を設置し、町民への感染拡大防止を図るとともに、万が一に備えた体制づくりに努めてきたところであります。

それでは、まず1点目の、町内で感染者が認められた場合の対応についてですが、検査により町民が

「新型コロナウイルス感染症」で陽性と判断された場合には、まず渡島総合振興局より町に連絡が入ることとなっております。

この場合、町としては対策本部を即座に開催し、振興局と協議しながら、北海道の報道発表後、防災無線で町内向けに周知を行う予定としてございます。

また、り患者の行動履歴や濃厚接触者及び年齢や職業の公表等に係る聴取は、渡島保健所が主になって行うこととなります。なお、町はこれら調査に協力のうえ、また、その結果を踏まえ、道と連携を図りながら順次対策を講じていくこととしております。

次に4点目の、認定こども園福島保育所については、5日以降通常どおり開所してございます。

学童保育については、5日より学校が休業中は、夏休みなどの対応と同様に午前8時から午後6時まで開所してございます。

5点目の観光施設や今後のイベントに対するウイルス対策ですが、横綱記念館及びトンネル記念館については、町外からの利用者が中心であり全道的な外出自粛要請を勘案し、予定していた3月17日のオープンを4月1日からとすることといたします。また、新年度に入ってからイベントにつきましては、今後の状況にもよりますが、現時点では予定通り開催することで調整を進めております。

なお、ウイルス対策としましては、各施設やイベント会場入り口に消毒液を配置することとしてございます。

6点目については、若干変更がございますので、本日配付の答弁書でお答えさせていただきたいと思っております。

6点目の税の申告相談受付の延長についてですが、3月3日の段階では特に影響が出ていない状況もあり、期限の延長をしないこととしておりましたが、3月4日付で渡島総合振興局より北海道においても国に準じ、感染症の拡大防止のため申告期限の延長を図るよう要請がありましたので、当町においても本来3月16日までの期限を、1カ月延長して4月16日までとすることといたしました。

7点目の景気対策のためのプレミアム商品券の増額についてですが、この度の新型コロナウイルス感染症により町内経済に与える影響はあるものと思慮いたしますが、現在、国において10日を目途に経済対策を取りまとめている段階であり、国の対策の動向を見据えながら町として必要な対応を講じてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えいたしました。私といたしましては、町民の生命の安全を最優先に考え、町民が発症することのないよう感染防止対策に万全を期してまいります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

木村議員のご質問にお答えいたします。

2点目の小中学校の休業、卒業式の関係についてですが、令和2年2月26日付で、北海道教育委員会教育長から「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の要請について」の通知があり、同日、福島町校長会及び福島町教育委員会議を開催し、要請通り3月4日まで小中学校を臨時休業としたところであります。

さらに、2月28日付で、北海道教育委員会教育長から「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について」の通知があり、3月3日に校長会及び教育委員会議を開催し、要請通り3月24日まで小中学校の臨時休業を決定し、3月4日に周知文書を町内全戸に配付するとともに、全保護者にも通知しております。

なお、児童生徒のストレスの有無・健康観察、家庭学習の状況把握などを目的に、週1回1時間程度「分散登校」を実施することとしております。「分散登校」できない生徒については、家庭訪問や郵送での資料配布等を行い、家庭との連絡を密に児童生徒の状況把握に努めてまいります。

次に、卒業式についてですが、この「分散登校」の範囲内で、児童生徒の感染予防に最大限配慮しつつ、必要最小限の人員で実施する予定であります。

3点目の公共施設の休館についてですが、北海道知事から2月28日「緊急事態宣言」が出され、3月19日まで外出を控えるよう呼びかけがございました。

当町においてもこの宣言を尊重し、福祉センター、総合体育館、チロップ館等の公共施設は、3月19

日まで休館することにしております。

なお、小中学校の休業と、公共施設の休館の関係は、福島町新型コロナウイルス対策本部会議において、社会情勢の変化が見られるときに随時見直すこととしております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

全国で日に日に感染者が増えている中で、当町は幸いなことに、現在のところは感染者が認められておりません。収束するまで、若しくは抗ウイルス剤とか薬が出来るまで、り患者が当町で出てほしくないなと。そんな風に思っています。それはなぜかと言いますと、1つは、ただ病気になっただけなのに、何か悪者扱いされてしまう、犯人探しをする、いじめ、偏見。こういったものに繋がる恐れがあります。もう1つは、町のイメージがダウンに繋がってしまう。これからイベントで観光の人ですとかが町にやってきますけれども、ちょっと福島で感染者が出たので行くのを控えようかなと。そういう風に思う人も出てくるかもしれません。

1点目の質問の中で、感染者の情報公開について、再質問させていただきます。具体的には、居住地の公開についてです。北海道のホームページを見ますと、り患された方の年代、性別、居住地、そして、状況、一人ひとり掲載されております。それで、北海道は居住地については、振興局単位が情報発表の基本という風にしております。それで、昨日の3月8日現在で101例の情報が出ておりますけれども、そのうち79名が市町村の公表をしています。それで、22名は振興局までしか公表されておられません。この違いは何かということで、北海道の保健福祉部にありますコロナ対策室という所に電話しました。そうしましたら、基本的には本人の同意があるか・ないかという答弁をいただきました。それで、基本的ってなんですかともう一度聞きましたら、2月の最初の頃と今とは状況が変わってきていると。2月の最初の感染者が発生した頃、3例目が札幌の方、4例目が七飯の方だったんですけれども、道は振興局までしか公表していませんので、各自治体が道に先駆けて独自の判断で、うちの町にり患者が出ましたよという発表をしました。現在は、本人の同意を得て、道は市町村を公表しているということなんです。それで、先ほど答弁で町長の方は、感染者が出た場合は振興局から連絡が入りますよと。それで、道の報道発表後に町内に周知を行うという答弁でしたけれども、つまり北海道が福島町という風に公表したら防災無線で周知をするのか。それとも、北海道は振興局まで、つまり市町村の公表は本人の同意を得ていないのでできないという形なんだけれども、連絡は来ているはずですよ。それでも独自の形で福島が道に先駆けて公表するのか。どちらになりますか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど答弁したように、北海道の方から私に直接電話が入ることになっていますので、私は常々、災害の時もよくお話しさせていただいているんですけれども、やはり人の命より個人情報の方が大事ということはないのではないのかなという考えを常々持っています。今、もし福島でり患した人がいれば、その方が病気を蔓延させる可能性があるわけでありまして、我々はやはり町民の生命・財産を1人でも危険に晒すことは出来ないという風に思っています。確かに個人の個人情報というのも大事ではありますが、私は自分の立場としては、いち早く町民に知らせるという考えを持っていますので、公表する方向で考えてございます。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

町長の答弁の補足というか、事務的な補足をさせていただきます。私どもの方でも、今、ご質問あったような場合どのようにしたら良いかということは、振興局と事前に相談しております。それで、町長の答弁にありますように、この報道発表後というのは、感染じゃないかと疑われた方がいる場合は、病院の方から札幌にあります道立衛生研究所というところに検体を送られます。それから2日後、例えば今日であれば明後日ですね。この2日間という間があります。その間に、送った段階で振興局の方から当町に連絡があるという状況でございます。その間に保健所の方で本人の同意、職業だとか色々なものを確認して、

それで我々町村の方と協議しながら、町長言いましたように、最終的に公表するかどうかは、一番大事なところは本人の同意というところでございます。そのような流れになっております。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

もう 1 回確認しますけれども、町長の方では公表がベストであろうということですが、総務課長の方は本人の同意がという言葉でしたけれども、その辺はどうなんでしょうか。そういう風には思っているんだけれども、やはり本人の同意が最優先されるものなのかどうか。もう一度お尋ねします。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、申し上げましたように、もし陽性であれば、先ほどおっしゃったように、確かに振興局単位で発表することになります。その間、我々の方と振興局も本人なりの事情聴取。先ほど答弁にもありましたように、保健所が中心となって本人、あるいはご家族の方と接触して色々聴取すると。それに町側も協力するというので、先ほど申し上げましたように、22 名の方は振興局で止まっているということは、やはり公表しないでほしいという強い要望があれば、あえて公表することはございませんけれども、基本的には町長言うように、結局、なぜ公表するかというのは七飯もそうでしたけれども、色んなところで色んな噂が走って、やっぱり入院したり、その人が具合悪いというのはどうしても小さい町ですと広がる場合もありますので、間違った情報が流れないためにも公表しているという町村が多いということでございます。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

これは町に大きな影響を与えることになると思いますので、一つ柔軟な対応をよろしくお願ひしたいなと思います。

2 点目、3 点目の方は教育長の方になりますので、質問させていただきたいと思います。本当に今、学校が小中高休校になっておりまして、生徒は本当に可哀想だなと。そんな風に思っております。それがどうして可哀想かと言うと、学習の機会が失われるわけです。現在は家庭の方で、中学校は課題が郵送されてきたという話は聞きましたけれども、勉強しているわけですが、大体この 2 月下旬から 3 月 24 日まで、本来は授業があって勉強しているわけです。この 1 カ月間どこかでその授業をしなければならぬ。つまり授業の遅れをどういう風に取り戻すのか。これはこれから考えなきゃいけないと思うんですが、道教委の方でどういう風な事を考えているのか分かりませんが、福島町の場合はどうするんでしょうか。例えば夏休みを少し短くして授業日数に充てるとか、そういうことも考えられるんでないかなと思いますけれども、どのような対策を考えていますでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今の教育課程の遅れと言いますか、学年末のこの大事な時期に授業ができないわけなんですけれども、今、来週の校長会でございますけれども、校長会に指示しようと思っているのは、年度始め、4 月の頭に今の学年末にできなかった、休暇で履修できなかった部分を、1 週間程度で遅れは取り戻せるということを聞いておりますので、新学期始まって早々にその未履修の部分を学習するように要請したいなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

そのようにお願ひしたいなと思います。それと、この休校中に子どもたちも学校の課題だけというわけではなく、やはり自分でどういう風に勉強するのかというのを考えねばなりません。ずっとゲームばかりやっているのもどうしようもありませんので。だから、こういう時にこそやっぱり教育委員会として学習の支援の方策というか、そういうものを本来は考えねばならないんですけれども、何分急でしたので、な

かなかそういう対応もできないと思います。今、日本全国で学習支援の無料ツールが沢山ございます。こういうのを一堂に会したホームページなんかもあります。ですから、なかなかそういうものを一般の家庭では見つけられないと思うんですね。1時間ゲームで時間を潰すぐらいだったら、1時間無料のプログラミングのツールを使って自分で勉強した方が良いんじゃないかなと思ったりするんです。ですから、そういう学習支援の無料ツールの情報提供を教育委員会から保護者の方にはしていただけないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

お子さんと保護者の方には多大なご迷惑と言いますか、ご不便をおかけしているところだと思いますけれども、今、木村議員おっしゃるように、そういう学習支援のツールが新聞等でも報道されております。そういうまとめたものを是非、紹介したいなと思うんですけれども、なにせ家にインターネット環境のない、あるいはパソコンを持っていないという家庭もあるかと思しますので、その辺にも十分配慮しながら情報提供はしてまいりたいなという風に思っています。

それで、今回の執行方針でも述べさせていただいたんですけれども、今、全小中学生にタブレットを配付しておりますので、そういう形で家にインターネット環境がなくても学習できるようなツールをそのタブレットに入れて、こういう非常時の際にはそのタブレットを持たせて学習させると。ゲーム感覚で勉強させるような仕組みを今年、調査・研究してまいりたいなという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

確かにインターネット環境がない家庭もあるかもしれませんね。

3点目の公共施設の休館に伴って、19日まで休館ということになっています。それで、町のホームページを見ましたら、保護者宛てのお願いみたいなものが掲載されていました。その中には学校の方は消毒するので安心して来てくださいよということが書かれていましたけれども、今、休館している施設のそういった消毒なんかというのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

まずは小中学校の消毒についてなんですけれども、もちろんよく触るドアや手すりなんかはアルコールの付いた布で拭くように指示しております。また、空中には次亜塩素酸水というハイターみたいな塩素を薄くした身体に害が無いようなものを調達いたしまして、それを空中散布することによって空中の除菌ができるというものを今、それで一生懸命除菌しているところでございます。それで、公共施設についても、今、19日までの休館という風にしていただいているんですけれども、開館間際にはそういう空間除菌を含めて、しっかりやってもらいたいなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

休館後には安心して、また沢山の子どもや町民が施設を利用してくれるような対策をお願いいたします。

4点目の方ですけれども、個人的には国のコロナ対策に一番納得のいかない部分でして、小中高は休みなさいよ、学童と保育園は普通に行きなさいと。今日でも、昨日、群馬県の太田市の方で保育士さんが感染して今ニュースでパニックの報道がされている状況です。こればかりは国の方針ですので仕方ありませんけれども、そういう中で学童保育の状況について、質問させていただきたいと思います。基本的には登録されている子どもが通うわけですけれども、こういう風な状況になりますと、やはり仕事の都合等で休めなくて、追加で学童をお願いしたいという方もいるのではないかなと思います。そういう中で、小学校の保護者の方には、追加で学童を利用できますというような通知をされたんでしょうか。また、そういったケースがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

学童については3月5日からのオープンということで、登録23名中、現在のところは5日が4名、6日が5名、本日9日は6名ということで、それ以外の一時的預かりという部分については、私どもは受け入れるという気持ちはあるんですけど、保護者の方には通知はしておりません。一応、全戸回覧の中では保育所を開けます、学童も8時から18時までやりますということは通知しておりますが、保護者の方にはそういう形では通知しておりません。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

やっぱり警戒しているようで意外と少ないんだなと。そんな風に思いました。

5点目のイベントの対策ということで、会場の方には消毒液などを配置するということなんですけれども、全国的にマスクも消毒液も不足している中で、町としてどの程度こういった物を確保されているのか。その辺について、まずお伺いしたいなと思います。

それと、ニュースなんかでは、病院ですとか、介護施設でも、こういう物が不足しているという報道もありますが、町内でそういった情報なんかは掴んでいますでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

まず、1点目のマスクの在庫ですけれども、役場として各課だとか、あと備蓄倉庫など合計で先週末時点で約1,800枚。役場で災害用だとかで保管しております。そのほか小中学校、それから消防署などを含めると4,400枚ほど先週末時点で備蓄がございます。それと、先週ですけれども、町内の医療機関だとか福祉事業所の方の備蓄状況も確認しております。それで、やはり今おっしゃったように、マスクが足りないということで、特に町立診療所の方は早い時期から確認をしまして、それで今日、医療機関、2つの病院と2つの歯科医院の方にはマスクを100枚と、歯医者は50枚ですけれども、まず第1弾として医療機関の方に配布はしております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

そういった所でも不足というものが懸念されていますので、必要あるごとに配布していただきたいなと。そのように思います。

6点目の申告の方については、もう明日か明後日から全町内という風な枠で申告の方をされる方が来ますので、なるべく早めに周知の方をしていただきたいと思います。

それで、最後の7点目の方ですけれども、国が10日を目途に取りまとめということなんですけど、大体大まかに4項目ぐらい国の経済対策というのが今ありまして、1つ目が感染拡大ですとか、医療の提供対策。2点目が学校の課題への対応。3点目が事業活動や雇用者への対応。4点目が状況が変化した場合の緊急措置ということで、経済対策ということなんですけれども、国というのはどうしても会社を支える対策に力を入れがちです。ですから、これからどういう形でお金が町村まで下りてくるかは分かりませんが、もし国の方でそういう風な経済対策があまりないようであれば、冬にも国の方のプレミアム商品券ありましたけれども、もしそういうものがないのであれば、町長の方で予算を組んでいただいて、この3月も本当は歓送迎会とか色々あって人が動く時期ですけれども、まったく町内の経済も止まってしまうような動きが見受けられますので、是非、経済対策の方は町長の方もお願いしたいなと思います。その点について伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

国の経済対策については、10日を目途にまとめるということで、大筋、今おっしゃられたようなことの流れは見えてはきていますけれども、本当に地域にしっかり経済対策として回るかという、なかなか

そうではないのかなという気がしてございます。ただ、今の感染の状況を見ますと、まだまだ昨日、今日もまた北海道の中で結構、札幌市を中心に出ていますので、そういった中で多分3月いっぱい自粛モードが色んな形で、私の方にもイベントが中止になったり、会議が中止になったりということが出ていますので、我々が経済対策を打っても、なかなかそれに呼応して人が出て歩くのかなということはちょっと疑問な点もありますけれども、ただ、各課に私の方から指示しているのは、まず関係団体にきちんと聞き取りをしていただいて、今、何が困っているのか、何が今後問題化していくのかということ、生の声を聞くようお願いをしております。そしてまた、この前も水産加工振興協議会の方で加工屋さんの社長さん方ともお話をさせていただき、何か直近で困っている、これからまた困るようなことがあれば、町の方にお話をさせていただきたいということもしておりますので、これからまた色んな総会等も控えているところもありますので、我々としてもしっかりと商工会、関係団体含めて声を聞いた中で、ピンポイントでこういった形で予算を確保して経済を上手く回すかということ、今後考えていきたいと思っております。ただ、なかなかまだまだ今そういう状況、まずは予防の方に力を注いでいるというのが正直な話でございますので、これから多分4月明け、本当に松前の桜が咲く頃までにはきちんとしていただきたいなという思いもありますし、そういった時期を念頭に置きながら、新年の予算の中で何ができるのか、これから内部でしっかり協議し、また、町内の声をしっかり聞きながら、できるものからきっちり予算確保を議会の方をお願いしながら対策を打っていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

決して今すぐと言っているわけではありません。プレミアム商品券も福島は大体8月ぐらいから始まりますし、国の状況なんかも見て、適時判断していただきたいなと思います。

これで終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 19時07分）

（再開 19時17分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

人口維持対策のための構想について。

当町の2040（令和22年）年の人口は1,682人（国立社会保障・人口問題研究所）と推計されております。町独自の推計は59人多い1,741人ですが、各種施策の実施を想定しての人口であります。それでも現在人口3,957人より2,216人減少することになります。

国全体の人口減少は、現行の社会保障の形を維持することは困難と推定されております。特に地方は、少子化、高齢化、過疎化がより激しくなりました。国の人口維持政策は国の責任であると考えたとき、本施策を各自治体が競争して各種計画を展開するということは、最も重い責任と難題を地方に押し付けているような気がします。

急激な人口減が続く中で、せめて緩やかな減少を目指しても合計特殊出生率は2.0が必要とのことです。それが、2018年には1.42、そして、例年漸減している現況であります。

当町としてもあらゆる計画が互いの相乗効果を見ながら的確に実践されていく処に期待が寄せられますが、国においては福祉、教育、産業、労働などあらゆる政策が連携し噛み合わなければ、人口維持対策は不可能であると思います。

人口維持対策を視点としての働き方改革、きめ細かい社会の中の子育て政策など、子を持つ世帯への

理解、支援がなければ出生率の向上も困難であると思います。

そこで当町において、できる限りの施策を考えていくべきだと思います。

一人、又一人と、可能性やチャレンジの人材を作り上げ、まち興しと活性化に繋げるべきだと思います。

今般の会議議案にもチャレンジスピリット条例が提出されておりますが、少子高齢化を考えると、現在考えられる人口維持対策を推進し、実現に向けては如何でしょうか。

道内自治体には好事例もありますが、当町の案として以下いくつかを提案します。

人材育成と活用に関連し得る対策。

できる限り容易な定住に結び付く条件施策。

ＵターンＩターンＪターン者への定住条件の緩和。

奨学金受給者の当町内就業者への返済免除（就業期間中）。

個人起業募集施策の発信。

当町自然資産活用のインストラクターの育成、活用。

遊休農地、空き家等活用対策の実現プラン。

育児サポーター施設（室）の設置。

一人ちゃんこ、二人ちゃんこ他、１村１品視点でということです。

ユーチューブ活用によるまち興し対策。

士業、師業等各資格者の育成。

当町各制度の実績、検証、見直し。

この度のチャレンジスピリット条例の件。零細既設企業者や低額対象者への対応も考えていただきたかった。

最後に、大判ポスターの作成をして町外への訴えもしてはいかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

国は、日本が直面する人口減少・少子高齢化という課題に対し、政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持するとともに、２０６０年に１億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示したうえで様々な取り組みを進めており、「第１期総合戦略」に引き続き、令和元年１２月に「第２期総合戦略」を策定したところであります。

町においても、こうした国の動向を踏まえ、当町の課題の解決に向け「福島町第２期総合戦略」を策定し、本議会に提案し、先ほど議決をいただいたところでございます。

人口減少対策については、これまで子育て支援策及び若者の定住対策並びに地場の産業の底上げなど、様々な支援に取り組んできたところであります。しかし、いまだ転出超過に歯止めがかからない状況が続いており、「福島町第２期総合戦略」をベースに人口減少幅の鈍化に向けた各種施策の取り組みを進めてまいります。

なお、ご提言の各種施策に関しては理解をいたしますが、その実現にあたっては応分の財政出動が想定され、費用対効果を見極めながら判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

５番川村明雄議員。

○５番（川村明雄）

まず、現在の当町の状況、現況ということですが、高齢化が令和２年１月末で４８パーセントという執行方針に町長も載せておりました。道全体で見た場合、他の町村の数字もありますから、去年の１月１日現在の北海道の出した数字では４７パーセントということなんですね。１年で１パーセント上がっているというのが福島県の現況。しかも、福島町は北海道で上から数えて６番目という高齢化率になっている。夕張を除けばほとんどトップと言っても言い過ぎでないかなと思うような数字になっているわけでございます。この現実を見たら、どうしてもなんとかしていかないとかならない、改善できる方法はないだろうかということを考えます。国も１億人を維持したいとの構想にありまして、そのために、ひと・まち・しごと創生長期ビジョンにあるように、子育て政策、子育て世代への支援対策が謳われており

ます。私自身も、国がやらなかったら各種対策を地方からやりましょうと、福島町からやりましょうと。そのようなことを言っていました。鳴海町長もそんな思いだったんだろうと思いますけれども、保育料の無償化を打ち出しました。私自身も、未だかつてない対策を講じないと子育て環境は変わらないと感じておりましたということで、賛成させていただきました。その後、国が今度、無償化を発表して、現在に至っているわけですね。答弁書にもありましたように、今般の議案にも人口ビジョン・総合戦略が提出されて原案可決しておりますけれども、計画期間内でも検討し得る余地を次に持ってくださいなという風に思うわけです。ということは、時代はどんどん大きく変化していくという形。小さくなっていくというんでしょうかね。そういう中で、この1年とも2年とも言えないという中で、1つのスパンの計画。それをそのままにしておくと言いますか、検証したり、そして、見直ししたりしていくという必要がやはりあるんだろうという風に思います。長期計画なんかでも1年毎に実際にやっていますから、大丈夫だと思うんですけども、人口問題は自治体で考えることではないと思いますが、この人口問題が学校の統廃合、存廃問題につながっていていますので、どうしても避けられない問題であると。さらにその先に国全体としては1人の高齢者を生産年齢人口1.5人で支えると。そして、さらにその先は、最近では1人で1人を支える時代になりますという報道なんかもテレビで観ることがある。非常に厳しすぎる現実が待っているんだなということを考えます。目先では2025年の団塊世代の800万人が75歳となると。介護、医療、少子化問題が、さらにその先2040年の高齢者人口4千万人がピークを迎え、この時代に1人を1.5人で支えなければならない時代になるという風な社会保障の問題がクローズアップされていると、成り立たなくなるのではないかという。今現在の福島町の状況というのは、既に国の20年先よりもさらに進んだ段階の高齢化率になっているんだろうなという風に思うわけですね。町長も同じような考えを持っていらっしゃると思うんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

人口減少問題は本当に我々の喫緊の課題ではありますが私、常々、国なり道に行ってお話するのは、もう一地方の問題ではなくて、日本全体が人口減少になっている中で、やはり国の政策としてしっかりどう捉えていくのかということをしていかなければ、我々がやれる範囲というのは、ある程度、隣町とこちらを比べてどちらが良いかという選択肢の中でやっていくことになるのではないのかなと。やはり国が本当に国策として、これから人口が減っていく中でどう対応していくのか。以前確かヨーロッパの話を見せていただきましたけれども、今、出生率を上げている国もありますし、色んな形の中で国がしっかりと方向性を示せば上がってくるんだと思っています。ただ、そうは言えども、我々、福島という町を預からせていただく中で、やはりしっかりとまずは働く場所がなければ、早晩、若い人達が出て行くというのは常でありますので、今、うちの状況を見ても、先ほど言いましたとおり、高齢化率が47、48パーセントですか。そういった中で、1年間の動向を見させていただきますと、生まれた死んだで大体60、70人減ることになっています。そして、社会現象というか、転出・転入でまた60ぐらいですから、大体130人の方々が1年間で減少しているという形がここ何年か続いておりますし、これまでのデータを見させていただくと、昭和51年まで遡ると人口減少はマイナスでなくてプラスの状況。それは当然、青函トンネルとか色んな形の中で旅の方から作業員が入ったり、そういった形で入ってきて人口が維持されてきたんだと思ってございます。青函トンネル以来、本当に福島町は他の町村に比べても急激な減少幅と言いますか、極端にいくと、青函トンネルで働いていた方が館崎、白符、三岳を中心に1千人から2千人が何年かの間に福島町を離れたという状況の中で、他の町から比べても減少幅というのは一時大きかったんじゃないのかなという風に思っております。そして、昨今では、そういった状況の中で推移をしているところでもあります。ただ、町は出生率が大変低い状況ではありますが私、就任以来、なるべく多く子どもさんを生んでいただきたいということで、ある程度、予算を出動させていただきました。本当に状況を見ますと、今、町内の中で3人のお子さんを抱えている方が結構いらっしゃるのも現実であります。それはやはり養殖昆布なり、そういったところで所得のある方々はしっかりと後継者も育ててきて、しっかりとまた子どもさんを生み育てているという状況ではあります。ただ、そうは言っても、町内で就労できる場所は限られておりますので、そういった中でまだまだこういった状況が続くのではないかなと思ってございますけれども、ただ、私はその落ちるスピードを緩やかにには施策の中でできるのではない

のかなということ、これまでも色々な形で支援をしていく中で、スピード感を少し鈍化させていくということに力を注いできたつもりであります。今の時代、増やすことはなかなか、例えば北斗、七飯のように函館の衛星都市とか、札幌近郊の例えば恵庭、石狩みたいに増えるということはないんだと。それも多分、増えるというよりは、函館なり札幌から移動して増えているという状況ではないのかなと。純然たる町で増えている所というのは、全国で本当に数少ないんじゃないのかなという風に私は思っています。そういった中でも、我々としてやれるものをこれからもしっかり議会なり町民の理解を得ながらやっていくことが将来の町に繋がっていくのではないのかなと思っていますので、そういったところの施策をやれる範囲の中で我々としてはしっかりやっていきたい。そういう思いでございます。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

今日、議案第63号、それから第64号。この第2期福島町子ども・子育て支援事業計画の決定。それから、64号は第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の策定についてということで、この計画書をずっと見ていきますと、大変詳しく細かいところまで調査したり、そのようにしてこのまま町政を進めていくことが最も素晴らしい福島になるんだというような感じ。特に、未来に輝く子どもたちをどう育てていくか、どのような支えをしていったら良いのかということ。これは現実的にやはり福島町発信という形になれば良いかなという風に思っております。これはどこの町も競争だと思うんですけどもね。それで、人口のことを見ますと、今日この人口ビジョンの会議。前に会議にも示されたわけですけども、この出生数ですね。平成31年、令和元年、先ほども誰かが言っていました11人という誕生。それが去年は17人、その前が16人、15人、18人、19人、21人、21人というのが続くわけですけども、そのさらに前は15人、16人、21人、11人ということで、生まれてから小学校に入るまで6年、小学校に入ってから6年、中学校になってから3年、15年間ですね。これを見ますと、この間で子育て対策だとか子育て支援をやったり、色々な対策を打ってきた。打ってきたから急激に下がらなかったかもしれませんが。分析してみますと分かりませんが、もし対策をしなかったら、もっと落ちていくんだよという部分も出てくるかもしれませんし、安定した形の推移と。それにしても、今もう一桁になる可能性がないわけではないという現実を突きつけられると、さらに対策を講じていきたいと思います、大変だけれどもということになるんですね。それで、今、町長からの答弁書にありましたように、各種施策には理解するけれども、応分の財政出動が想定されるので、費用対効果を見極めながら判断をしていきたいと。必要性の理解をしていただいたと取らせてもらってもいいと思うんですけども、確かに町長の言うように、費用対効果とか色々な事を一遍にやるということもできないでしょうし、やはり何を一番先にやったらいいかという論議を重ねながら進めて行かなきゃならないという風に思うわけですね。まず、答弁書の中の、理解する、しかしながら応分の財政出動が想定されるので云々という、ここのところは理解してもらったと解釈してよろしいですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

理解するという、その川村議員との理解もちよっと違うとは思いますが、やはり我々、財政を預からせていただいております。今、明日から始まる今年の予算につきましても、大体37億円ぐらいの予算規模でやらせていただいております。ただ、我々、自主的に賄える税というのは、今、5億円ぐらいでありまして、その中に青函トンネル工事の償却資産が約1億円までではないかな。そういった形で、本当に自由に使える財源というのは限られてございます。地方交付税そのものも人口減少、今年も国勢調査がありますし、またそこで多分人口が減りますので、そういった中で今、大体16億ぐらい特別交付税を入れても18億あるかないかというところだと思っています。我々がやはりそういった施策に投下できる予算というものは限られてございますので、今やっているものでも他の町から比べると少し手厚い支援をさせていただいてございますので、そこの中で、これ以上なかなか新たな施策を講じるとなると、当然、新しい財源を見つけながらやることとなりますので、そこのところについては、やれば良いということとは理解できますけれども、じゃあそのやった効果、色々なものを見比べた時に果たしてどの程度やれるかということは、なかなか即答は出来ませんが、ただ、常々、私、就任した時も自分で色々な事を

考えて、そのすべてをやっているわけではございません。子育て支援につきましても、第1弾やらせていただきました。本当は第2弾、第3弾も自分の中では考えてございましたけれども、なかなか財源を拠出していく中では、すべてやるということはできませんので、これをすべてやるとどのぐらいの予算投下が必要か、そういったものも我々、試算をしてございませんけれども、他の町村の例を見ながら、これから少し勉強させていただきながら、また、本当にやって効果があるものであれば、私は多少の財政出動しても問題ないのではないのかなと思ってございますし、また、町民の皆さん、議会の皆さんに理解をいただけるのではないのかなと思ってございますので、その見極めについては、我々トップとしてしっかりとこれから判断をさせていただきたい。そういう思いであります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

理解はしましたということは、やるという意味ではないと。それは私も十分分かるわけですが、財源、そういう予算ということを考えると、本当に私自身もなかなか言いづらくなるわけですが、予算が限りなくあれば、財源がどんどん湧いてくるのであれば、どんなことでも出来ますでしょうけど、だからこそ、その中で何を優先するかということになると思うんですけれども、私、後段に書いたのは、こういう形で検討してみたらどうかと。検討するのにも1人で考えさせるのではなくて、やはりグループ化とか、専門とか、そのような形で置くことによって、仕事をしてもらうことによって、レベルの高いものに繋がっていくんでないかなと思うんですね。時間の問題で全部をやるということは不可能ですから、ピックアップになると思いますが、まず人材育成と活用に関する対策という一番目の件ですが、町長自身も町づくりは人づくりからということを基本に置いておりますので、この中でも今現在、福島町では人財育成支援事業があるんですが、これを例えば待っているのではなくて、こちらからこういう形のものが欲しいとか、こういう資格の人が欲しいというような育成。そういう格好で考えてほしいなと思うんですね。そういう中では、まずこの中では例えば通訳の育成。福島町にも労働者ではないですよ、研修生ですよ。外国の人が入っている。高校もこれからオーストラリアに行く。これは毎年やってほしいなと思うたりしますね。その先にあるものは、やはり交流、語学が必要、そして、行って経験した子どもたちが帰ってきて、また別な世界を、自分の世界を目指すという、そんな風に繋がっていくんだろうと思うんですね。ここでは通訳の件だけを申し上げたいと思います。

それから、さっきの人口の件ですが、これは前に私も今まで、これで3回目ぐらいになると思うんですね。時の町長は、3人目が生まれたら100万円差し上げたいんだと。100万円というのはインパクトがあると。私は5年にした方がよいんじゃないですかと。継続してずっと居てもらうためには、やはり5年で分けてやった方がよいんでないかと。結果的には、町長は中を取って3年でやりたいということで、50、30、20と決まった経緯があったりしています。しかしながら、さらに私は商品券3割なものですから、この3割区分の商品券を使ってしまうから、もし10年ここに住んでいなければ、その年数によって割合で町に返済するという義務が生ずるものですから、せめて商品券は使うと福島に落ちるわけですから、その商品券だけは返済しなくていいよという格好にならないんだろうかということで申し上げてきました。しかし、3人目の3割というのは大きいですからね、商品券もね。これはやっぱり金額的な検討も必要になるんだろうと思います。他の町でも全国的に出産祝金というのはすごいやっている自治体が多い。返すという額でない額を出している所もあるようですから、そういう形でもまた良いのかなと。その辺を含むという格好で、それも検討してほしいなと思うんですね。それで、同じ定住。容易な定住に結び付く条件施策の中で、この出産祝金と同じように、定住促進住宅等の奨励事業。これも前に私言ったことあるんですけど、鳴海町長になってから言っているでしょうかね。今、記憶があれですが、これも商品券が3割なんですね。このところもやっぱり考えてほしいということと、もう1つは、その50万円、25万円の補助金では、実際に例えば500万円の中古住宅を買うという現実なかなか多くないという現実が今の福島町だと思います。ほとんど例えば100万円以下とか50万円、あるいはゼロに近くてという取得の仕方をしている現状ですから、やはり500万円というのは大き過ぎて、もちろんそういう大きな不動産もあると思うんですが、やはり小さい所に取得できて中を改装したりリフォームしたりして使えるような、そういう形を考えてほしいなと。この奨励事業の中身は、再度、福島町の今の現実問題に合っているかどうかというところを考えてほしいと思うんです。

ね。特に25万円、50万円ということになりますと、それだけで取得した家をそのままにしておくわけにいかない。その後お金がかかる、費用がかかるということになりますから、不動産取得税だとか、登記代も必要になってきますから、25万円というのは簡単に無くなる額だという風に理解してください。

あと、Uターン、Iターン、Jターン。これも定住条件の緩和ということで、この辺りも町の方でこの計画書に出していますから分かります。一問一答ですから、これはいくつも喋るといってまたちょっとまづいのかもしよせんので、一旦ここで2つの件だけですね。出産祝金と定住促進住宅等の奨励事業、それから通訳の人材育成、この辺りをお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

色々ご提言いただきましたけれども、今、町でやっている色んな子育て、住宅環境も含めて、私、当時、企画担当課長の時に制度設計をさせていただきました。その時もかなり議会の方とも色々喧々諤々やりながら、議会の了解をいただきながら、今の制度が出来たのではないのかなという風に思っています。ただ、色んな形で制度を作りながら、我々も計上しながら少し進化をさせたり変化をさせていきたいなという風に思っていますけれども、なかなか財源の都合があったり出来ないこともありますし、また、色んな形の中で社会情勢が変化していく中で制度を変えていかなきゃいけないのかなという風に思っているところでもあります。ただ、先ほど来、人口減少の話をさせていただいていますけれども、やはり私どもとしては、まずはしっかりと地場の産業を向上させることが第一義ではないのかなと。色んな子育ての施策をやらせていただくのは一つのツールではありますが、根幹ではないんじゃないのかなという風に私は常々思っております。やはりしっかりと浜だったり農業から生産を上げて、そこで若い人達が食っていけるという、なかなか我々、先代の町長方が企業誘致についてはしてこなかったというか、あまり積極的にそこを展開してこなかったという中で、福島の地理的条件、色んなことを考えると、新たに工場誘致というのはなかなか厳しいんじゃないかなと思っておりますので、私はやはりしっかりと地場の生産力を高めて、それを町内に循環させて、はじめて子育て施策が生きてくるんじゃないかなと思っておりますので、まずはやはり我々の政策としては、しっかりと産業に予算を注ぎ込んで、その注ぎ込んだ予算によって、果実が町内に回るようなことをしていくことが私は近道ではないかなと思っておりますので、今、色々ご提言いただいたものについては、我々もすべて熟知しているわけではございませんけれども、大体町の方性の中でもうやっているものもありますし、それを少し変化すれば対応できるものもあるかなという気がしておりますので、そういったものも含めながら、今日、提言いただいた意見については真摯に受け止めながら、これから総合開発計画なり色んな形で、また議会なり町民の方々の意見を聞く場があるんだと思っておりますので、その中で本当に政策として拾い上げれるものがあれば、一つでも二つでもこれから検討をするように準備をしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

財源という格好から入りますと、なかなか言えなくなってしまうんですけども、やはり町長言うように、浜の方が元気でない町も元気にならないというのはよく理解しているつもりであります。しかしながら、人材づくりが、直福島町の中で動けるような人材が1人でも多くいれば、浜の方ともタイアップできるような形になるかもしれませんし、両方一緒にやっていかなきゃ駄目だと思うんですね。そういうことで、今日、色々羅列しましたけれども、是非検討してほしいのは、福島町から出た人であっても、現在、奨学金を返している人方、それから福島高校を卒業し函館とか札幌とか進学した子どもたちでも福島町の3つの奨学金を使っている人方。大学まで行くと大変な額になって、なかなか社会に出て、正規雇用の職員、社員になっていけばいいんですけども、そうでない場合もあるかもしれませんね。そういうことを考えますと、やはり渡島のどこかの町でも決定した、今般、議会で決定した所もあるようですけれども、是非、その奨学金の返済を、これはいくらにするとかっていうのは当然計算していかなきゃならないんですけども、そういう制度を、福島町に来てここで就労してくれたら、その期間は返済をしなくてもいいですよ、是非来てくださいという、そういう人材確保も含めて、是非やってほしいなという風に思うわけ

ですね。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

奨学金の項目のところについては、常々川村議員がよく提言をされて、もし本当に町内にきちんと就労していただいて、その方が定着をしていただけるのであれば、そういう施策は私は間違いではないと思っていますので、もしそういった需要が多くあるのであれば、検討に値する項目ではないのかなと思っています。そこについてはまた、教育委員会の方で奨学金の状況をつかまえてございますので、そういったものをもう少し把握した中で、本当にそういった需要が多いのであれば、そういった対策を打っていく必要があるんだと思っています。ただ、私は、やはり就労期間中だけということではなくて、きっちり定住していただくということがメインにありますので、そののところをしっかりと制度設計の中に加えた中で、本当に効果があるものであれば、そういった手を打っていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

確かに就業期間中だけという、いつになるか分からないと。必ずいなくなるという恐れもあるかもしれませんから、町長からすると当然分かります。定着してほしいという格好になると思うんですね。定住してくれるから、それを負担する、補助するということだと思うんですけども、これはさっきの3割補助金、商品券の問題と同じように、全部お返ししてくださいというようになって福島町を出て行くというと、やはりちょっと寂しいなという気がするわけですね。どうしても居れない条件があって、居たいけども出て行くという人もいるかもしれませんから、その辺りのことなんかもなかなか難しい面があると思うんですけども、他の町村の事例なんかも研究されて、どのような形が福島町にとって一番良いかという道を探っていただきたいなと思うんですね。

それから、昨今、随分色々な問題で一人親になるケースが多いというか、都会なんかでは結構いたりすると。そういうシングルマザー、シングルファザー、そういう方をここで何某かの仕事に就いてもらえる形であれば、子どもさんをここで育児するというような形のシステム、福島町もだんだん色んなサポートセンターとか、今日はそこまではいきませんでしたけど、サポートセンターの話も出ている。だんだん就労しやすくなる、そういう環境を作ってやることによって、ここに入ってくる、あるいは定住するという、そういう望みある形を探ると。町の方から発信していくというような形で、今、私はポスターだとか発信力だとかっていうことをちょっと中に書いたんですけども、やはり待っているというよりも、発信していくという形で考えてほしいなという風に思うわけですね。いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、実際、都会で働いていて故郷に帰られている方々もいらっしゃいますし、そういった方々が今一生懸命、この前も道の駅の検討委員会の中にも若い人方に入っていたいただいたのは、そういう意図もありまして、なるべく若い人達の今の感性、私たちとちょっとまた違った感性を持っていますので、情報発信については本当に色々な形でやっていますし、最近、観光ポスターを見ていても大分従前の観光ポスターと毛色が違うのではないのかなということをお気づきだと思いますけれども、そういった形で町も含め、町内の若い方々も積極的に都会の方に向けて情報発信して仕掛けていっているようなことが少しずつではありますが見えてきていますので、我々はそこをしっかりとサポートしていくような体制を予算も含めて取っていきたいと思っていますので、そういった中で一人でも二人でも福島町に興味を持つ、また、町内から都会に出た方々でも、もう一度福島で頑張ってみようという気持ちになれるようなことをしっかりと情報発信していきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

なんとか出産祝金の件だとか、返済不要の奨学金を貰っている人はいいいんですけれども、相手も僅かですからね。奨学金の受給者、就労関係、この辺りを検討してほしいなと思います。さっき申し上げた2つの大きなビジョン・総合戦略が議決されて、これでもって走っていくということになりますから、これが終わるまではもう動かないです、計画は見直ししませんということになるとまた、やっぱりどうなのかなと思ったりするんです。今の光陰矢の如しで非常に速い世界の時間という中で。

それから、通告していませんでしたけれども。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 20時02分）

（再開 20時03分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

最後になりますが、教育長に通告していないんですけどね。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 20時03分）

（再開 20時04分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

無理であるようでございますので、これで終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町民との情報共有の在り方について。

この度、町民と議会との懇談会を2月3日から2月10日の期間、全町内会を対象に延べ6日間開催、全議員が3班に分かれて多くの町民の方々から様々な話題や課題を頂き大変に有意義な話し合いが出来ました。町長・教育長も昨年より長時間を掛けて町政懇談会を実施し、要望事項の進捗状況、第5次総合計画の前期成果と後期に向けた考え方を述べられたと思います。

我々の班の懇談の中で町民の方々からの意見として気になった点が数点ありました。鳴海町政は、様々な施策を持って頑張っているが、資金は大丈夫なんだろうか。色々な事業を行っている（例えば、陸上アワビ養殖の現状）が、費用対効果はどうなっているのか、将来的に福島町の地場産品としての事業になるのか、など心配している面もありました。更に、町内で行われている工事（町単独工事以外を含む）に対しても、何の為に、いつまで、どの様な工事で、それは福島町にとってどの様な利便性があるのかななどの意見もありました。

教育面においても福島商業高校の将来性、生徒数減少による対応、白符町内にあるチロップ館の今後の方向性なども聞かれました。町民の方々からは、駄目ならすぐに事業を停止すべきとの極端な考え方はなく、せっかく進めているなら是非成功させてほしいとの意見が大半を占めておりました。しかし、現状が全く見えてこない中では、不安な要素もあるとの意見も多く、行政（教育関係を含む）として広報では知らせていると思いますが、町民の方々に理解される広報活動をさらに進める必要があると感じました。人口

減が進む当町にあっては、爆発的に人口増加があるとは考えづらく、今後、町民と議会と行政が自助・共助・公助を進めて行くことが重要であり、さらに情報の共有性を高める必要があると感じることから、町長・教育長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

福島町まちづくり基本条例の理念は「協働によるまちづくり」であり、町民と町が相互の信頼関係に基づき、まちづくりを構築することとしており、その根本をなすものとして「町民との情報共有」を規定しております。

私は、これまでまちづくりの基本姿勢として「町民との協働のまちづくり」と「思いやりのある行政」を掲げて行政運営しており、その手法として、情報共有は極めて必要なツールと認識しているところであります。

これまで、町民との情報共有については、毎年、約1カ月の期間をかけて各町内会を訪問し、町民と直接対話する町政懇談会を実施し、町の施策の取り組み状況等をお伝えするとともに、町政への要望などを聞き、町政に対する町民の意見反映を図るなど、ひざを交えた町民との情報共有に努めてきたところであります。

また、町広報誌においては、町長に就任して以来「町長のまちづくり奮闘記」により、私が取り組んでいることや思いを毎月情報発信させていただいており、職員に対しては、常日頃から直接現場に足を運んで町民の声に真摯に耳を傾け、問題の解決を図るよう指導しているところでもあります。

議員のご質問にあるように、町民の方々から町政に関わる事項として財政的な面、事業の効果など、町民の様々なご意見をいただいていることは承知しており、町政懇談会等様々な会合の場において直接説明をし、一定の理解をいただいているところであります。

私は、町民との協働によるまちづくりを実現するためには、町民との情報共有が必要不可欠な要素と考えており、様々な提言をいただきながら町民と行政の距離がより身近になるような工夫を考えてまいりたいと思いますので、引き続き議会とともに行政においても情報共有のための精度を高めてまいります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

昨年12月3日から本年1月9日まで実施しました町政懇談会に私も出席させていただきましたが、高校の存続問題に関しましては、複数の町内会から将来性や方向性などについて意見等が寄せられております。

地元の高校が、町民の皆さんにとっても、大きな関心と期待をもっているところであると感じております。

まちづくりは人づくり、人づくりは情報共有と住民参加が重要であると言われております。

特に町民が関心を寄せている行政情報については、町広報はもとより、ホームページでの周知など、できるだけわかりやすく、より積極的な情報発信に努めるとともに、教育委員会議や社会教育委員会議などを通じて、町民の意見を教育行政に反映してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問させていただきます。質問というよりも、意見を言わせていただきたいと思います。

町政懇談会とか様々な会合で、町長、教育長は直接説明をしていらっしゃるの私も感じております。その中で、今、町長のご答弁にもあったように一定の理解はしていただいていると。これも町民の方々から、やはり町長が信頼されているということを町長が感じて、一定の理解をしていただいているという風に思って、それが鳴海町政に対して、ものすごい推進力になっているのではないのかなと私は思います。でも、我々議会が回って行きますと、行政サイドの説明は説明として理解しているんですけども、費用

対効果とか、それから今までお金をかけたものに対してどの程度のことがあったのか。あと、尻切れトンボになった事業はどうなったのかとか、本当に身近な話でいくと、北朝鮮の船の経費はどうなったのかとか、もうそういうことをかなり心配してくださっております。その都度、我々議員も答えてはいるんですけども、やはり町民の皆さん本当に有り難いことで、町政に対してすごい意欲を持って心配してくださっていますし、その情報を求めています。その中で、やはり従来の情報共有というか、そういうものの考え方。町長は、この中で職員をすぐ現場に直行させる。これは先ほどの地域福祉計画じゃないですけども、これは理想だと思うんです。けれども、今、これだけ職員の方々が、当時というか私が議員になった頃、ものすごい課長さんたち、それぞれの能力を発揮した課長さんたちがいっぱいいた時と違って、今、若い、それも働き方改革の中で大変厳しい状況の中で、町長おっしゃるように、従前のやり方で本当に町民との情報共有というのがなされていくんだらうか。こういう風に思うんですね。だから、そういう風になった時に、やはり手法を変えていかなきゃならないと思うんです。先に公助・共助・自助じゃないんです。これはもう完全に、自助・互助・共助・公助と4つぐらいあると思うんですね。やっぱり町民の方々もこれだけ人口が減っていくんであれば、ただ自分たちから情報を求めるだけじゃなくて、共に情報を求める姿勢を考えてもらわなきゃならない。あまりにも行政ばかりに頼っていくというのは、やっぱり町民の方々にもこれは理解してもらわなきゃならない。そういう一方的なやり取りは、これからは考えてもらわなきゃならない。それを行政がやはり町民の方々と共に考えてもらう施策をしていかなきゃならないと私は思うんです。その中で、町としては、行政としては、やはり町民の方々に、今、知りたいと思う情報を的確に伝える義務があると思います。町長は、会合とか町政懇談で様々な意見を聞いて、それに対して直接説明している。特に財政的な面とか、その事業の効果というのは、こうなるはずなんだという主義の考え方を述べられておりますけれども、聞く方としても、そうなんだろうかという疑問を持ちながら聞いている面も私はあると思うんですね。我々議会の場合は、町民の方々からいただいた意見は、全部各班それぞれ集約して、この間、手交されたと思うんですけれども、急ぐものについては速やかに報告しております。じゃあ、反対に町政懇談会の場合、出てきてくれた町民の方々が求めている意見というのは何なんだ、何がどうしてどうなったんだらうという意見を行政側に言ったんだらうかというのは、我々は知り得ないわけですけども、その中で大よそ推測はつきます。我々が言われていることは絶対言われていると思うんです。その中で、やはり考え方としては、私は町民の方々にもっと親切に、一方的なやり取りじゃなくて、一方的にその効果なり費用対効果なり将来性というもの。ここに書かせていただきましたけれども、アワビの陸上施設等については、町としては将来的にもう地場産品にするんだという方向性、それからブランド化していくんだという方向性。これが町の雇用を助けて雇用の促進になっていくんだというしっかりした考え方、だから今お金を使わせてくれというような率直な気持ちを、やはり町民の方々に言いながら理解してもらわなきゃならないと思います。

教育委員会に関しても、チロップ館はどうするのと。これはもう社会福祉施設であって、個人のものではない、個人に貸し出しているものではない。町の施設だよと。じゃあどうするんだと。その方向性はいつになったら出てくるんだと。その辺はただ説明しているだけだと思いますよ。聞くところによると。やはりもっと具体的に町民の方々とひざを突き合わせて話していくというならば、それなりの回答なり、質問されている町民の方々の意思を受けていかなきゃならない。そうすると、やはりなかなか答えが出ないわけですよ。私は出ないと思います。であれば、町民の方々にも考えてもらうしかないと思うんです。その中で協働のまちづくりというのは進めていくべきだと思うんですけれども、お二方の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々、毎年12月から1月にかけて町政懇談会をやらせていただきます。平沼議員おっしゃるとおり、やはりその時期に行きますと、大体町政懇談というか、町内会要望が中心になって意見をいただいている形。その中には、やはり町が進めている色んな施策について疑義を抱いたり、興味を持っていただいて質問してくる方がおりますけれども、圧倒的にはやはり参加者も町内会の役員の方が中心でありますので、どうしてもそういう形にならざるを得ないのかなと思ってございます。ただ、私就任する前は、以前の町長の先輩方は、昔、深山町長時代は各町内会をこまめに回っていたと思いますけれども、それ以降につい

ては、町内を3箇所ぐらいに集約した中でやっていたんではないのかなと。それを今、職員に無理を言っ
て、ひと月ほとんど毎日のように夜に出てやらせていただいて、少しこういった形が定着してきているん
ではないのかなと思ってございます。ただ、本当にまだまだ我々のやり方なり色んな工夫が必要だと思
います。そういった中で、議員各位の皆さんには本当にその後しっかりとまた町内を回っていただいてフ
ォローしていただいて、その意見集約についても我々の方にしっかり手交という形の中で手渡していただ
いておりますので、そこのところには本当に有り難いなと思ってございます。ただ、先ほど平沼議員のお話
の中にありました、やはり行政自体も職員数が、当時人口が1万3千人いた頃は、私が役所に入った頃は
大体130人ぐらいの職員がいた中で、今、約半分ぐらい。人口が3分の1になっていますので、そう
いった中で役場の職員も少なくなっている中で、なかなかすべてオールマイティーに全部の事を出来ると
いう体制にはありませんので、私は先ほど来ありましたように、やはり町民の方々の自助と言いますか自
立、執行方針にも書かせていただきましたけれども、やはりしっかりと行政なり町のやっていることに興
味を持っていただいて、できれば色んな場面に参画をしていただきたいという思いの中で、我々がまたそ
れをどう参加しやすいような場所を作ってあげるかということが情報共有に繋がるのではないかなと思
ってございますし、まさに議員さん方が3班に分かれて各所に行きますと、我々より話しやすいのか、我々
が質問を受けないようなことも全部見させていただきましたが、本当に多岐にわたってやられてい
るなという風に思っています。私は、すべて行政だけがやるのではなくて、まちづくり基本条例の中
にもありますとおり、町民から負託を受けた行政と議会が色んな形の中で拾い上げたものをしっかりと
また町民に返すことが大切ではないのかなと思っていますので、そういった中でもう少し我々もしっかりと
その辺の工夫ですね。そういったものが必要だとは思っていますので、この度いただいたご意見、また、町民
からいただいている色んなご意見を、来年の町政懇談会に向けて少し進化させていければなという風に思
っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

私も三岳第1町内会の住民として議員懇談会に参加させていただきまして、とある町民の方からホーム
ページの重要性を一生懸命お話しいただいて大変参考になりましたし、今回、議員懇談会の報告書を拝見
させていただいて、福島商業高校に対する町民の皆様への関心の高さが非常にひしひしと伝わってくる内
容で、こちらの方についても大変参考になるところでございました。ありがとうございます。それで、今
回、ちょっと先ほどの木村議員へのご答弁と被るところがあるんですけど、今回のコロナの対策にお
いて、誰も経験したことのない形で全国の小中高は休校しなさいという要請がありまして、我々としては、
校長会なり教育委員会議事で決定して、町民の皆様にチラシを全戸配布させていただいたところでござ
います。実は、前の日の16時の教育委員会議事が終わりました、町民課ですとか、福祉課ですとか、色
んな課にわたったチラシだったんですけども、調整させていただいて、次の日の午前中には住民の皆様
のお宅に届けさせていただいたところでございますし、もう1つは、ホームページで休校の状況とかを情報
公開させていただきまして、それも多分ご覧いただけたのではないかと考えておまして、今のところそ
の件に関して、教育委員会には1件もお問い合わせというのはいたできておりません。そういうわけで、
今回本当にこの件に関しまして、町民の皆様との情報共有というのが非常に大事なんだという風に痛感さ
せられた出来事でした。そういった中で、やはり平沼議員おっしゃるとおり、挑戦課題も沢山ござ
いまして、今回の執行方針にも書かせていただいたんですけども、チロップ館や旧吉岡支所の今後の
在り方についても、できれば今年、令和2年度に青写真を描いてまいりたいと考えておりますし、チロ
ップ館については旧白符小学校ということで、まずは白符の町内会に入りまして、ひざを突き合わせて今後
のチロップ館の在り方について話し合うなど、町民の皆様と本当に情報共有というか、施策立案のための
お話を聞かせていただきながら、教育行政を推進させていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長も本当に限られた職員の中で、また、限られた職員の働く時間の中で、もう本当に情報共有という
のは、やはり職員の方々の足とか目とか、そういうもので成り立って情報共有というのは行政側は受け取

るしかないわけですから、今までのようなやり方では本当に接する接点が無くなってくるような気がするんです。だんだん人口も減ってくる、高齢化はだんだん進んでくる。その町民の方々のニーズは、おそらく町長が職員の時代よりもさらに倍ぐらい意見というのは増えてくると思います。それを今の方々から様々なものを吸い取るというのはなかなか大変だと思います。ですから、やはりそういう町民の方々と共に話す、共に意見を聞く。これは町政懇談会の根幹というのは、我々議員との懇談もそうなんですけれども、やっぱり町民参加というのが根幹にあると思うんですね。如何に町民の方々の考え方を我々の考え方や行政の考え方に活かしていくかというのがやっぱり根幹にあるわけですから、そのための情報ですから、そういうものを吸い取る、また、答える。そういう環境づくりというのは、何かにか今までの手法と違ったものを私は考えていただきたいと思うんです。もちろんすべての町民の方々が鳴海町政を推してくださっているとか、理解してくださっているというような考え方は私はないと思います。それは当然です。もうそれぞれ違う考え方を持っている。でも、今、鳴海町政が行おうとしている状況を多くの方々に理解してもらいたいというのであれば、やはり皆さんと共にそういう情報は共有して、たまには町長自身も歩みを止めて、皆さんと共に歩き出すというぐらいのスピード感はあるといいのかなと。同じ床に寝ても、皆さんそれぞれ違う夢を見るわけですから、それぞれ同じ夢を見る人はいいいですけど、違う夢を見る人もあっていいのかなと。それがあって初めて意見の違いを知ることにもまた有益性に繋がるんじゃないのかなと思います。ですから、今、言いたいことは、今までの情報共有の在り方。それにはやはり町民の方々にどう自分の土俵に上がっていただいて、どう参画してもらうか。これ1点に尽きると思うんですけれども、その辺もしよければ、ご答弁いただきたいなと思います。

教育長にお尋ねいたします。教育長就任前から、もうチロップ館は社会教育施設として動き出しております。当然、その引き継ぎ事項で社会教育施設としての方向性というものは、ある程度なされているものだと思います。町民の方々もそういう気持ちは持っていると思います。ただ、なにせ我々も十分知っているとおりの、建物自体は古い、立地条件も奥の方にある。それから、色々活動していただいていますけれども、何かちょっと腰が弱い。言葉悪く言うと、中途半端な活動をしているような気がするんです。思い切り花火を打ち上げてもいいのかなと。あの白符の通りがチロップ館に行くために車が渋滞して地元の方が動けない、教育長どうしてくれるんだという苦情がいただけるぐらいの施設にしてみようじゃないですか。私はやっぱりチロップ館というのは、今、教育長がおっしゃるように、そのぐらいの気持ちを持っていれば、白符町内会の人達は理解してくれます。また、町内の歴史があそこにあるわけですから、何考えてんだあの教育長と言われるぐらい、せっかく福島町の教育長になったんですから、そのぐらいの意気込みを、なにか教育長は秋までにとかって、さっき聞きたくもない時間を言ったんですけれども、それは教育長のタイムスケジュールに合わせてもらってもいいですけども、そのぐらいの気持ちをもっていかないとならないと思うんです。その中で、やはり教育長も教育委員会とか社会教育委員の皆様方、本当に仕事が終わってから集まってくれるんでしょう。そういう方々の意見を聞くのも大事だと思います。学校に行って先生方と話しするのも結構だと思います。けれども、本当にその町内会に、我々の町内懇談会に足も運んでいただいたということなので、やはり町民と視線を同じにして、町長と同じく町民の方々を引き入れて、今、何が考えられているんだろうと。福島高校に関しては、福島の町民の方々は道立高校とは分かっている、おらが町の高校ですよ。道立高校というのは分かっています。けれども、気持ちは町立高校なんです。ですから、様々な意見が出てくる。その辺も組み入れた中で、無理なものは無理です。無理なものは無理と言って理解してもらわなきゃならないんですけれども、それをはっきり理解してもらえないから、道立高校か町立高校かの区分がなされない中、ただ理解してくださいというようなものになってくると思います。駄目なものは駄目、良いものは良いという感じで、私はどんどん情報的なものはやっていければなと思っておりますので、お二方のご意見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

色々のご提言いただきまして、本当にありがとうございます。常々、私、執行方針の中でもお話をさせていただいているのは、やはり町の最高規範であります福島町まちづくり基本条例。そこの中にしっかりと町民の役割だったり、行政の役割、議会の役割があります。そういった中で、参画・協働というのは欠かせないものだという風に私も思っておりますので、そのところはしっかりと二元代表制の一翼を担

う町長として、議会共々しっかりと町民の意見、声に真摯に耳を傾けて町政を執行していきたい。そのように思っています。そしてまた、基本条例の中に書かれている文言の中に、町民と町は協働のまちづくりを推進するにあたっては、目的意識を共有することが必要なんだと。やはり我々が提案している政策に対して町民の理解がなければ、当然、推進することは私はできないと思っています。今、進めているアワビの問題だとか色んな問題の中で、まだまだ未熟なところがあって、町民の皆様の方に提出できない状況の中で進んでいるものもありますので、そういったものについては、ある程度、今年方向性も見えてくるものもありますので、そういった中で機会を見ながら、今、町が進めている状況については、しっかりと町民の皆様にお示しする。広報なり色んな形の中で、これからやっていきたいと思っていますので、是非、議会の皆様についても、町長は1人でありますけど、議員さんは10人いらっしゃいますので、常に地域をこまめに回られているんだと思いますので、そういった意味で町民の声をしっかりと拾っていただいて、この議場の場でまた議論をし、そしてまた、我々もなるべく時間を見ながら現場の方に足繁く運んで、しっかりと町民の人達と対応していくように努めてまいりたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

貴重なご意見ありがとうございます。本当に私、あそこを渋滞させることにはちょっと自信がないんですけれども、企画提案を考えて、なんとか賑わいを出すように頑張っていきたいと思っています。それで、武者人形と雛人形も最初、今回、道新さんと函新さんにピックアップしてもらって華々しくオープンさせたかったんですけれども、このコロナでちょっとタイミングが悪くて賑々しくいけなかったんですが、白符の地域の方とも懇談させていただきながら、有効的な企画展と言いますか、公開について考えてまいりたいと思っていますし、高校についても、今、在り方に関する協議会を開催させていただきたいと思っております。高校のPTAの方とか沢山地域の方に入っていただいております。そういう中で、色んな各界、各層の皆様からご意見を頂戴して、本当に福島町にとって良い高校の在り方について考えてまいりたいと思っています。いずれにしても、町長はじめ職員共々みんなで地域の皆様と意見交換させていただきながら、施策に反映させてまいりたいと。そのように常々考えております。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月16日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、3月16日まで休会とすることに決定いたしました。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。
どうもご苦勞様でした。

（延会 20時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

署 名 議 員 平 沼 昌 平

令和元年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 2 年 3 月 1 2 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 50 号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について |
| | 議案第 51 号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について |
| | 議案第 53 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 54 号 福島町手数料徴収条例の一部改正について |
| | 議案第 56 号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について |
| | 議案第 58 号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について |
| | 議案第 59 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| | 議案第 73 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| | 議案第 66 号 令和 2 年度福島町一般会計予算 |
| | 議案第 67 号 令和 2 年度福島町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 68 号 令和 2 年度福島町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 69 号 令和 2 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 70 号 令和 2 年度福島町浄化槽整備特別会計予算 |
| | 議案第 71 号 令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 議案第 72 号 令和 2 年度福島町水道事業会計予算 |
| | (予算審査特別委員会報告) |
| 日程第 3 | 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 発委第 7 号 福島町議会基本条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 発委第 8 号 福島町議会会議条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 発委第 9 号 北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について |
| 日程第 7 | 発委第 10 号 「民族共生の未来を切り開く」決議について |
| 日程第 8 | 令和 2 年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について |

◎会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 50 号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について |
| | 議案第 51 号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について |
| | 議案第 53 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 54 号 福島町手数料徴収条例の一部改正について |
| | 議案第 56 号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について |
| | 議案第 58 号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について |
| | 議案第 59 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| | 議案第 73 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |
| | 議案第 66 号 令和 2 年度福島町一般会計予算 |

議案第67号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算
 議案第68号 令和2年度福島町介護保険特別会計予算
 議案第69号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第70号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算
 議案第71号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第72号 令和2年度福島町水道事業会計予算

(予算審査特別委員会報告)

日程第3 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第4 発委第7号 福島町議会基本条例の一部改正について
 日程第5 発委第8号 福島町議会会議条例の一部改正について
 日程第6 発委第9号 北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について
 日程第7 発委第10号 「民族共生の未来を切り開く」決議について
 日程第8 令和2年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	川 合 力 哉	税務課長兼会計管理者	西 田 啓 晃
町民課長兼吉岡支所長	鎌 田 一 志	福 祉 課 長	鍋 谷 浩 行
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	(鎌 田 一 志)
福祉センター次長	(石 岡 大 志)		
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
監 査 委 員	本庄屋 誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿 部 憲 一	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊	議会事務局書記	平 野 文 子

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

3月9日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

4番木村隆議員、5番川村明雄議員を指名いたします。

- ◎議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について
 - ◎議案第51号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について
 - ◎議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - ◎議案第54号 福島町手数料徴収条例の一部改正について
 - ◎議案第56号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について
 - ◎議案第58号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について
 - ◎議案第59号 第5次福島町総合計画の変更について
 - ◎議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
 - ◎議案第66号 令和2年度福島町一般会計予算
 - ◎議案第67号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第68号 令和2年度福島町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第69号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第70号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算
 - ◎議案第71号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 - ◎議案第72号 令和2年度福島町水道事業会計予算
-

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第50号 福島町チャレンジスピリット応援条例の制定について。

議案第51号 福島町地元企業雇用等促進条例の制定について。

議案第53号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第54号 福島町手数料徴収条例の一部改正について。

議案第56号 福島町産業振興資金貸付条例の一部改正について。

議案第58号 福島町道路占用料等徴収条例の一部改正について。

議案第59号 第5次福島町総合計画の変更について。

議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について。

議案第66号 令和2年度福島町一般会計予算。

議案第67号 令和2年度福島町国民健康保険特別会計予算。

議案第68号 令和2年度福島町介護保険特別会計予算。

議案第69号 令和2年度福島町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第70号 令和2年度福島町浄化槽整備特別会計予算。

議案第71号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第72号 令和2年度福島町水道事業会計予算。

以上、１５件の案件を議題といたします。

ただいま議題となりました１５件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

９番平野隆雄予算審査特別委員会委員長。

○**９番（平野隆雄）**

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております１５件の案件につきましては、去る３月９日開催の令和元年度福島町議会定例会３月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

去る３月１０日・１１日の２日間、慎重に審査の結果、条例の制定・改正６件、計画の変更１件、積立金の処分１件、令和２年度各会計予算７件の計１５件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

審査の経過、採決の結果等につきましては、諸般の報告（第２号）に記載のとおりでございますので、ご覧願いたいと思います。

以上、甚だ簡単ですが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております１５件の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものの予算審査特別委員長の報告でありますので、報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、１５件の案件は可決いたしました。

◎**同意第５号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第３ 同意第５号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

議案の１３９ページをお願いいたします。

同意第５号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和２年３月９日提出。

住所、福島町字三岳９０番地３５。氏名、中塚卓朗。生年月日が、昭和３８年１２月９日生まれとなっております。

中塚卓朗氏について、若干補足説明させていただきます。

同意第５号関係資料にありますとおり、本人は、日本大学大学院工学研究科をご卒業され、平成１０年３月から株式会社中塚建設に勤務され、現在に至っております。

また、平成21年5月から福島町商工会監事並びに平成27年6月から福島町社会福祉協議会監事を務めております。

中塚氏は、商工会や社会福祉協議会の監査を通じて、高い見識を持っており、固定資産評価に大切な公平公正な判断を持ち合わせており、また、人柄につきましては、温厚で誠実かつ実直な方であります。

引き続きの選任同意となりますけれども、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、提案に当たっての説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第5号について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第5号は同意することに決定いたしました。

◎発委第7号 福島町議会基本条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第4 発委第7号 福島町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第7号 福島町議会基本条例の一部改正について。

福島町議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出。

改正の内容を説明しますので、説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

1の改正の理由について。

この度、町より、条例で定めた議決事件のうち1件の計画について、次期計画は策定しないとの通知がありましたので、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2の改正の内容について。

福島町まちづくり行政推進プランは、平成22年度から今年度までの2期10年間にわたり、福島町の健全な行財政運営を目指し推進した計画であります。1月23日、町より、現在進めている第2次プラン終了後は、当プランの計画内容を行政改革大綱と総合計画の実施計画に包含させ、次期プランは策定しないとの通知がありましたので、議決事件からまちづくり行財政推進プランを削除するものです。

3の施行期日について、公布の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議ください。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第7号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第7号は可決いたしました。

◎発委第8号 福島町議会会議条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 発委第8号 福島町議会会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、先ほどと同じく議会提出議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

発委第8号 福島町議会会議条例の一部改正について。

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月9日提出。

改正の内容を説明しますので、説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

1の改正の理由について。

町では、今日の社会情勢の変化に、より柔軟に対応する組織の構築を目的に、一部の課を統廃合することから、関係条例の一部を改正しようとするものです。

2の改正の内容について。

課の統廃合により、現在の町民課と税務課が「町民課」となることから、各常任委員会の所管課名を下記のとおり改正するとともに、両常任委員会にまたがる町民課の所管分野を明らかにするため、括弧書きで係名を記載するものです。

3の施行期日については、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第8号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第8号は可決いたしました。

◎発委第9号 北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第9号 北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第9号 北海道の子ども医療費無償化拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を、福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出いたします。

4ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

今、少子化の進行や子どもの貧困が北海道の喫緊の課題となっています。

平成29年に北海道等が実施した「子どもの生活実態調査」では、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態であります。経済的理由で病院の受診を断念せざるを得なかった世帯が高いことが分かった。すべての子どもたちが健康を守るため、お金を心配せずに必要な時に医療機関を受診できるように、北海道の制度拡充を求められているが、北海道の子ども医療費助成の通院無償化は3歳未満、その上、所得制限や一部負担金があるなど、他県から比べても大きく遅れております。道内の市町村又は当町においても、中学生や高校生まで医療費無償化の取り組みが広がっていますが、地域によっては格差があり、北海道の制度拡充による底上げが強く求められていると考える。

北海道知事に対し、意見書を提出するものです。

なお、この意見書は、1月28日開催の委員会において、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
提出者との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
発委第9号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

◎発委第10号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

○議長（溝部幸基）

日程第7 発委第10号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

決議書の提案説明を申し上げます。
それでは、議会提出議案の5ページをお開きください。
発委第10号 「民族共生の未来を切り開く」決議について。
上記の議案を、福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出いたします。
次に、6ページをお願いします。
説明は、決議文を要約して申し上げますので、予めご了解ください。
それでは、説明いたします。

皆様ご存知のとおり、北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文・擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁猟により独自の文化を形成していました。昨年4月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、来月24日に白老町ポロト湖畔に誕生するアイヌ文化復興等に関するナショナルセンターウポポイが開設されるこの機会に、福島町が町民の協力を得て、北海道各地の町村の先頭に立ち、民族共生社会を創り上げていくという決意を表明いたしたく、ここに決議案を提案するものであります。

なお、この決議案は、2月21日開催の委員会において、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第10号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第10号は可決いたしました。

◎令和2年度定例会開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第8 令和2年度定例会開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認についてを議題といたします。

令和2年度定例会開会中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員又は常任委員等を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

なお、出席又は派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会3月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定に

より、令和元年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和元年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間の審議、どうもご苦労様でした。

（休会 １０時２１分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 木 村 隆

署 名 議 員 川 村 明 雄